

令和元年6月八峰町議会定例会会議録（第1日）

---

令和元年6月12日（水曜日）

---

議事日程第1号

令和元年6月12日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第46号 専決処分事項の報告について  
(八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について)
- 第 5 議案第47号 専決処分事項の報告について  
(八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第 6 議案第48号 専決処分事項の報告について  
(八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について)
- 第 7 議案第49号 専決処分事項の報告について  
(平成30年度八峰町一般会計補正予算（第6号）)
- 第 8 議案第50号 専決処分事項の報告について  
(平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）)
- 第 9 議案第51号 八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第52号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第53号 八峰町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第12 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第57号 令和元年度八峰町一般会計補正予算（第1号）

第16 議案第58号 令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
(第1号)

第17 議案第59号 令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

第18 議案第60号 令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

第19 議案第61号 令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

第20 議案第62号 令和元年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)

追加日程第1 議案第63号 八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例制定について

第21 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

第22 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかる  
ための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

---

出席議員(12人)

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

---

欠席議員(0人)

---

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	佐々木 高
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	和平 勇人
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	藤田 吉孝
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	山本 節雄	生涯学習課長	米森 伴宗
学校給食センター所長	田村 高夫	あきた白神体験センター所長	山内 章
防災まちづくり室長	内山 直光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木正志 書記 船山厚子

---

午前10時00分開会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和元年6月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る5月21日及び6月4日、議長立ち会いのもとに議会運営委員会を開き、5月8日付けで議長から諮問のあった令和元年6月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から14日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

また、去る6月7日、議長同席のもとに議会運営委員会を開き、6月5日付けにて議長から諮問のあった議案第63号の追加提案について協議いたしました。その結果、議案第63号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、意見書の提出の発議を議会最終日の日程に追加することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から14日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から14日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 皆様おはようございます。

本日、令和元年6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、3月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、5月13日から5月23日までに発生した火災等について申し上げます。

5月13日午後1時30分に、峰浜沼田字横長根の北部粗大ごみ処理工場で破碎処理後の鉄くずを貯蔵するホッパーから出火し、八峰消防署から消防車など5台が出動、火は約2時間後の午後3時33分に鎮火しました。

また、5月15日午前7時30分頃、峰浜高野々字浜ノ谷地地内から出火、木造平屋建ての船小屋1棟を全焼したほか、周辺の原野や砂防林合わせて約63aを焼き、約4時間後の11時21分に鎮火しました。

さらに、5月23日午後8時30分頃、峰浜目名潟字目名潟において、木造平屋建て住家の外壁約4㎡及び電話引き込み線の一部を焼く火災がありました。焼けた外壁の付近には焦げた薪のような木が数本あり、能代警察署は不審火の可能性もあるとみて、現在、出火原因などを捜査しております。

これら3件の火災に加え、事故扱いとはなりましたが、5月18日午前9時55分頃、八森字家の後地内の原野や松の立ち木など約9aを焼いております。

ゴールデンウィーク明けのわずか11日間で3件の火災と1件の原野焼失事故が発生しており、今後は、消防団や消防署など関係機関と連携し、より一層火災予防に努めてまいります。

さらに、5月23日午前4時過ぎ、八森チゴキの岩場で釣り場に向かっていた大館市の50代男性が高波にさらわれ、海に転落する事故が発生しました。幸い、タコ漁のため漁船で漁場に向かっていた八森字釜の上の漁師、後藤榮一さんが異変に気づき、流されていた男性を発見、救助し、能代厚生医療センターに救急搬送され、一命をとりとめております。

次に、春の行政協力員会議を4月17日に開催し、地域からの要望窓口一本化及び防災対応力強化のため「防災まちづくり室」を設置したことをご報告するとともに、今年度の町の主要事業を説明して、ご理解とご協力をお願いいたしました。

先月5月21日、春の叙勲が発表され、前町長の加藤和夫さんが、八森町と合併後の八峰町の町長として5期、約18年有余に及ぶ町長としての功績が認められ、地方自治功勞で旭日双光章を受章されました。心より敬意とお祝いを申し上げます。

5月26日、八峰町防災訓練を岩館地区を会場に、日本海沖合で巨大地震が発生し、秋田県沿岸に「大津波警報」が発表されたという想定で実施いたしました。当日は、早朝から地区の住民をはじめ、八峰消防署、町消防団など106名の方々から参加いただき、午前7時の本多消防団長による合図のもと、警察及び交通指導隊による避難路の確保、避難指示を受けての住民による岩館改善センターへの避難、消防団員による避難に遅れた住民の搜索及び誘導と避難した方々の確認、地域住民の皆様によるバケツリレー初期消火など火災防ぎょ訓練を行いました。また、沿岸部の自治会においても、各自治会独自の計画による津波避難訓練が実施されました。

訓練に参加された岩館第一・第二自治会の住民の皆様、そしてご協力いただきました八峰消防署、町消防団、警察、交通指導隊の皆様にご心から感謝申し上げます。

次に、全町一斉清掃について申し上げます。

春の全町一斉清掃が4月14日に行われ、早朝から多数の町民の皆様が参加してくださいました。例年のように、八森地区においては町内の側溝の泥上げや漂着ごみ等地域周辺の清掃を、峰浜地区においては、一部実施日を変更して対応いただいた自治会等もありましたが、地域の道路脇に捨てられている缶・ビン・ペットボトルなどを拾い集め、指定場所に運搬していただきました。

集められたごみは、可燃ごみが約1,240kg、不燃ごみが約1,104kgで、昨年にと比べると可燃ごみで約210kg、不燃ごみで約164kg増加しました。全体では約374kgの増加となっており、ごみの中には、家電リサイクルの対象であるテレビやエアコンのほか、

自転車やタイヤ、スプレー缶などの不法に投棄されたと思われる廃棄物などもあり、引き続きマナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施してまいります。

一斉清掃に参加してくださいました町民の皆様には感謝申し上げますとともに、7月13日に計画しております八森地区海岸清掃にも町民多数のご協力をお願いいたします。

次に健診事業についてであります。本日から早朝健診が始まりました。来年度からは、これまでの能代厚生医療センターにかわって秋田県総合保健事業団へ健診事業が移りますが、健診が受けにくくならないよう、また、より多くの方が受診できるよう、受診しやすい環境を整えて受診率の向上を図り、病気の早期発見・早期治療に努めてまいります。

次に、これまで行われた主な観光イベント等について報告いたします。

恒例の八峰町さくらまつりは、4月13日から5月6日まで、御所の台ふれあいパークを会場に開催されました。今年は、ここ数年で一番といえるほど見事に桜が咲き誇り、期間中は天候にも恵まれ、昨年より2割ほど多い約3,500人の花見客が訪れました。

特に、イベントデーの4月20日と21日の2日間は、ハタハタ館駐車場内の特設会場で、超人ネイガーやバルーンパフォーマーによるショーをはじめ、八森子ども園などによる芸能披露が行われ、お花見とともに来場者を楽しませ、さくらまつりを盛り上げていました。

今後も、「海に見える桜の名所」御所の台ふれあいパークがたくさんの方々の憩いの場として親しまれるよう、環境整備に努めてまいります。

5月25日、ぶなっこランドを会場に「白神山地八峰町ルート安全祈願祭」と「山開き式典」を行い、この1年間の山での無事故を祈りました。

この後の自然観察会「二ツ森登山」には、遠くは青森県弘前市や県南の羽後町を含め、町内外から29人の参加をいただきました。参加者はマイクロバスに分乗して登山口に向かい、そこからは4つの班に分かれて、白神ガイドの案内を受けながら二ツ森の山頂を目指しました。麓では20度を超える気温が続いているものの、登山道の一部にはまだ雪が残っており、参加者は一步一步雪を踏みしめながら、眼下に広がる世界遺産の新緑のブナの森と白い雪が映える白神岳の景色を楽しみながら、心地よい汗を流していました。

次に、日本白神水産株式会社について申し上げます。

6月7日に議会全員協議会を開催いただき、「日本白神水産株式会社の業務停止について」現状をご報告いたしておりますが、今後につきましても、何か動きがありました

際には、その都度、議員の皆様にご報告してまいります。

次に、ジオパーク推進事業について申し上げます。

4月の定期人事異動に合わせて、産業振興課内にジオパーク推進係を新設し、職員を5名配置いたしました。今後は、これまで育んできた様々なジオパーク活動をより一層活発化させ、地域に住んでいる大人や子どもたちに分かりやすくジオパークのことを普及啓発しながら、また、活動への参加も促しながら、教育や防災、観光振興にも波及できるように、関係者の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

また、4月18日には、平成31年度の八峰白神ジオパーク推進協議会総会が開催され、役員改選において、会長職が辻正英氏から私に代わり、辻前会長は副会長職に就任いただきました。

次に、ハタハタの里観光事業株式会社の平成30年度の経営状況についてご報告いたします。

八森いさりび温泉ハタハタ館は、平成6年のオープン以来、平成19年のリニューアルを経て、26年目を迎えております。これまで、八峰町の観光、保養の拠点施設として地域振興に大きな役割を果たしております。

昨年の経営状況は、前年度に続き大きな赤字を計上することとなり、最終的に前年度の赤字額をさらに77万2,000円上回る1,622万1,000円の赤字を計上するという厳しい結果となりました。

大型バスの立ち寄り件数の減少による観光客数の減少、近隣類似施設のリニューアルによる客離れ、商品やメニューのマンネリ化、ホームページのリニューアル遅れなどにより、総売上額が初めて2億円を割り込む1億9,400万円となり、特に、レストラン、売店、宿泊の主要部門が合わせて810万3,000円の大幅な減収となったこと、また、入浴者数が八峰町や近隣市町の人口減少や利用者の高齢化などにより前期比で約3,400人減少し、約9万5,400百人となったことなどが大きく影響したものと考えております。

さらに、初めての社長を受け継いだ私自身が組織の体制の問題やハタハタ館の経営分野に深く入り込めなかったことや、様々な改革の司令塔となるべき館長が宴会や設備管理など多くの現場を担当し多忙を極める状況にあったことも、こうした状況を招いた要因だったと考え、本年4月から館長の上に「常務」という新たなポストを設け、適任者を採用したところであります。

今後は、各部門ごとの目標設定と従業員全員による経営状況の共有、営業努力による

団体客の獲得やレストランメニューの見直し、SNSの活用やホームページのリニューアル、売り上げ向上に繋がる多彩なイベントや利用者へのきめ細やかなサービスの企画、おもてなしに関する研修や各部門の横断的応援体制の確立などを進め、これまでにない考え方も取り入れながら様々な改革を実現し、この難局を乗り越えていくこととしておりますが、町としても、関係機関と連携、協力しながら経営改善に取り組んでまいります。

次に、放流事業について報告いたします。

4月9日、小学校4年生を対象に、真瀬川の真瀬橋下流において、八峰町少年少女水産教室を開催しました。この事業は、サケマスふ化場の閉鎖に伴い、平成23年度に休止となっていたサケの放流事業を平成27年度から再開したもので、当日は八森小から17人、峰浜小から22人、合わせて39人が参加し、子どもたちは、秋田県水産振興センターの職員からサケの生態などについて説明を受けた後、約5cmの稚魚2万5,000尾を放流しました。また、今年9月に秋田県を会場に開催される「天皇陛下御即位記念第39回全国豊かな海づくり大会秋田大会」の連携事業として地元の一般参加も呼びかけたところ、数組の家族連れにも参加いただき、最後に全員で記念撮影を行いました。

一方、6月5日には、水沢橋下の水沢川でアユの放流事業を実施しました。この事業は、峰浜地区で合併前から「岩子桜の里」との共催事業として実施しているものです。この日は好天にも恵まれ、峰浜小学校の5年生26人が参加して行われましたが、子どもたちは、体長7から8cmの稚アユ、80kgをバケツに取り分けて水沢川に放流しました。

これらの放流事業を通し、水辺の環境保全、魚の生態や水産業に対する関心を深めていただければと考えております。

次に、農林業関係について申し上げます。

はじめに農作業の進捗状況についてですが、水稻の健苗育成と適正管理を図るため、県、農協等と連携して行っている「あぜ道巡回相談」を今年も4月25日に実施し、その中で一部ハウスに生育ムラや高温障害が確認されたものの、全体的におおむね順調な生育であったと伺っております。

耕起や代掻きなどは平年並みに進み、田植え作業も5月18日以降最盛期を迎えましたが、今年は、5月に入ってから的小雨高温の影響により、一部の地域で農業用水の確保に苦慮し、代掻きや田植え作業に遅れが出たほか、一部で水稻の作付を断念したり、田



植え後も水不足が続き、稲が枯れかかってきた農家がいるとの声を耳にしております。その一方で、気温の高い日が続いたため、移植後の苗は順調に生育しており、今後も天候に恵まれ、無事に収穫期を迎えられるよう願っているところです。

また、今年も米の生産調整見直しの2年目となります。農家から提出される「水稲生産実施計画書兼営農計画書」、いわゆる確認野帳を集計したところ、5月27日現在の本年産の水稲作付面積は、前年実績と横ばいの1,004haですが、このうち主食用米は1,012ha、非主食用米は92haで、前年実績を主食用米で71haの減、非主食用米は71haの増となっております。

主食用米の作付面積は、町が示した「生産の目安」を49ha下回り、数量換算でも281t下回る5,768tと推計されます。そして、水稲作付率も、目安算定時の56.5%を2.6ポイント下回る53.9%となっております。

次に、有限会社峰浜培養の経営状況について報告いたします。

平成30年度は、製造したホダを245万5,000本販売したほか、直営ハウスの生しいたけと合わせた総販売額は3億9,000万円の実績で、会社全体としては1,120万円余りの黒字決算となっております。

また、昨年4月よりホダ販売代金がJAによる立て替え払いから生産者との直接取引となり、販売代金の入金が遅れが懸念されましたが、生産者からの入金は、多少の遅れはあったものの未収なく回収できている状況にあり、資金運用についても、借入金の活用等的確な運転資金計画を立て、支障が出ないよう取り組んできたところであります。

令和元年度は、新規就農や既存生産者による施設増はあるものの、栽培方式の変更、高齢化や雇用者を確保できないことに伴う規模縮小などの要因から、ホダ製造については250万本の販売計画としたところです。

また、オガ粉や燃料、電気料金の値上げなど経費の増加が見込まれ、厳しい経営が予想されますが、従業員の作業体系を変更するなどして経費削減に努めることとし、会社全体の当期利益金740万円を計上しております。

さらに、昨年より、県と町との協力により地元ナラ材を使用した栽培実証試験を実施しており、遜色のない結果が出ておりますので、事業化の検討を進めてまいります。

次に、峰浜地区統合子ども園建設工事について申し上げます。

峰浜地区統合子ども園建設については、5月27日に、峰浜地区統合子ども園の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の入札が行われ、建築工事は高田住宅工業株式会社

が、電気設備工事は保坂電気工事株式会社、機械設備工事は株式会社協立がそれぞれ落札しております。これらの工事につきましては、入札予定価格が5,000万円を超えており、その契約の締結議案を今議会の議案として上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今後は、令和2年10月の開園に向け工事を進めてまいります。

次に、5月29日に行われたチャレンジデーについて報告いたします。

6回目の参加となる今年度は、目標を金メダルの獲得と参加率70%の継続を掲げ実施いたしました。本番当日は、早朝からウォーキングをする人やラジオ体操で体を動かす人、ゴルフやゲートボールやグラウンドゴルフで汗を流す人が多く見られ、その後も学校や職場、公園や体育館などでスポーツや運動に取り組む姿が終日見受けられ、まさに町がスポーツ一色に染められた一日でした。

その結果、当町の参加率は、過去最高であった昨年を更に上回る72.7%を記録しました。

一方、対戦相手である富士山が見える町「山梨県南部町」の参加率は66.3%でしたので、見事勝利することができました。

また、町が独自に行っている「自治会チャレンジデー」については、この後開催する実行委員会で人口別に分けた3グループの1位の自治会を表彰するとともに、広報でも結果を周知してまいります。

チャレンジデーに参加していただいた町内外の皆様と、実施に当たりご協力をいただきました町内事業者、各種団体や多くの関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

次に、6月4日に八峰町文化ホールで開催した「ことぶき大学」開講式について報告いたします。

「ことぶき大学」開講41年目を迎えた今年度は、新入生25名を含む385名の受講申し込みがあり、うち313名が開講式に参加しました。受講者数は昨年度に比べ若干少なくなりましたが、それでも町内の小・中学校3校を合わせた児童生徒数341名を上回っており、町内高齢者の皆さんの生涯学習に寄せる意欲の高さを感じさせる場となっております。

当日は、開講式に続き、家族の絆「老いを迎えて」をテーマに、劇団「河辺わさび座」による演劇を鑑賞していただきました。脳梗塞を患う父を持つ4人家族が主人公で、父親の介護をしていた妻が突然に認知症になり、子ども夫婦は落胆し号泣してしまいますが、その時、脳梗塞を患う父が認知症になった妻を励まし、俺が守ってやると話す姿を

見て、子どもたちも家族全員で支え合って生きることを決意し、最後は家族が一つにまとまっていくという、まさに現実に起こり得る可能性のある内容で、参加した大学生の中には、自分と家族を重ね合わせ、涙する方も多く見られるなど、家族のあり方を考えさせられる良い機会となりました。

「ことぶき大学」では、今後も質の高い学習機会の提供に努め、「心と体の健康づくり」に努めてまいります。

次に、給食センターの空調設備の改修について申し上げます。

先に申し上げてまいりましたが、給食センター内の空調設備の改修は先延ばしすることができないと考えており、食中毒防止、調理員の職場環境改善のための冷暖房機器設置に関わる工事費等の補正予算を本定例会に計上させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、あきた白神体験センターの平成30年度の利用実績について申し上げます。

宿泊利用者数は4,115人、日帰り利用者数は4,418人で、宿泊利用、日帰り利用を合わせて8,533人の利用があり、利用収入は1,277万円となっております。前年度と比較すると、宿泊者利用者数が794人の減、日帰り利用者数は173人の減で、利用収入は270万9,000円の減となっております。

減少の主な要因としては、宿泊利用の一般団体の大口利用や少子化に伴う小・中学校の団体利用児童数の減少、日帰り利用の地域団体の会合などの減少が影響したものと考えております。

今年度は、宿泊利用増に繋がる大きなイベントがないことなど厳しい環境にありますが、利用者数の目標を前年度実績並みの8,500人とし、少しでも多くの方に利用いただけるよう、お客様の安全を第一に考え行動し、施設環境の充実や清掃、職員の接客対応の向上を図り、満足していただける施設づくりに努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第46号「専決処分事項の報告について」は、「八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について」の専決処分報告であり、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う改正であります。

議案第47号「専決処分事項の報告について」は、「八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等

の一部改正に伴う改正であります。

議案第48号「専決処分事項の報告について」は、「八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について」の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第49号「専決処分事項の報告について」は、平成30年度八峰町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告であり、既定額から3,565万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を60億4,412万5,000円とするものであり、歳入の主なものは、譲与税や各種交付金、県支出金、起債などの確定に伴う補正で、歳出については、事業の確定に伴う負担金や補助金、事業費などの減額となっております。

議案第50号「専決処分事項の報告について」は、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告であり、既定額から280万円を減額して、歳入歳出予算の総額を3億849万6,000円とするもので、公営企業会計の固定資産調査等業務委託料の減額と、これに伴う起債の減額となっております。

議案第51号「八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」は、公営住宅法の改正に基づき、入居者の資格要件を地域の事情等に応じた内容に修正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第52号「八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、本年10月の消費税率の引き上げに伴い、低所得者に対する保険料軽減の強化に関する介護保険法施行令の改正が行われたことを受け、条例の一部を改正するものであります。

議案第53号「八峰町森林環境譲与税基金条例の制定について」は、森林環境譲与税基金の設置に関し、必要な事項を定めるため条例制定するものであります。

議案第54号から議案第56号までの「工事請負契約の締結について」3議案は、峰浜地区統合子ども園の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の請負契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号「令和元年度八峰町一般会計補正予算（第1号）」は、1億7,087万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を63億8,187万9,000円とするもので、主な歳出は、低所得者保険料軽減繰出金、地域水産物供給基盤整備事業及び水産物供給基盤機能保全事業費負担金、消費税対策分のプレミアム商品券事務費補助金及びプレミアム付商品券発行事業補助金、先ほど報告いたしました給食センター空調機器新設に伴う設計管理業務委託料及び工事費の追加などで、そのほか定期人事異動による人件費の組み替えによ

る補正などとなっております。

議案第58号「令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」は、69万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億1,718万2,000円とするもので、主な歳出は、保険者ネットワーク端末設置設定業務委託料の追加であります。

議案第59号「令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」は、879万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億1,738万4,000円とするもので、主な内容は、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金と定期人事異動による人件費の組み替えによる補正などとなっております。

議案第60号「令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、151万6,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を2億9,625万7,000円とするもので、定期人事異動による人件費の組み替えによる補正であります。

議案第61号「令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、2万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億211万1,000円とするもので、定期人事異動による人件費の組み替えによる補正であります。

議案第62号「令和元年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、8万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を7,381万7,000円とするもので、定期人事異動による人件費の組み替えによる補正であります。

報告第1号は、平成30年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第2号は、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第3号は、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計の継続費繰越計算報告であります。

また、議案第63号として国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、八峰町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を追加提案しております。

以上、本定例会でご審議いただく議案は18議案で、報告件数は3件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第46号、専決処分事項の報告について（八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定

について)を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長(今井利宏君) それでは、議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページです。

専決処分第1号

専決処分書

八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

次のページは、条例を改正する改正文です。

内容につきましては、別に提出しております議案第46号説明資料をご覧ください。税務会計課提出議案説明資料1であります。

提出資料には、1番に改正の理由、2番に改正の内容、3番として新旧対照表を記載しております。

はじめに条例を改正する理由ですが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令の一部改正が平成31年3月30日に公布され、同年4月1日から施行することになりました。これにより、八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に改正の内容ですが、提出資料中段の2番、改正内容(1)概要をご覧ください。

1つ目は、対象業種の変更です。これまでの「ソフトウェア業」から「農林水産販売業」に変更になりました。ここで言う農林水産物販売業とは、過疎地域内において生産

された農林水産物または当該農林水産物を原料として製造・加工若しくは調理したものを、店舗において主に他の地域の者に販売することを目的にする事業と定義されております。観光客向けの直売所や農家レストランをイメージいただければ分かりやすいかと思えます。これまでの製造業、旅館業に加えて、農林水産物販売業の3業種の事業者が2,700万円を超えた設備を新增築した場合に、3年間固定資産税が免除される制度となっております。対象となるものは、当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地などとされており、車両は対象外とされております。直近3年間の実績ですと2業者が免除を受けており、製造業の工場事務所1件と機械装置2件、計3件が対象で、3年間の税額の免除合計額は281万235円となっております。

2つ目は、制度の2年間延長です。これまでは平成31年3月31日までに取得したものが対象とされておりましたが、取得期間が令和3年3月31日まで延長されました。これにより、固定資産税の免除は取得年度翌年度から3年間行われますので、令和6年度課税分まで免除制度は残ります。

改正の施行期日は、平成31年4月1日でございます。

説明は以上です。議員の皆様には、後で議案の条例改正文と提出資料の新旧対照表を比較しながら見ていただきますようお願いいたします。

それでは、よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ちょっとお尋ねします。

ソフトウェア業と、この農林水産物等販売業、これが入れ替わったわけですがけれども、ソフトウェア業っていうのは、今までこれ該当した、こういう経験があるんですか。これをちょっとお聞かせ願いたいということで。免除額が281万円、3年間でそうなるようですがけれども、これについてはあれですか、例えば税金を十分払う能力がある、黒字をたくさんため込んでいるとか、そういう方々には関係なく、起業した場合に2,700万円以上のお金をつぎ込んだ場合に該当するということなんですか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

ソフト関係の事業の実績はありませんでした。

それから、納税の能力、担税力があるかないかの判断ですけれども、この事業の該当は2,700万円以上の設備投資をした事業者ということですので、担税力の有無はこれには含まれておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第47号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） それでは、議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページです。

専決処分第2号

専決処分書

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。



平成31年 3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

次のページは、条例を改正する改正文となります。

内容につきましては、別に提出しております議案第47号説明資料をご覧ください。税務会計課提出議案説明資料2となっております。

同じく説明資料には、1番に改正の理由、2番に改正の内容、3番に新旧対照表を記載しております。

はじめに条例を改正する理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が平成31年3月29日に公布されました。これにより、原則として同年4月1日から施行されますので、それに合わせて八峰町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

次に改正の内容ですが、提出資料中段の改正内容（1）概要をご覧ください。

1点目につきましては、課税限度額の上限の引き上げです。医療部分の課税限度額が現行の「58万円」から「61万円」に3万円引き上げられました。このため、国民健康保険税の上限は、現行の「93万円」から「96万円」となります。平成30年をもとに推計しますと、税額の上限の93万円となった世帯は10世帯でしたが、上限を96万円とすると9世帯となり、1世帯減となります。税額では、およそ30万円ほどの増となるようです。

2点目につきましては、保険税額の軽減措置に係る軽減判定所得の変更です。国保税の算定に当たり世帯主及び国保加入者の所得が基準より低い場合には、国保税の所得割と均等割を軽減する制度があります。八峰町では7割、5割、2割の軽減措置を行っており、今回の制度改正では、5割軽減及び2割軽減の所得判定の算定に変更がありました。5割軽減では、世帯の人数に乗ずる金額を、現行の「27万5,000円」から「28万円」と5,000円アップ、また、2割軽減の判定では、現行の「50万円」を「51万円」へと1万円引き上げる改正です。これも平成30年をもとに試算してみますと、この改正により5割軽減に該当するのが2世帯3名の増、2割軽減となるのが4世帯6名の増と推計されました。税額で見ますと、およそ11万円が軽減される計算となりました。

今回の改正では、大きく数値が変わる、税収が変わるわけではありませんが、税額の上限を引き上げること、また、税額軽減となる所得額を引き上げることで軽減対象となる世帯が増えることになり、これまで以上に収入が多い世帯には厚く、収入が少ない世帯には負担を少なくとした課税状況になると言えます。

改正の施行期日は、平成31年4月1日でございます。

説明は以上ですが、議員の皆様には、後で議案の条例改正文と提出資料の新旧対照表を比較しながら見ていただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、ご承認いただきますよう、どうかよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時58分 休 憩

.....  
午前11時04分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6、議案第48号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） それでは、議案第48号についてご説明いたします。

議案第48号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページです。

## 専決処分第3号

### 専決処分書

八峰町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

次のページからは、条例の改正文となります。

内容につきましては、別に提出しております議案第48号説明資料をご覧ください。税務会計課提出議案説明資料3でございます。

条文一つ一つの説明ではあまりにも時間がかかりすぎますので、割愛させていただき、改正内容の主なポイントについて、できるだけ簡潔にご説明させていただきます。議員の皆様には、後で議案の改正文と提出資料の新旧対照表を比較しながら見ていただきますようお願いいたします。

はじめに条例を改正する理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が平成31年3月29日に公布されました。これにより、原則として同年4月1日から施行されますので、それに合わせて八峰町税条例等の一部を改正するものです。

次に改正の内容ですが、提出資料の改正内容の（1）概要をご覧ください。

1つ目は、単身児童扶養者の個人住民税が非課税となる制度の拡充です。これまでは寡婦控除というのがありますが、これは死別または離別に限られているため、未婚のひとり親の場合は控除の対象外でした。これがこれから対象となりますが、該当となる年度は令和3年度分からとなります。

2つ目は、ふるさと納税の見直しです。以前より返礼品の過度な競争が問題となっておりましたが、この6月1日より、地場産、返礼割合3割以下の場合に限り寄附控除の対象となります。

3点目は、住民ローン控除の期間延長です。これまで住宅ローンは、10年間、ローン残高の1%、40万円を上限としますが、この控除を受けることができましたが、今後は13年間に延長されます。ただし、延長分の3年間は消費税2%の引き上げ分を上限とすることになります。この扱いは、今年の10月より消費税引き上げが行われることにより、増税前の駆け込み需要、その後の反動の需要減が予想されること、建築業界だけにとどまらず、他の産業、特に家具や家電販売にも大きな影響があると予想されるため、建築

需要の偏りを平準化させることが大きな狙いとされております。

4点目、5点目については、軽自動車税についてです。軽自動車税を含めた自動車関係の税制度は、今年10月1日より大きく変更となります。現在の自動車税には、取得の際に係る自動車取得税、所有時に毎年かかる自動車税、車検時にかかってくる自動車重量税があります。

④番に関しまして、現在の軽自動車税の名称が変わり、自動車種別割となります。今年10月以降取得の自動車税種別割は恒久減税となり、排気量により1,000円から4,500円の減額となります。ただし、軽自動車税は変わらず、軽乗用で1万800円のままとなります。また、グリーン化特例、いわゆる軽課として税額の軽減が2年間延長され、排出ガスや燃費性能基準により75%、50%、25%の軽減が行われます。その後は、電気自動車に限り軽減が残ることになっております。車の後部ガラスに張られている青や緑色のステッカーを見かけるとは思いますが、これが基準クリアのステッカーとなっております。

⑤について、自動車取得税、これ現行の自動車取得税は10月1日以降廃止になり、それにかわって自動車税環境性能割が導入されます。現行の国で定めた燃費基準値の達成状況により、取得価格の3%を上限に課税されることとなります。軽自動車は2%が上限です。環境性能割の減税もあり、いわゆるエコカー減税ですが、今年の10月1日から来年の9月30日取得の場合は1%の軽減措置があります。これは住宅ローンの延長と同様に、消費税引き上げに伴い予想される需要の偏りを防ぎ、平準化する狙いがあります。また、軽自動車の環境性能割は、当分の間、県が徴収し、後で市町村に税額分を交付することとなります。

以上5点に絞って説明いたしました。今回の改正では、ほかに平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例や大規模法人の電子申告処理、その他文言の変更や条ずれ、施行日の違いなどがあります。詳しくは税務会計課資料等ご覧いただきますよう、よろしくお願ひします。

施行日につきましては、原則平成31年4月1日です。施行日が異なるものについても提出資料の方で確認できますので、よろしくお願ひします。

以上、ご承認くださるよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） いろいろ説明ありましたが、消費税増税対策としての車体

課税の大幅な改善や住宅ローンの減税の延長などが中心になってこういうのが出てきたと思うんですけども、軽自動車のことがいろいろ書かれてますけれども、要するに自動車税が安くなるということ、その排気量とかそういうのがいろいろ、今まで軽自動車だと一本化であったのが細かく分かれるということなんでしょうかしらね。私もよくこれ見てちょっと分からないんですけども、それに伴って町の収入ですけども、軽自動車税は町の収入でそのまま入ってくると思うんですが、かなり減額されるんでないかなと思うんですが、これが譲与税とかいろいろこう何かあるみたいですが、町の減った分はどのように補われることになるんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 基本的には、そんなに多く税収には影響はないと見ております。ただ、この消費税絡みの関係で、消費税改正後引き上げ後に一時減税措置が多くなるということですので、将来的に見ればそんなに変わらないと思うんですが、一時ちょっと減になるかと思えます。ただし、金額で計算してみますと、今75%、50%の軽自動車税の軽減、これに該当すると推定されるのが82台で、75%であれば8,100円、50%であれば5,400円という軽減になっていきますので、税額の合計でいけばそんなに大きな、それこそ20万円前後の税収の影響じゃないかと思込んでおります。

あと減った分の話ですけども、これは軽減措置ですので、軽減された分については国の方で措置してもらえるものと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 質問というか、条文の中の平成34年とか33年とかって出てくるのは、ちゃんと直さない駄目なんじゃないですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

この条例が変更になって交付されるのが平成31年3月31日です。で、施行となるのが4月1日ですので、この条例の専決される段階では令和というのは出てこないの、これは全国どこでもその平成30何年のやり方になっております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） じゃあ、字句の訂正はいつ提案するの。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） これにつきましては、改正があった段階でやるか、平成31年、平成何年というのを令和に読み替えるというふうな規定のやり方で変更となります。年度だけの変更はあげない予定です。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第49号、専決処分事項の報告について（平成30年度八峰町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、専決処分事項の報告についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度八峰町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるところでございます。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

平成30年度八峰町一般会計補正予算（第6号）の概要は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,565万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,412万5,000円とするほか、対象事業費の確定に伴う地方債の変更を行ったものでございます。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

8・9ページをお開きください。

まず歳入ですが、2款地方譲与税から、以降10・11ページと進みまして、12・13ページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、いずれも平成30年度の歳入額が確定したことによる補正でございます。

16款財産収入についてであります。財産収入のうち町有土地貸付料及び町有土地売払料につきましては、財政調整基金条例の規定により、その歳入額の全額を財政調整基金に積み立てることとされております。歳入実績見込み額が現計予算額を上回る見込みとなったため、歳出所用額と整合を図るための追加補正でございます。関連歳出につきましては、後ほどご説明いたします。

17款寄附金につきましては、平成30年5月に前町長加藤和夫氏から寄せられました奨学資金貸付基金への寄附金200万円の追加補正でございます。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、各種交付金及び特別交付税の追加補正により税源不足額補填分として予算計上してございました2億5,753万3,000円のうち、1億3,522万8,000円を減額補正いたします。基金からの繰入額を減額したことにより、財政調整基金の平成30年度末残高は、おおよそ30億8,700万円となる見込みでございます。

14・15ページをお開き願います。

21款町債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う減額補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただきます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

16・17ページをお開きください。

おおむねの科目につきましては、起債充当事業につきまして歳出実績見込みがまとまったことによる減額補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただきます。

18・19ページと進んで、20・21ページをお開きください。

13款諸支出金3項基金費のうち1目財政調整基金費につきましては、歳入でご説明しましたとおり、基金に積み立てることとされている歳入の追加補正がありましたので、整合を図るための追加補正でございます。5目奨学会基金費につきましては、歳入でご説明いたしましたとおり、平成30年5月に前町長加藤和夫氏から寄せられました寄附金を積み立てるための追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第50号、専決処分事項の報告について（平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第50号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお願いいたします。

専決処分内容でございます。

平成30年度八峰……すみません。八峰町の「町」が脱字となっておりますので、ここ



をこの場で訂正お願いしたいと思います。

平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成30年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億849万6,000円とするものでございます。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」によります。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

3ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正。1、変更。1款管理費1項総務管理費。事業名、公営企業会計適用事業。補正前の総額が4,071万円に対し、補正後の総額が3,807万1,000円。変更内容は、平成30年度分を283万7,000円に減額し、平成31年度分を3,073万円に増額します。この平成30年度の減額は、事業費の平成30年度分の精算によるものであります。また、平成31年度の増額分については、一部繰越事業となっておりますので、その分の増額であります。

次に、第3表、地方債補正です。1、変更。起債の目的、公営企業会計適用事業です。補正前の限度額が2,040万円に対し、補正後の限度額が1,760万円です。

詳細についてですけれども、7ページをご覧ください。

2、歳入です。6款町債1項町債1目町債、公営企業会計適用債ですけれども、事業費の減額により280万円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。1款事業費1項総務費1目一般管理費13節の委託料ですが、法適化移行支援業務委託料ですけれども、今年度の事業を精算した結果、280万円の減額補正をするものでございます。

以上です。どうぞご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第51号、八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第51号をご説明いたします。

八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）による公営住宅法の改正に基づき、入居者の資格要件を地域の事情に応じた内容に修正するため、条例を改正するものであります。

次のページは、条例改正文であります。

施行期日は、令和元年7月1日からといたします。

建設課の議案第51号説明資料にて詳細をご説明いたします。

今回の改正部分については、下段にある赤で囲んだ部分でございます。これまで入居資格として、年間の収入から決められた控除額を差し引いた所得を月当たり計算した結果、15万8,000円以下であればこの町営住宅に入居資格があるという規定がございます。それを一括法により緩和されたことにより、町の実情に合わせてその範囲を拡大し、入居者の拡大を図りたいというのが目的であります。

最初のウというところですけども、1つ目は、新婚世帯に配慮してこの項目を設けて

おります。内容は、入居者及びその配偶者または婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満である場合に、25万9,000円を限度額として入居資格を定めるものでございます。もう1点、エでございますが、子育て世帯に配慮するということで、同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合、要するに高校生までの子どもを同居者として住宅に入居させている場合には、この25万9,000円までの限度額を認めるという、この2項目を追加するものでございます。

次の表を見ていただきたいと思います。これまでの基準は、上の段にある基準でございました。緑の部分、収入分類ゼロから25%までの方々については、月額15万8,000円まで入居資格がありました。これがこれまでの基準でございます。あとそれ以上月額で増えていくと、収入超過者ということで割り増し家賃をもらっていただいております。さらに、入居時点でもこの額を上回っておれば、入居資格がなかったということです。それを今回、下の方の「平成31年から」と書いてますけれども、この資料は年度末に作成したものですので「平成31年から」となっておりまして、ここはご了承ください。ということで、下の表の青い部分、ここが25万9,000円という金額があります。この部分まで今回、先ほどの話しした新婚世帯と子育て世代については、収入基準を拡大して入居しやすく、あるいは入居後の収入超過分を軽減したいということで今回上程させていただいております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 資料によりますと、これ旧もそうですけれども、旧も新もそうですけれども、福島復興再生特別措置法ということで被災市街地からの入居もあり得るということなんですけれども、今までこういう例があるのかどうなのかということと、この新婚家庭、まあ高校生も含めている家庭が入居、緊急にこう入居したいとか緊急性のある場合あれですか、空きというのは確保、1戸確保するとか、確保できるものなんですか。これは敷金は書いてないですけれども、敷金は今までどおり2か月の敷金ということで考えればいいんですか。その辺お知らせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

これまで規定していましたが被災地からの入居者の関係ですけれども、八峰町においてはこれまでそういう申し込み事例はございませんので、対応をしたことはありません。

それから、新婚世帯の急な申し込みに対することですが、現時点では空き家が生じた時点で入居申し込みを受け付けておりますので、そのような対応はできない状況であります。ただし、この部分については、これからの検討でありますけれども、今検討中のものがありますが、建物が建設されてから30年以上経過すると払い下げ処分をすることができるという公営住宅法の規定があります。それに則って、町ではそういう30年経過した建物については、政策的に譲渡できるような施策を今後考えていきたいと考えております。そうした場合には政策的に国の縛りがなくなるので、町の判断で空き家にしておいて、そういう新婚あるいは急な場合に対応できるような建物として確保することができますので、今後の課題として今検討を進めているところです。

それから敷金については、あくまでも入居時の家賃の3倍というこの規定は変わりませんので、入居時点の家賃に応じた金額で定められることとなります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 30年ということですが、現在、町内住宅はどのような年数経過してるのでしょうか。

それと新婚家庭が入居する場合、敷金3か月ですよね。で、1か月分の家賃ということで、入る時4か月分払わなくちゃいけないんですよ。非常に金額も高いということで、前もちょっと質問したことあるんですけども、本当にこれが新婚家庭のためになるのかどうなのか、この辺についてもやはり見直しが必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 見上議員の質問にお答えします。

現時点では、公営住宅全部で96戸管理しております。そのうち、平成30年度末で30年を経過した建物は10戸であります。これについて、要するに昭和60年代に最初建っておりますので、その部分についての戸数が30年経過しております。今後、毎年何戸ずつかは増えていく形になるかと思っております。

あと、入居時の敷金でございますけれども、これについては、家賃の3倍ということでは公営住宅法で定められた金額となりますので、ここを減額とか免除とかそういう形で

は対応できないことになっておりますから、この辺はご理解いただいて、入居者に説明してご理解いただきながら入居対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 今ですね30年経過すると縛りがなくなるというような説明がありましたが、去年、一昨年に、かもめ団地に入っていた方が、あそこを取得したいと数年前から話があつて、役場に話したこともあったんですが、それができないということで能代に土地を求めて新しいうちを建てた人がおります。これからですね30年経過したその建物は、そこにずっと入居していた人が欲しいということになれば、それを販売するということも考えられるわけですか。教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えします。

国の公営住宅法では、以前は年数に関係なく団地ごとでない自治体へ払い下げできないという規定になっておりました。この一括法の絡みもですけれども、いろんな社会情勢によってそういうところがだいぶ緩和されたということで、このたび県の方を通じて国の政策担当の方に照会をかけたところ、それは払い下げ申請して許可を得れば、1戸ずつでも処分対象できるということを確認しておりますので、できればそういう方向で町が自由度のある建物として管理していきたいと思っています。

払い下げについてですけれども、これについては、入居者であろう、今現在入居者が引き続き払い下げを受けて入居し続けたいということであれば、そういう方向で協議に応じていきたいと思います。あるいは、空き家として政策的に、先ほどお話しいただいた急な入居が必要な方が出ると予定される場合については、そういうところも政策的に1戸なり2戸を常に空けておくことも視野に入れて、今後その払い下げされる住宅等についていろいろ内容を詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第52号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由は、令和元年10月の消費税率の引き上げに伴い、低所得者に対する保険料軽減の強化に関する介護保険法施行令の改正が行われたことを受け、条例の一部改正を行うものであります。

次のページに改め文が掲載しておりますけども、説明資料を提出させていただいておりますのでご覧ください。

福祉保健課説明資料、趣旨について。

趣旨については、介護保険法令の一部改正が本年4月1日から施行され、消費税の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者(65歳以上)に対する介護保険料の軽減措置が強化されました。これに準じ、八峰町においても令和元年及び令和2年度において、所得段階が第1段階から第3段階の被保険者を対象に介護保険料の軽減を行うための条例の一部改正であります。

改正内容は保険料率の見直しで、(1)の表の第1段階から第3段階までの保険料の割合が黒枠のところになります。対象者は、その表のとおりとなります。これに伴いまして、米印、一番下にあります町の基準額であります第5段階の保険料8万1,600円に、各第1段階から第3段階までの保険料の割合を乗じた額が、(2)の減額賦課に係る保

険料の表の黒枠部分の額となります。

以上のように介護保険料率の引き下げによる条例の一部改正であります。

なお、施行期日は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までとします。

以上であります。よろしく申し上げます。

- 議長（門脇直樹君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番見上政子さん。
- 7番（見上政子さん） 第1段階から第3段階までは軽減ということで恩恵を預るんですけれども、この人たちの第3段階までの割合、それから第4、第5はまあこれ値上げになるんですよね、限度額が8万1,600円。ほとんど第5段階は少ないと思うんですが、恩恵な預らない第4段階っていうのはどのくらいの人たちがいるのですか。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。
- 福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの見上議員の質問にお答えしますが、手元に今ちょっと数字持っていませんので、後ほど報告いたします。すみません。
- 議長（門脇直樹君） 7番議員よろしいですか。
- 7番（見上政子さん） はい、議長。
- 議長（門脇直樹君） いや、後ほど届けるっていうことでいいですか。
- 7番（見上政子さん） はい。
- 議長（門脇直樹君） はい、ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。
- 5番（須藤正人君） 消費税の2%アップ、これを財源とするということになっていますが、これ消費税上がるんですかね。上がりますかね、これ本当に。上がらなければどうなるんですかね。教えてください、町長。
- 議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 消費税上げる上げない部分については、国会で審議されて決まる話ですけれども、今の内閣総理大臣は上げると言ってますから、それに我々、この税率が上がることによって全ての部分が今上がることを前提にいろんなものを直してますので、まあ上げざるを得ないというふうには私は認識をしております。もしこれが上がらなかった場合は、あらゆる分野で、今、システムの見直しとかそういう部分に損害が発生しますので、その部分の損害賠償とかそういう形の部分も出てきますから、大変な話になると思います。したがって私は上がるとは思いますが、これはもう既に総理が明言さ

れてる話ですから、そうなるんじゃないかと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） いや、今までね上がると言って上がらなかったんですよ。それで、今回、まあいろんなテレビを見てるとね、まあ上げると安倍さんは言っていると。でも、上がらないんじゃないかというそういう一般の評論家もいっぱいいるわけですよ。だから、選挙、参議院の選挙前にね、これを上げないという、この情勢から見て上げないという私は選択もあるのではないかと。で、こういう条例が、まあこればかりでなくていろんな条例が出て、今、町長が発言したそのいろんなシステムの問題等あると思うんです。国を、もし上げなかったら国を訴えてください。お願いします。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 国を訴えるかどうかは別にいたしまして、今ご審議いただいている部分については、その部分を原資とする4月1日からの条例改正でありますから、ここの部分については、消費税が上がっても上がらなくても法律改正でそういうふうになっていくとは思いますが。この後、私どもの部分で、消費税率上がることによって10月1日からの使用料をどうするのか、いろんなその部分については、その須藤議員がご指摘のとおり、まだ様子見でそのままにしておりますので、この後の情勢を見極めたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この軽減されることで介護保険料の収入の減をどのくらい見込んでいるのか、それを補うのにどのようなことを考えているのか、分かりましたらお願いします。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの見上議員の質問にお答えします。

これは、この後一般会計の方にも出てまいりますけども、その分は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で補填するということになっております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時55分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長(門脇直樹君) 午前中に引き続き会議を再開いたします。

日程第11、議案第53号、八峰町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長(浅田善孝君) そうすれば、私の方から議案第53号についてご説明いたします。

八峰町森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

八峰町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するものです。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。森林環境譲与税基金の設置に関し、必要な事項を定めるため条例制定するものであります。

次のページをご覧ください。

本文です。

八峰町森林環境譲与税基金条例。

第1条は設置です。読み上げます。八峰町における森林整備及びその促進に必要な事業に要する資金に充てるため、八峰町森林環境譲与税基金を設置するものです。

第2条は積立です。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするものです。

第3条が管理でございます。

第4条は運用収益の処理。

第5条は処分となっております。

第6条は繰替運用。

第7条は委任となっております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

今回の条例ですが、国は、森林などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設し、今年3月29日に公布しました。このうち森林環境譲与税は、県や町が後年度における地方の木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に必要な事業に要する費用に充てるために留保し、基金に積み立てることから今回提案したもので、関係予算についても今回の補正予算に計上しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この森林環境譲与税っていうのは、復興税特別住民税の看板を掛け替えて、国の温室効果ガス排、企業、企業が引き受けるのではなくて、低所得者も一律負担するという本当にこういうふうな税金なんですけれども、市有林が多い都市、人口の多い都市、私有林がなくともこれが多額の配分をされるっていうこういうふうな森林譲与税なんですけれども、税金のことでちょっとお伺いしたいんですけれども、これは住民税から引かれますよね。住民税、それで所得税も上乗せして引かれる。二重にこれ引かれるんでないかと思うんですが、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまの質問ですけれども、住民税に加算されてこの分が令和6年、平成36年からだったと思うんですけれども、今の復興税と同じようなやり方で均等割に上乗せされて、1,000円上乗せされることになります。県民税の方に500円、町民税の方に500円、所得税の方には森林税に関係するものはありません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第54号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） それでは、議案第54号についてご説明いたします。

工事請負契約の締結について。

令和元年5月27日に指名競争入札に付した「峰浜地区統合子ども園建築工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的であります。峰浜地区統合子ども園建築工事

2. 契約金額 2億7,169万8,900円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,469万9,900円）

3. 契約の相手方 住 所 秋田県山本郡八峰町峰浜高野々字高野々43-1

商号又は名称 高田住宅工業株式会社 峰浜本店

代表者名 峰浜本店長 福士 久紀

4. 支出の項目であります。令和元年度 八峰町 一般会計

3款 民生費

2項 児童福祉費

2目 こども園費

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案の理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万以上の工事にかかる契約であり、

議会の議決を要するためでございます。

なお、入札の結果につきましてはタブレットの方に資料を載せてございますので、そちらをご覧くださいと思います。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この入札の調書を見ると3社の入札になってますけども、指名業者何社であったんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） はい、山本議員のご質問にお答えします。

指名については、町内業者ということで3社を指名しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） それ以外に請負できるような業者がいなかったすればそれはそれでいいんですが、過去にですね、八森子ども園の時代にいろんな施工ミスがあってトラブルがあったわけですけども、今後ですね、しっかり監理監督、町と、町職員と監理者としてしっかり監理してもらって、二度とああいうふうにはやり直し工事が無いような形で運営してもらいたいと思うわけですけども、仮にまた施工のミス等があった場合に、責任のなすり合い、前回なったわけですけども、ああいうふうな状況があった時にですね、その補修っていか手直しをどこまでの責任でやるのかと。施工業者が1年間保証するのか、それとも、ここの部分は町ですけども、ここは業者からでしょうというふうな、こういう判断っていか基準みたいなものがあるんだしたらその辺も教えてください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 手直し関係につきましては、以前、八森子ども園建設する際にいろいろなトラブルがありまして、その原因を探るために建築業者、それから設備業者、それぞれの立場で調査してもらって、原因を特定した時点でその原因に関わる業者さんに手直しをお願いしたという経緯があります。そこには設計監理を委託しているコンサルさんも加わって、その原因調査に確認行為を行っておりますので、今後仮にですが同じようなことがあれば、あくまでもやはり施工責任ということで、そのトラブル

の原因を判断した上でその業者さんに必要な手直しをしてもらうという形になります。

それから、施工の不良等に関しては、瑕疵担保というのが1年ありますので、1年後に再度その後の経過を確認するという事で、業者さんとコンサルを含めて検査をすることになっております。その後も悪質な施工不良等が見つければ、1年を超えた時点でも業者さんにそういう手直しを求めることはあります。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第55号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） それでは、議案第55号についてご説明いたします。

工事請負契約の締結について。

令和元年5月27日に指名競争入札に付した「峰浜地区統合子ども園電気設備工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 峰浜地区統合子ども園電気設備工事

2. 契約金額 6,616万5,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 601万5,000円）

3. 契約の相手方 住 所 秋田県能代市字寿域長根48-2

商号又は名称 保坂電気工事株式会社

代表者名 代表取締役 保坂 能見

4. 支出項目 令和元年度 八峰町 一般会計

3款 民生費

2項 児童福祉費

2目 こども園費

令和元年6月12日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第56号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） それでは、議案第56号についてご説明いたします。

工事請負契約の締結について。

令和元年5月27日に指名競争入札に付した「峰浜地区統合子ども園機械設備工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 峰浜地区統合子ども園機械設備工事

2. 契約金額 2,741万7,400円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 658万3,400円)

3. 契約の相手方 住 所 秋田県能代市能代町字中川原33-57  
商号又は名称 株式会社協立  
代 表 者 名 代表取締役 川間 政男

4. 支 出 項 目 令和元年度 八峰町 一般会計  
3 款 民生費  
2 項 児童福祉費  
2 目 こども園費

令和元年 6 月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案の理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番須藤正人君。

○5 番（須藤正人君） 入札調べ見てるんですけども、この3つの工事、入札率、今まで入札率掲示してあったんですよね。今回ついてないんですよ。入札が何%で予定価格から落ちたか。これどういうことなんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 入札担当の方に入札結果の方を掲示するよう指示はしたんですけれども、その入札率が記載されているか記載されていないかまで、ちょっと私確認しませんでしたので、この後すぐに入札率の入ったものにて掲示の方の指示したいと思えます。

○議長（門脇直樹君） 石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 補足させていただきます。

担当は総務課の中で入札を行ってるわけですし、電子入札、数年前からやって切り替わっております。県と同じ形で、それにアクセスする形で電子入札を行ってまして、様式がこの入札率の入らない様式になっておりますので、電子入札になってからは、このところの入札率、落札率というのは表示されない形で様式ができてきましたので、それ

をただアップしてるだけですので率が入ってないということですので、そこをご理解いただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 県の方でこういう様式だということですが、八峰町は八峰町で全て県にならわなくてもいいと思うんですよ。今までの形がいいものであれば、別に県にならわなくても八峰町の形で我々に知らせると。この入札率というのは大変大事なことなんです。予定価格よりどのくらいの率で競争入札で落ちたのかというのは、我々にはやはりこういう審議の中で重要な判断になると思うんです。ですから、やはり全て県がこうだから県のおりだというのではなくて、これからもですよ、いろんなことが。やはり八峰町で今までやってきたことが悪いことでなくて我々に理解する上で大切なことであったならば、やはり今までの形でやるようにした方が私はいいいと思うんです。どうぞ。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 須藤議員のお話ししてるとおりだと思います。先ほど総務課長が答弁したように、この様式に入札率を入れたものを至急用意したいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第57号、令和元年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第57号についてご説明いたします。



議案第57号、令和元年度八峰町一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度八峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,087万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ63億8,187万9,000円とするものでございます。

地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しておりますので、4ページをお開きください。

変更の内容につきましては、過疎対策事業債充当事業のうち県営漁港事業負担金につきまして、平成30年度で県が行った八森及び岩館漁港の整備事業の一部が繰越事業となったため、当該繰越事業費に係る負担金が追加補正されたことに伴い、地方債を1,400万円追加補正するものでございます。

また、国の社会資本整備総合交付金事業として要望しておりましたが、採択の可能性が低いとして当初予算への計上を見合わせておりました町道小入川岩館線道路改良工事につきまして、採択されましたので、事業実施のための歳入歳出予算を今回の補正予算に計上しております。当該事業に係る町負担分を町債で賄うため、360万円を追加補正いたします。

学校給食調理場整備事業債につきましては、給食センターに空調機器を新設整備する事業費を今回の補正予算に計上しております。財源を町債で賄うため、6,880万円を追加補正するものでございます。

これら3件の変更により、過疎対策事業債は全体で8,640万円の増となっております。

また、過疎対策事業債のソフト事業分につきましては、田中橋橋梁補修2期工事の施工前の現場確認におきまして、追加工事が必要となる箇所が確認されました。田中地区住民の皆様には通行に不便をおかけしており、また、2か年にわたる工事のため、早期完成を望む声がありましたので、できるだけ早く着工する必要があると判断し、上の川橋梁補修工事を取りやめ、その事業費を流用することといたしました。このことを踏まえ、改めて橋梁補修事業費の年次計画を見直したところ、令和2年度分の交付金配分について本年度費7割程度の配分が見込まれるため、今年度中に実施設計を発注し、令和2年度分に交付金事業として着手できるよう準備を進めていくことが必要と判断いたしました。このため、本館橋・高野々橋橋梁補修実施設計業務委託を追加いたします。これらの事業変更に伴い、町債を420万円追加補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、12・13ページの21款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書 8 ページ以降ご覧いただきながら歳入歳出の順にご説明いたします。

8・9 ページをお開きください。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金につきましては、低所得者に対する介護保険料の軽減措置強化に伴う負担金439万8,000円の追加補正でございます。2 項国庫補助金のうち、2 目民生費国庫補助金のうち 1 節社会福祉費補助金につきましては、本年10月の消費税率引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯への対策として発行されるプレミアム付商品券事業補助金1,200万円の追加補正でございます。2 節児童福祉費補助金につきましては、本年10月から実施される幼児教育無償化に伴い必要となる保育料算定システムへの改修費補助金311万円の追加補正でございます。3 目衛生費国庫補助金につきましては、今年度から令和 3 年度分までの 3 年間、30代から50代の男性対象に国が行う風疹ワクチンの無料接種事業に対する補助金274万7,000円でございます。5 目土木費国庫補助金につきましては、今年度の交付金額決定による社会資本整備総合交付金2,154万9,000円の追加補正でございます。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金につきましては、低所得者に対する介護保険料の軽減措置強化に伴う負担金219万9,000円の追加補正でございます。2 項県補助金 4 目農林水産業費補助金につきましては、8・9 ページから次の10・11ページにかけて記載しております。農業費補助金の 3 事業分合わせて139万8,000円の減額補正でございます。各事業につきましては、歳出の説明の際に説明させていただきます。

16款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金につきましては、今議会に提案している森林環境譲与税基金の創設に伴い見込まれる基金の運用利子 1 万円の追加補正でございます。

18款繰入金 2 項基金繰入金につきましては、今議会に提案している森林環境譲与税基金の創設に伴い見込まれる基金繰入金479万8,000円の追加補正でございます。

19款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための追加補正3,086万6,000円でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

14・15ページをお開きください。

今回の補正予算では、職員給与費につきましても予算補正を行っております。給与関係予算につきましては、一般会計と、この後議案提出される特別会計と合わせて192万3,000

円の減額となっており、主な内容は、4月1日付け人事異動による予算科目の組み替え及び増減、共済組合負担金負担率の減による減額となっております。個々の説明は省略させていただきます。

はじめに、2款総務費についてご説明いたします。

16・17ページをお開きください。

1項総務管理費6目企画費につきましては、任期満了により前任者が退任の後空席となっている移住コンシェルジュ及びジオパーク推進担当の2名の地域おこし協力隊につきまして、積極的に人材確保を行うために県が東京都で開催する地域おこし協力隊合同募集事業に参加することとし、事業への参加負担金30万円を追加補正するものでございます。7目電子計算費のうち13節委託料につきましては、今年から令和3年度までの3年間、30代から50代の男性を対象に国が行う風疹ワクチンの無料接種事業に伴い、対象者へのクーポン発行及び接種状況の管理を行うため、健康管理システムに対するシステム改修業務委託料33万5,000円の追加補正でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、本年10月から実施される幼児教育無償化に伴い必要となる保育料算定システムの改修費、町負担金311万1,000円の追加補正でございます。9目自治振興費につきましては、集会施設補修費補助金を当初予算に200万円計上しておりましたが、現在まで4自治会から申請があり、既に予算額の8割近く執行する見込みとなっております。また、今後申請を検討したいとの相談を複数の自治会から受けておりますので、これらの需要に対応するため200万円を追加補正するものでございます。

18・19ページをお開き願います。

4項選挙費3目参議院議員通常選挙費につきましては、投票用紙計数器1台を更新する備品購入費16万2,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

20・21ページをお開きください。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金につきましては、本年10月の消費税引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯への対策として発行されるプレミアム付商品券事業補助金1,200万円の追加補正でございます。5目国民健康保険費28節繰出金につきましては、国民健康保険総合システム用パソコンの更新に当たり、秋田県国民健康保険団体連合会で県内全保険者分の台数を一括調達し、併せて保守業務も一括委託するための業務委託料相当額を特別会計へ繰り出すための69万1,000円の追加補正でござ

ございます。6目介護保険費28節繰出金につきましては、低所得者に対する介護保険料の軽減措置強化に伴う繰出金879万5,000円の追加補正でございます。

22・23ページをお開きください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費及び3目子育て支援センター運営費の賃金につきましては、4月人事異動で職員を増員したことによる臨時事務補助員及び保健師賃金の減額でございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

24・25ページをお願いします。

1項保健衛生費1目保健衛生費のうち7節賃金につきましては、新人保健師育成支援事業のため、保健師資格を有する事務補助員1名を雇用するための賃金388万8,000円の追加補正でございます。2目予防費につきましては、風疹ワクチンの無料接種事業に要する無料クーポン等の印刷代及び抗体検査手数料、合わせて91万円の追加補正でございます。3項水道費1目簡易水道施設費につきましては、簡易水道事業特別会計の繰出金151万6,000円の減額補正でございます。特別会計補正予算の内容は、人件費の補正でございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

26・27ページをお願いします。

1項農業費3目農業振興費及び5目農地費につきましては、県事業の夢プラン応援事業で補助金を要望しておりました1農業法人につきまして、補助要件を満たさないことが分かり、元気な中山間応援事業へ鞍替えすることとなったことによる補助金予算の組み替えでございます。

なお、歳入でご説明いたしました地域で学べ！農業技術研修事業費補助金は、単独事業として実施してまいりました農業研修支援事業に財源充当しております。

28・29ページをお開きください。

3項水産業費3目漁港建設費につきましては、岩館港及び八森港への県営事業負担金1,431万3,000円の追加補正でございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

30・31ページをお願いします。

1項商工費2目商工振興費につきましては、白神八峰商工会より要望のありましたプレミアム付商品券発行事業補助金1,080万円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

32・33ページをお開きください。

2項道路橋梁費のうち1目道路維持費につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として要望しておりましたが、採択の可能性が低いとして当初予算への計上を見合わせておりました町道沼田田中線路肩保護改良工事について、採択されましたので、その工事請負費1,600万円を追加補正するものでございます。

34・35ページをお開きください。

2目道路新設改良費15節工事請負費につきましても、当初予算への計上を見合わせておりました町道小入川岩館線道路改良工事及び町道石川東3号線道路改良工事につきまして、国の社会資本整備総合交付金事業として採択されましたので、2事業合わせて工事請負費2,000万円を追加補正するものでございます。3目橋梁維持費につきましては、地方債補正でご説明いたしましたとおり、橋梁補修事業費の年次計画を見直したところ、今年度中に実施設計を発注し、令和2年度に交付金事業として着手できるよう準備を進めておくことが必要と判断いたしましたので、本館橋・高野々橋橋梁補修実施設計業務委託料1,000万円を追加補正するものでございます。

次に、38ページから43ページの10款教育費につきましては、後に教育長から説明していただきます。

42・43ページをお願いいたします。

13款諸支出金3項基金費13目森林環境譲与税基金費につきましては、今議会に提案している森林環境譲与税基金の創設に伴い見込まれる森林環境譲与税の今年度交付見込み額の全額及び預金利子相当額を積み立てるための予算721万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

10款教育費の説明を教育長からお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、私の方から10款教育費についてご説明いたします。

戻りまして38・39ページをお開きください。

2項小学校費2目八森小学校費につきましては、グラウンド芝生整備で使用している常用芝刈り機が経年劣化のため修理不能となり更新するため、備品購入費81万6,000円の追加補正でございます。

40・41ページをお開きください。

5 項社会教育費 4 目峰浜文化交流施設管理費につきましては、峰栄館正面駐車場の街灯 1 基が配線の腐食により使用不能となったため、夜間利用者の安全確保のため建て替えを行うための手数料21万6,000円の追加補正でございます。

42・43ページをお開きください。

6 項保健体育費 2 目学校給食共同調理場運営費につきましては、給食センター空調機新設工事に伴う電気料の増加見込み額12万円、工事監理業務委託料170万円、工事請負費6,719万9,000円、合わせて6,901万9,000円の追加補正でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番見上政子さん。

○7 番（見上政子さん） 何点かあるんですけども、2つくらいずつこうまとめてちょっと質問したいと思います。

まず18ページ・19ページの参議院選挙の選挙費なんですけれども、ちょっとついでにちょっとお話ししておきたいのは、参議院選挙、前の選挙の時も県会議員の選挙の時もそうだったんです、掲示板が本当に町民の皆さんが目にするような場所につけてほしいと思います。例えば本館の場合は、ほとんど人が通らない、学生が乗り降りするバス停、本館の中に入る前のところに掲示板がありましたので、もう業者の方に発注してるようですので、是非この辺は改善していただきたいなと思います。

もう1点ついでに、25ページの賃金、保健衛生費の賃金なんですけれども、事務補助員として保健師を採用するっていうふうな説明だったと思うんですけれども、保健師さんが何人か採用されてそれぞれ任務分担が決まっていたと思うんですけれども、どのような仕事内容で保健師さんが採用されるのでしょうか。その点についてお願いします。

○議長（門脇直樹君） 7 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） まず選挙のポスター掲示板についてお答えします。

見上議員の方からもありましたとおり、ポスター掲示板については、公示前に県の選管の方に届けるような仕組みになっておりますので、既にポスター掲示場については届けておりますので、今回の場合は変更はできないというふうに考えております。ただ、ポスター掲示場については、見やすいところに町有地があれば一番いいんですけれども、ない場合は個人の方のコンクリートの壁、塀ですとか、あと事業所さんのフェンスとかそういったものをいろいろ借りて、できるだけ目のつけやすいところに掲示するという

ような形で選管の方では対応しております。ご指摘の本館の地域のところが見えづらいということであれば、ほかに町有地がないか、借りれるところがないか検討の方はしていきたいと思いますが、ただ、町議会議員のように立候補者が多い場合は、ポスター掲示場も大きいものになりますので、所定の面積がなければ対応できない場合もありますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（門脇直樹君） 堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 後段の質問についてお答えいたします。

事務補助員388万8,000円ですが、これは柴田保健師の賃金でありまして、普通一般の事務補助員とは違うということで、あとまた柴田保健師については特任官の期限が過ぎておりますので、臨時職員という身分で来ていただいておりますので、このような予算をとりました。

以上です。

（「業務内容」と呼ぶ者あり）

○福祉保健課長（堀江広智君） 業務内容についてはですね、新人の保健師3名採用されておりますので、その新人の保健師の指導ということの立場で来ていただいております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 9ページの歳入の方でございますけれども、衛生費の国庫補助金の関係でございますが、緊急風疹抗体検査事業の内容を詳しく教えてください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 皆川議員の質問にお答えします。

今年度ですね成人の男性ですね、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の男性の風疹の予防接種ワクチンの事業でありまして、この方たちを対象としてワクチンを打つということであります。これは国の指導によるものでして、その分として歳入がお金入ってます。成人の風疹の予防ワクチンの分です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 重ねて質問いたしますが、これのやり方といいますか、どういった方法でこれを実施しようとしておるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの質問にお答えしますが、これは対象者に

こちらから事前にクーポンを送付しまして、その方に受けてもらうというような形であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） まず28ページの水産業費負担金1,400万くらい出ております。これは負担金が10%ぐらいの負担金だと思いますが、工事費にすると1億数千万円というふうになると思います。この工事がですね、どこをどういうふうにしてやるのか、もう少し副町長、丁寧な説明があってもいいのではないのでしょうか。ただ負担金がこれですよというのではなくて、この工事の内容をですね、これをまずひとつお聞きしたいと思います。

それから42ページ、空調機器、共同調理場に設置すると。大変いいことだと思います。全協で説明がなかったわけでありますが、この6,800万円ほどのこの機器、これが5年後、6年後、これがまた取り外してですね使えるものなのかどうか。このぐらいの金額をかけてですよ、それがもしこれが廃棄なるということであれば、これは大変なことですね。なぜ大変かと。このぐらいの金額の機械が、つけて5年後、6年後に廃棄するのであれば、これを利息として借入れをしてですよ、もうすぐ新しいのを建ててもいいわけですね。こんなにかからないはずですよ、利息は。これを廃棄するとすればですよ。だからそういう詳しい説明、この工事に対する説明が全くなされてないわけです。これを少し時間をかけて聞きましょう。お願いします。

○議長（門脇直樹君） 5番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 須藤議員の水産関係の負担金の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正の総額でいきますと1,406万9,000円となっておりますけれども、この内訳としまして、まず1つには、前年度事業で実施予定のものが年度内に完工できなかった部分として今年度に繰り越しされた部分が881万3,000円ございます。さらに、国の補正予算のついたという関係で、今年度の追加分としまして550万円というような内容になっておりまして、合計が1,431万3,000円となっております。

まず繰越となった部分についてご説明をさせていただきます。

八森漁港の部分ですが、金額としまして671万円になります。こちらは平成30年度に実施を予定していた防波堤、それから護岸の消波工、いわゆる消波ブロックの撤去と据え



付けの部分ですけれども、こちらが12月から翌3月までの工事計画をしていたのですが、秋サケ漁及び季節ハタハタ漁期と重なりまして据え付け工法の選定に不測の日数を要したということから、年度内に完了できなかったということで繰り越された内容でございます。

それから、岩館港につきまして金額としまして185万9,000円がありますけれども、こちらは沖防波堤の消波工、波消しの消波工の製作ヤードの確保ができなかったので工事の期間が遅延してしまったというような内容でございます。

それから、もう一つ繰り越しされた部分としまして県北部沖合の海底耕耘の事業ですけれども、こちらが24万4,000円となっております。こちらは事業を行ってもらう漁業者さんの都合と聞いております。

次に、追加部分とされた内容でございます。

1つは岩館漁港の部分ですけれども、岩館第2漁港の沖防波堤のケーソン据え付けに伴います被覆工、コンクリートとかで覆う被覆ですね、この撤去の内容の変更がありまして、基礎マウンドに係る捨て石の数量が増加したこと、それから被覆ブロックの製作据え付けも増加したというようなことで、追加で400万円、事業費で4,000万円ですけれども、それが追加となっております。

それから、最後に八森港ですけれども、漁港内の土砂の堆積による浚渫の範囲が増加したということで、事業費1,500万円、負担金150万円、この追加2つの部分は国の補正予算の追加の関係で追加になったものでございます。

以上でございます。

- 議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。
- 5番（須藤正人君） 2つ目の質問の前に、これ聞きたいと思います。
- 議長（門脇直樹君） はい。
- 5番（須藤正人君） これ平成30年度の工事が繰越になったということであれば、負担金は平成30年度に出てるんじゃないですか。これ工事の繰越なんでしょう、平成30年度の。平成30年度にできなかったから今やるんでしょう。これ、何で新しくまた1,400万円の負担金が出るんですか。平成30年度の工事であれば、平成30年度にもう負担金が出るんじゃないですか。違いますかね。お願いします。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

午前中の審議の中でご報告をいたしました専決処分で行っております一般会計補正予算の方に、未完工分は補正減としております。ですので、今年度、今日の追加で改めて追加をお願いしているという流れになっております。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） じゃあ、私とその説明を受けた時に聞き漏らしたということですね。説明してますね、これちゃんと、補正減のこの内容。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。

休憩いたします。

午後 1時57分 休 憩

午後 2時04分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほどの須藤議員のご質問等についてのお答えします。

ご指摘される部分をもっともだと思imasしたので、これから専決された部分の中で予算絡みがある部分については、その中身の部分が分かる資料をきちんと出した上でこういうふうな形の議会に提案したいと思imasるので、そういうことでよろしくお願imasします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 空調機器お願imasします。

○議長（門脇直樹君） 田村給食センター所長。

○学校給食センター所長（田村高夫君） 須藤議員の質問に対してお答えしたいと思imasします。

まずはじめに、全協でどうして説明しなかつたという質問でございますけども、2月の全員協議会、そして3月の議会におきまして給食センター延期を報告させていただきました、でもまずこの冷暖房機器だけは設置したいというお話を申し上げておりましたので、そこを理解していただいたと思imasしたので全協での説明はございませんでしたが、このような予算で説明なかつたことを深くお詫び申し上げたいと思imasします。

そして、この全協では説明できなかつたんですけども、今ここでどうか給食センターの空調設備の概要を説明させていただきますようお願いいたします。

それで、給食センターの参考資料1をご覧くださいと思います。

まずこれは今現在の給食センターの図面でございます。まずはじめに下処理室、これは仕入れた野菜を洗ったり切ったりするところでございます。ここには、四方向、天井カセット型のエアコンを1基設置する予定になっております。そして上処理室でございます。ここはそれこそ食材を鍋に入れたりとか、ご飯を炊いたりとか、揚げ物を揚げたりとか、大変熱がこもる部屋でございます。こちらには天つり型のエアコンを6基設置する計画になっております。また、洗浄室でございます。ここは食器等を洗うところで、お湯等を使います。ここもまたやはり熱がこもるところでございます、こちらにも天つり型のエアコンを3基設置する予定になっております。そして配膳室でございます。ここは出来上がった食材をコンテナに積み込む箇所でございます。ここには天つり型を1基設置する計画になっております。そして最後に食品庫、左上の方に食品庫でございますけども、ここには小型のエアコンを1基設置する予定になっております。冷房機器の効率を上げるために、さらに外気処理機、上処理室用に1基、そして洗浄室用に1基をつけて効率を上げる計画になっております。

以上でございます。

(「使えるのかどうか」と呼ぶ者あり)

○学校給食センター所長(田村高夫君) ああ、ごめんなさい。それで、最後に5、6年後、この機械使うのかという質問でございます。これにつきましては、機械そのものは十分使える機械でございます。ただし、あの中での配管等につきましては、その建物の造りの違いがありますので配管は使えませんけども、こちらの機器等は十分使えます。

以上でございます。

○議長(門脇直樹君) 5番須藤正人君。

○5番(須藤正人君) この6,800万円のうち、この数年後に新しいものを建てる。で、この今整備する機械の金額にしてどのぐらいのものがそれに使えるのかどうかというのを試算してみたいでしょうか。ということはですよ、6,800万円ですね、予算ですけども。今、保育園の機械関係の部分、入札で6,500万円ぐらいかかるんですね。これも冷暖房つくと思うんですが。その規模にしてみたらですよ、給食調理場、随分高いっていうかね、予算が。保育園の建物の大きさと共同調理場のその大きさ、それを比較してみても、6,800

万円という金額はとつてもない金額だと思うんですよ。ですから、これがねもう数年後に建てるもの、どのぐらい部分が生きてくるのか。これほとんど生きないとなれば、この分利息にすればですよ、もう銀行から借入れして建ててもいいんですね、新しいのを。そういうことなるんですよ。ですから、この部分、今6,880万かけるこの金額というのは、非常に重要な金額で、数年後にどのぐらい生きるかというのはこれも非常に大変なやっぱり問題だと思うんです。これがそんなに生きないとなれば、もう銀行から借入れして、その分借入れして、もう今から建てた方がいいと思うんですね。そこをどういうふうに見たのか。私は延期するのは賛成しました。でもね、こんなに今、冷暖房のその機械がねかかるのであれば、これはやっぱり借入れしてでも新しいものを建てた方がよかったですのではないかなというふうな反省も出てくるんですよ。その辺のところ教えてください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。田村学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（田村高夫君） まず高額な理由でございます。まずこのやっぱり給食センターの空調設備そのものは、やはり市販の家庭用の事務室用とかとは違って厨房専用でございますので、その分やはり高価にはなっております。さらに、今回エアコンだけじゃなくて外気処理機、熱交換機、これを付けることによってまた金額も高額にはなっております。ただ単にエアコンだけをつけたんじゃ結局何も効果が発揮しないということが分かりまして、じゃあやっぱりこの熱交換機も必要だということになりました。これも設置を考えました。それでまず、その機械屋にも相談したんですけども、まず私ども一番心配したんですけども、5年でこれ駄目なるのかと、新しいところに使えないのか、ここやっぱり一番検討しました。そこはまず機械はちゃんとそっちの新しい方にも……

（「どのぐらいの部分が生きるのか。重要な問題だ」と呼ぶ者あり）

○学校給食センター所長（田村高夫君） はい。もしもこのぐらいのスペース、同じようなスペースのものが建った場合は、そっくりそのまま確かに生きることは確かだと思います。がしかし、これよりも給食数の減とかによりまして機械が、調理場がコンパクトになった場合に、やはり余る、使用できない機械も出ることは確かでございます。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） だから今言ったようにね、今度まあ5年後か6年後かなるか分かりませんが、その時に、今までね5年使ってきたこのものが今の建物には合わなくなりましたと。全て更新しないと、この新しい建物には使えませんということになりそうな

気がするんですね、行政のことですから。だからそうなる、そうなるですよ、このお金があったら借入れしてでも新しいものを建てた方がいいですよ。でしょう。この今かけるものがもうゼロなるんですから、使えなくなると。すると今、5億、6億かかるかもしれない。やめますとやめた。それを今やってもいいんですね。これを利息にしたとしても1割も利息とられないでしょう。だからこの検討がですね、この今の冷暖房の機械、これを更新する、付ける時に非常に重要な私は問題だと思うんです。このものが使えるか使えないか。今度の時に、それは将来分かりませんってそれはそれで終わりですけども、それではねあまりにも短絡的なんですね。もう少しちゃんと説明をして、今言った熱交換機、こういうのも付けるんですよ、これは次の時にも使えるんですよ、そういうような詳しいね説明をして我々にこの予算に提示すると、補正予算に提示する。それもなくて、ここに今6,880万円かかります、判子押してください。これはなかなかできないでしょう。町長どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今また3月議会の部分のスタートに戻るつもりはないんですけども、今、給食センターの所長がお話ししたとおり、5年後経ってもこの機械は、この構造を見れば分かるとお使い使えると。配管は使えないけど物は使えるというふうなお話しですので、その部分は……

○5番（須藤正人君） どのくらい残るの。それ、試算した。

○町長（森田新一郎君） うん。工事費の部分から見れば、その部分で機械の部分だけでは5,000万円ぐらいなってます。見積もりの部分ではですね。だからその部分の諸経費とかそういう部分はあるかもしれませんが、物自体の機械の直工の部分だけ見れば、5,100万円というふうな見積もりになってます。それはこの後入札でどういうふうな形になるか分かりませんが、そのクラスだと思います。で、まあここまで来るまでの間に全員協議会とかそういう部分でも皆さんと色々なご意見いただきましたけれども、その時でも、この新しくつくるエアコン等については、新しい、この後新しくつくる給食センターの中でも使えるようにというふうなお話ししてきましたので、現在のところはその路線の中で行っています。ただ、ここの部分で資料は付けてますけれども、この中で詳しい中身の例えばこの部分の設計書まで全部この資料の中に入れなかったものは、まあそういう必要があればまた付けなきゃいけないんですけども、ただ、いずれ私の部分の中では、一連の中でこれはもう是非やらなきゃいけないというふうなそういう話で来て

いましたので、私の中ではこのような形で予算要求させていただきました。ただいずれ今のお話のようにエアコンの本体部分については、この後、新しい機器があったとしてもそれは最新の機械に直さなきゃいけないというふうな形の皆さんのご意見があれば別ですけれども、使えるものはこの後も使っていきたいというのが私の思いです、はい。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） じゃあ、6,880万円のうちの5,000万円の部分は、これから数年後の共同調理場の建築費の機械設備の中で使えるというものが5,000万円ほどは出てくるということでもいいんですね。ここに大きく書きました、忘れないように。間違いないですね。

○町長（森田新一郎君） 間違いない、うん。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

（「6,880万円のうち、5,000万円は残ると」と呼ぶ者あり）

○教育長（川尻茂樹君） はい。今の須藤議員の話、やっぱりなるほどと思って聞いておりますが、当初給食センターを設置する際の予算書を、まず今ちょっと手元にないんですが確認しましたところ、空調設備に4,400何がしというふうな予算立てております。ですので、それに対して全く今のその6,000いくらがプラスになるということはないってことです。それ一つと、それからもう一つは、建物を建てる段階で、空調を、この機械をこう組み込めるような形につくっておいて、夏休みに今の給食センターが休んでる時にその空調設備を入れ替えるっていうふうなことで、田村所長とは今相談しております。その点で、できるだけ、ある程度割り増しになると思いますけども、できるだけ今の機械を使いながら予算を抑える形で新しい調理場を建てたいと私は考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 分かりました。十分今の話伺いましたから、それをちゃんと町当局も肝に銘じてですね、この次の新築する時の共同調理場やってください。嘘はないですね。はい、分かりました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 3点について伺います。

35ページ、じゃなかったな。35ページ、道路橋梁費のところ、13節本館橋・高野々橋梁ってありますけれども、本館橋のこの委託料で1,000万円なんですけれども、この橋

というのは、砂防ダムの劣化に伴って、普段は何ともないチョロチョロした川が鉄砲水であふれ出してしまったというそういう橋だと思うんですけども、これ委託料だけで1,000万円で、本工事はいつから始まって、それで橋の土台といいますか、流れていく橋のほかに土台もかなり脆弱になって、住民から何とかしてほしいというのはもう何年前から声が出てたと思うんですけども、この今後の見通しについてちょっとお話ししていただければと思います。

それと、教育費の幼稚園費ですけども、39ページ。職員手当が減額なってますけれども、どなたか辞めたんでしょうか。共済費も入ってるので、誰か職員だったけかな、ここちょっと教えてください。

もう1点は、先ほど須藤議員の方から盛んに空調費のことで質問がありましたけれども、私の方からは、この空調合わせてかなりの数なんですけれども、これが調理には差し支えないと思うんですけども、かなり狭くなるんでないかなっていう心配があります。外見ではモルダルですごい改良しなくとも、改修しなくともいいように見えますけれども、中は大変な状態になってると私は思っております。これでかなり作業面積が狭くならないかなということと、それと秋田市で、この前もテレビに出てたんですが、釜の劣化によって金属が給食の中に入ってたっていうことがまた起きました。去年もその前の年も確か連続して秋田市で起きてるんですけども、これは釜は耐用年数を過ぎていたので買い換えなくちゃいけないということで私たちは説明を受けてたんですけども、この釜について本当に大丈夫なのかどうなのか。そういう事故のないようにくれぐれも注意してほしいと思いますので、もし釜の買い換えがあるとすれば、それこそ5年後、6年後にもまたこれが使えるようなものにしていかなくちゃいけないんですけども、そういうことが部分的にぽつぽつぽつぽつやって、本当にこれがまとまって一つのものとして5年、6年後にしっかりしたものが出来上がるのかどうなのか、その辺についてもちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの見上議員の第1点目のご質問にお答えいたします。

橋梁維持費の中の委託費でございますが、ここの委託料については、本館橋と合わせて高野々橋、この2つの橋の調査設計業務を行うということで1,000万円、2橋の調査設計で1,000万円の委託費でございます。これについては、本館橋については、先ほどお話

しあったように砂防ダム、治山ダムが一部決壊して流入したところの橋でございます。それと併せて、こちらの方では橋梁点検に基づいてこれまで橋梁の損傷具合を調査してまいりました。その計画に則って、次はこの本館橋ということも考えておりましたけども、今回予算の組み替えにてここに手をかけれるということで予算計上させていただきました。で、今年度、設計まで完了する予定です。来年度については、これは予算の配分次第ですけれども、配分されるという前提で来年度、令和2年度に単年度工事で補修を行いたいと思います。ただ内容については、先ほどお話しあったように橋台の部分はどのぐらい傷んでいるのか、あと、かけてる橋自体がどのぐらい傷んでるのか、あるいは前後のすり付け部分、川の玉石積みとかもありますので、その部分も含めて工事費が今年度積算されますので、来年度の当初予算に向けてその辺は計上させていただきたいと思います。

橋については以上です。

○議長（門脇直樹君） 田村学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（田村高夫君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、空調機器等が付くことによって厨房内が狭くないかというご質問でございます。これにつきましては、エアコン機器そのものは全部天井つり並びに天井の壁にくっつきますので、今までどおりの動きで調理することができます。室外機も当然外にございますので、問題ございません。

また、釜の買い換え等はあるかというご質問なんですけども、今現在、釜等調理機器、順調に稼働いたしております。また、定期点検もきちんと行っておりますので、故障、問題なく動いておりますので、壊れない限りは買い換えの予定はございません。

○議長（門脇直樹君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 見上議員の2問目のご質問にお答えいたします。

子ども園に関する人件費の予算については、10款4項1目の幼稚園費と3款2項1目の児童福祉費、双方で見えております。ですので、幼稚園費の方は減額になっているんですけども、児童福祉費の方は人事的な配置の関係で増えておりますので、人が退職したために減額になっているということではございません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。



これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第58号、令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第58号についてご説明いたします。

議案第58号、令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,718万2,000円とするものであります。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節職員給与費等繰入金に69万1,000円を追加するものであります。これは、国保の総合システムパソコン等一括調達委託料分として一般会計から繰り入れるものであります。

次の8款諸収入3項雑入7目雑入1節雑入3,000円は、平成30年度の事業の精算による退職者医療診療報酬返還金であります。これは国保連から返還されるものであります。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料69万1,000円の増です。これは、

秋田県国保連で一括してパソコン1台、プリンター1台を購入する分と、保守料5年分を委託するものであります。現在の使用機器の保守期限及び耐用年数から更新の時期であるため、国保連で一括して県内全市町村が購入委託することとしております。23節償還利子及び割引料3,000円は、平成30年度の事業の精算による保険給付費等交付金、普通交付金の償還金であります。県へ返還するものであります。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第59号、令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ879万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,738万4,000円とする。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6 ページ・7 ページをご覧ください。

歳入になります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 5 目低所得者保険料軽減繰入金 1 節現年度分に879万5,000円を追加するものであります。これは一般会計からの繰り出しで、先ほど午前中にてお話ししたとおり、消費税率10%に伴う低所得者の保険料の軽減強化を図るために繰り入れするものであります。

8 ページ・9 ページをご覧ください。

歳出になります。

5 款地方支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的任意事業費 2 節給料22万8,000円の増は、人事異動によるものです。3 節職員手当等9万4,000円の増、これも人事異動によるものです。4 節共済費11万2,000円の増、これも人事異動によるものです。

8 款予備費 1 項予備費 1 節予備費836万1,000円は、歳入歳出の調整のための増でありまして、先ほど来の関係する関連からこのようになっております。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第60号、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第60号、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和元年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ151万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,625万7,000円とするものでございます。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入です。

3款1項1目一般会計繰入金です。151万6,000円の減額補正であります。歳出の減額補正に伴う財源調整でございます。

8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費、一般会計補正予算（第1号）でもご説明がありましたとおり定期人事異動による人件費の組み替え補正でございますので、内容は省略させていただきます。

以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第61号、令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第61号、令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和元年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億211万1,000円とするものでございます。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入です。

5款1項1目繰越金であります。前年度繰越金を2万7,000円追加いたします。歳出の追加補正に伴う財源の補填であります。

8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費、こちらも定期人事異動による人件費の組み替えによる補正でございます。内容は省略させていただきます。

以上です。どうぞご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第62号、令和元年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第62号についてご説明いたします。

議案第62号、令和元年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,381万7,000円とする。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

4款1項1目1節の前年度繰越金8万6,000円を追加するものであります。これは歳出との財源調整であります。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。

1款総務費1項施設管理費1目医科一般管理費3節職員手当等10万6,000円の増です。これは細節の説明欄にあるとおり、職員2名の手当の増であります。4節共済費2万円の減は、同じく職員2名の共済費であります。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

追加日程第1、議案第63号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木高君) それでは、議案第63号について説明をさせていただきます。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

令和元年6月12日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

改正条例の改め文であります。内容につきましては、報酬額が日額1万円以上となっている選挙長、開票管理者、投票管理者、投票立会人、期日前投票管理者については、日額200円の増、報酬日額が1万円未満となっている選挙立会人、開票立会人、期日前投票立会人については、100円増ということになっております。法律に合わせて金額を増額しようとするものです。

この条例は、公布の日から施行するとしており、議決後の参議院議員選挙からこちらの方で支給することとなります。

ご審議の方をよろしく申し上げます。

○議長(門脇直樹君) これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第21、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第2号は採択とすることに決定されました。

日程第22、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。



質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第3号は採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、14日午前10時より開会し、一般質問等を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

---

午後 2時49分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1番 水 木 壽 保

令和元年6月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和元年6月14日（金曜日）

議事日程第3号

令和元年6月14日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問  
第3 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について  
第4 発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出について  
第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について  
第6 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 佐々木 高
税務会計課長 今井 利宏	企画財政課長 和平 勇人
福祉保健課長 堀江 広智	教育次長 藤田 吉孝
産業振興課長 成田 拓也	農林振興課長 浅田 善孝
建設課長 石嶋 勝比古	農業委員会事務局長 阿部 克之
学校教育課長 山本 節雄	生涯学習課長 米森 伴宗
学校給食センター所長 田村 高夫	あきた白神体験センター所長 山内 章

防災まちづくり室長 内 山 直 光 八森子ども園長 大 坂 江利子  
沢目子ども園長 秋 田 裕紀子

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木正志 書記 船山厚子

---

午前10時00分開議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） おはようございます。6番の芹田でございます。

農業振興について質問をしたいと思います。

5月23日の北羽新報ですけれども、圃場整備率が能代山本は県内最下位の51.8%と報じられております。八峰町は46.8%となっております。全県が69.2%、トップに至っては、平鹿ですが80.4%となっております。これを見ると、能代山本がいかに低水準かと言えるかと思えます。また、八峰町とは、その平鹿とはもう30%以上の開きがあるということでもあります。農業振興には、土地の基盤整備、用排水に伴う暗渠、そして農道の整備等が重要と考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

今、八峰町の3土地改良区からそのことについての要望書が提出をされているように伺っております。沼田土地改良区、大沢土地改良区、峰浜土地改良区の3土地改良分ですが、これら3土地改良区の予定をしている事業をさらに進めるためにも、町が事業を主導して進めて農地の基盤整備を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

基盤整備事業を進める上での困難な問題の一つとして、受益者負担の問題があります。大きな課題でもあります。中間管理機構関係資料によりますと、工事についての農家負担を求めないことが書かれております。まあ一定の条件がありますが。しかし、畑地化

が40から45%としてついており、畑作が義務付けをされております。その推進方の指導、また工事に着手するまでの調査設計には3年から4年程度の期間が必要であります。そしてそれに伴う受益者負担がかかります。そのことについても3土地改良区から事業推進の要望がなされたようでありましてけれども、受益関係者が安心して事業に参画できるよう助成措置を講じるとともに、面工事に対する推進費の助成も行っていただいで、八峰町の力強い農業の発展を実現をさせてはいかがと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

あと一つは、昨年からホダの販売方法が変わった峰浜培養の経営状況、また、これからの経営戦略等もお聞かせをいただきたいと思っておりますが、先の行政報告でお話を聞かせていただきました。また、会社の総会の資料も拝見させていただいておりますので、詳しい数字等はおっしゃらなくて結構であります。これからの町長の考え、また、この1年を振り返ってみて、大体思うような感じで進んだのか、またそうではなかったのか、そうすればこれからどうするのか、そういったところをお聞かせいただければありがたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。特に、町の職員以外の傍聴されている皆さんにおかれましては、本当に朝早くからありがとうございます。

まず、芹田議員のご質問にお答えいたしますが、通告のあった部分についての答弁の方を若干こう分からなかった部分もありましたので、通告にあった答弁の部分をお答えさせていただきます。

まず、八峰町の今後の圃場整備事業の計画等についてであります。

八峰町で30a以上の区画に整理された「圃場整備率」は、平成30年度末実績で46.8%となっており、能代山本地区の平均51.8%よりも低く、管内でも進んでいないというのが現状であります。その主な要因としては、関係農地の相続未登記や費用負担などから一部農家の同意が得られず、圃場整備事業が進められないということが考えられます。

こうした状況の中、現在、町内では5地区において圃場整備を検討しており、1地区においては調査計画採択地区の承認を受け、3地区においては、事業実施に向け平成29年度と平成30年度に、県や町、農地中間管理機構が連携して地元での説明会を開催しております。

調査計画採択地区の承認を受けた田中野田地区について、県に確認したところ、7月中には採択初年度の調査計画業務委託を発注する予定とのこととあります。同地区の整備は「農地中間管理機構関連農地整備事業」を活用して実施しますが、この事業は、10ha以上のまとまった農地を相続登記を行った上で、農地中間管理機構に15年間貸し出すことを前提に機構側が基盤整備を行い、整備事業に要する農家負担分は国が全額負担することから、農地を所有する農家の負担がゼロという事業であります。また、この事業は、中山間地域においては5ha以上で実施できること、農家負担がゼロで実施できることから、今後の基盤整備事業の主体となっていくと考えております。

また、畑谷地区と沼田田谷地区では、地元推進員の方が関係者と協議を重ね、受益者ほぼ全員からの同意が得られたと伺っており、今後は県等関係機関と事業採択に向け協議していくこととなりますので、町としても早期に事業化できるよう支援してまいります。

申すまでもなく基盤整備の推進には、地元農家全員の盛り上がりや合意形成が重要であり、事業実施を希望する地域については、町や県、機構がいつでも地域に出向いて説明会や勉強会を行い、農家負担がゼロで実施できる事業の周知を図りながら、基盤整備を促進してまいりたいと考えております。

次に、峰浜培養の昨年度の事業内容と今後の事業計画等についてお答えします。

昨年度の事業内容についてであります。ホダの製造本数は、大口生産者の栽培方式の変更やしいたけを摘み取る人手の確保難に伴う規模縮小などの要因から当初計画を下回り、配荷実績が245万5,000本と計画対比91%の実績となりました。特に、新工場の培養施設が既存工場と違うことから培養に苦勞したこともあって、新工場の稼働率は約5割となっております。

また、昨年4月より、ホダの販売代金がJAによる立て替え払いから生産者との直接取引となり、販売代金の入金が遅れが懸念されましたが、生産者からの入金は、多少の遅れはあるものの回収できている状況にあります。

今後の事業計画につきましては、ホダ製造は、新規就農や既存生産者による施設増はあるものの、栽培方式の変更、高齢化や雇用者の確保難などによる規模縮小もあり、約250万個の生産量としております。

また、オガ粉や燃料、電気料金の値上げなど経費の増加が見込まれ、厳しい経営が予想されますが、従業員がホダ木製造とハウス栽培の両方の作業に入っていただくような

作業体系の変更などにより、経費節減に努めることとしております。

そのほか、原材料となっているオガ粉は、岩手県西和賀森林組合から供給されているものの、同組合から「赤字事業なので止めたい」旨打診されており、代替となるオガ粉の確保が喫緊の課題となっております。その対応として、昨年から町が県と協働で、地元ナラ材を使用した、しいたけの菌床ブロックの栽培実証試験を実施しており、従来品と比較しても遜色ない試験結果が出ておりますので、今後は関係機関と協議を重ね、事業化の検討を進めることとしております。

さらに、稼働率が約半分にとどまっている新工場については、施設内の設備変更などをしながら、現在では満足できるホダ木を製造できる環境となっており、新工場のホダ木が既存工場のものと同様に遜色ないことを生産者に周知しながら、ホダ木の製造コストが安い新工場の稼働率向上に努め、生産者及び峰浜培養双方のコスト低減が図られるよう努力してまいります。

○議長（門脇直樹君） 6番議員、再質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） まず、圃場整備事業についてお伺いをします。

今、町長からご答弁をいただきました。そのとおりになんですけれども、私が言いたいのは、一定の条件をクリアすれば中間機構の中で仕事をしていくということでは農家負担はゼロだということは、もういろいろな書き物も出ております。ただ、そこがただでも、その手前の準備期間中にかかるものがそれは当然出てくるわけなんですけれども、それを見てくれませんかということの要望書の内容、また要望、口頭で受けたと思うんですけども、それが検討してみますという話をさせていただいたと。ただ、それから後のはっきりした返事がないので、どうなっていくのかなという心配をしている関係者もいるということで、私も今質問に取り上げたわけでありましてけれども、過去に峰浜地区の例ですけれども、昭和35年くらいから圃場整備が始まって、この平成の19年くらいまでの中で約30の大小合わせての圃場整備事業が行われております。それで、その中には国・県の圃場があったり、また被圃場もあったんですけども、いずれにしても行政、当時は峰浜村ですけれども、それに見合ったような助成をして農家を助けてきたという経緯があります。一番新しいところでは、目名潟の中渡というところが平成13年から平成19年までかかっているんですけども、新しいところ、それから大久保岱地区、また水沢、町長の地元であります水沢は平成3年から平成10年まで111町歩をやっております。これにも当然、その部分に対しての村の負担があったわけでありましてけれども、そういうものを

お願いできないかということが土地改良区からのお願いのようであります。例えば、当時、水沢の下中田表は1反歩当たり2万円、大久保岱が1万7,000円、目名瀉が1万4,000円というような形で、具体的に数字をあげて支援をしてきたという経緯があります。また、南部の方では、当時の峰浜のそういうものを参考にして補助をする条項を作ったと伺っておりますので、その辺のお考えはいかがということで質問をいたしました。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ただいまの芹田議員の再質問にお答えします。

昨年の7月ですけれども、3土地改良区の、峰浜、大沢、沼野の3土地改良区の代表者の方々が要望書を持って私のところにまいりました。それで、この事業、4年ぐらいかかりながら実際工事に入るわけでありますが、その時に調査委託が2回ほどあります。その部分は、いわゆる地元の負担が2分の1あります。その2分の1の部分について補助していただけないかというふうなそういうご相談を受けました。その時にかなりの長い時間をかけて、まあいろいろ知っている方々ばかりでしたので長い時間かけて意見交換しました。その部分の、今回一番早い野田地区の部分については、面積が小さいこともあって、これは分かりましたという形で答えました。ただ、この後の大沢地区部分については、100町歩以上のそういう大きな面積になりますので、そういう部分の調査委託費部分についてはかなりの額も予想されますので、それは後ほどまとまった段階の中でもう一度協議しましょうというふうな、そういうお答えをいたしました。いずれ町の方でできる部分、例えば全額は無理としても2分の1の部分のさらに2分の1とか3分の1とか、そういう形の部分をやってる他の町村の例もありますので、能代市とか三種町とかそういう部分の例も参考にしながら、そういう具体化してきた段階でいわゆる検討していくというふうな形のそういうお話はしたつもりです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 今進めていこうとしているその工事は、農地中間管理機構と連携をして進めていくということ、それがまた本体工事のお金に関しては受益者に負担をかけないということなので、それを利用しようということのようですけれども、ただ問題は、もう秋田県でもう100を超えるような希望が出ていると。それで、おまえのところ頑張っで何とかして整備してくれと、そういうような状況じゃないんだそうです。要は、まともでないところとかそういうところはもうどんどん外していくよということのようです。



ので、何としても採択してもらうためには努力が必要なんですけれども、ただ地域としては、また土地改良区としては、そこを進めていく段階での努力が100%実る状況ではないとか、なかなか難しいと。それは数がたくさんいるわけでありますから。それで、そこに力を貸して、いわゆる初期の段階での力を貸してくれませんかということなんですけれども、現に大館北秋、それから県南は、ほとんど行政がもう先になって、こうこうこうしていかなきゃ駄目だよということの中で物が進んでいるんだそうであります。昨日、これ大館北秋の会議の資料をもらってきたんでありますけれども、いずれ県南も含めてそういう進んでいるところから見れば、能代山本はまだそんなことしてるのかと。いわゆる農家任せとか、土地改良区任せとか。やっぱり地域行政、地元行政がもう率先して関わっていかなきゃ、この事業は進まないよというような話もしているということです。そういった意味でのこれからの関わり方を改めてお伺いしたいと思いますし、先ほどから、先ほど伺ったあれで言えば、土地改良区とも十分な話をしたということでもありますけれども、土地改良区の方から見れば、まだ返事も来てないし、あれだということもあるようですので、改めて時間を割いてもらって話し合うと。どの方が一番よいかということを真摯に話し合っただけであればいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、行政が先頭に立ってというふうなお話です。この部分につきましては、現在土地改良区のないところも同じような問題抱えてまして、その部分に、3月議会の質問にも答えてるんですが、まずやっぱり地元の盛り上がりの部分は、土地改良区のあるところの部分については土地改良区が中心になって頑張ってもらいたいというふうなそういう気持ちがあります。まあ一人でも二人でも説明会等が必要であれば、その部分については町の職員が出向いていつでも説明すると、機構の職員も一緒に説明するというそういう考え方を持っておりますけれども、現実になかなか首を縦に振らない方々の調整とかその部分に町の部分が入っていくと、なかなかその部分はうまくいって感じは思っています。

それから、土地改良区の要望書に対するお話、ご提案ですけど、その部分については、いつでも時間とって改めてまた意見交換する場を設けたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） ごもったもなお話だと思います。ただ、現実的にはなかなか地元

でまとめられないものもあるので、それがほかで行政が来ればやっぱり行政は信頼されているので、そうかなという形の中で進むところもあるということで、実質、実際に大館北秋とか県南もそういう形で行政が中に入っていったということですので、是非地元の土地改良区にはこういう土地改良区の生き字引みたいな方もおりますので、理事長がね、じっくりと話し合ってみて、是非少しでもいい方向で採択していただけるように、また支援をしていただけるように進めていただければと思います。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○6番（芹田正嗣君） 答弁求めます。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほど大館とか県南の方のお話もされましたので、そちらの方の状況も調べながら、また、ご提案を受けて要望があった土地改良区の皆さんと別の話し合いの場を持つこととなりますので、その席でまたいろんな問題について話し合っていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○6番（芹田正嗣君） この問題はこれで終わります。……2番目よろしいですか。

○議長（門脇直樹君） はい。

○6番（芹田正嗣君） 峰浜培養の件なんですけれども、それこそ最初の質問の時にも申し上げたんですけれども、町長の行政報告、それから資料も持ってますので、あまり細かいところには入らないでいきたいと思えます。売り上げというかホダの製造が半分ぐらいただと、であったということです。1年目ということを考えればそれも仕方ないかなとは思いますが、その2年目、平成31年度の計画でも半分ぐらいただと。ということで、高齢化してきたとかいろいろな問題はあると思えますけれども、でもそれはこの事業を計画する段階でもうかなり考えられた問題じゃないですか。100万個をさらに増産するという計画をしていく中で今回の問題等もう出てきたんじゃないかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今年度の目標250万個です。ですが新工場の方が100万個製造できます。それから旧工場が200万個製造できます。それで、今、昨年度は新工場の方が今までと勝手が違うということで培養の部分に大変難儀されてやりましたけれども、ようやく1年経ってしっかりしたホダ木を作る技術ができましたので、そして昨年の12月か

ら、その部分を使っている、いわゆる培養で借りて、培養のすぐ裏の亡くなられた方の方ですけども、そこを借りてやってる部分では、非常に単価のよい、かつL Sも18.8%という、ほかのしいたけ農家と比べたらかなりいい形の栽培ができていますので、そういう状況等を見ていただきながら、新工場の部分の稼働率を増やしていきたいと。同じ250万個でもそっちの方の新工場のホダ木を使ってもらえるような、そういう取り組みをしていきたいと思います。実際になぜかという、新工場の方がホダ木製造する1個当たりで計算しますと、4.6円ほど1個当たり新工場の方のコストが、燃料費と電気料が安いんであります。ですから、その安く製造できる方の新工場の方の製造を伸ばして、旧工場の方の製造を減らしたいというふうな。ただ、しいたけ農家の方々には、新工場の部分のホダ木に対する信頼度がいまいちの方々がおりますので、そういう方々に実際に培養の方で栽培してる状況を見てもらってから、そういう形にしていきたいと思います。

それから、250万個、300万個に行かないんじゃないかというご指摘ですが、それは私たちが当然そういうふうに思っています。その部分について、高齢化はそれはまあ当然予測できたわけでありましたが、ただ、こう連続栽培から越冬栽培に変更するとかそういう問題も出てきてますので、その関係でなかなか、例えば新規にやる人も増えてますし、それから規模を拡大してもいるんですが、ただその大きなしいたけ農家の中で連続栽培から越冬栽培にするようなそういう栽培方法の変更、そういう部分はなかなか予測できなかったんじゃないかなというふうに思います。ただ会社としては、300万個、10億円、こういう部分は目指していくということは変わりはありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 私は特別それを責めているわけとかそういうものじゃなくて、ひとつ提案をしたいんでありますが、現実問題、どっちで作ろうと300万個の作る能力があるのに250万しか売ってないと。作らないということですから、もう初めからもう50万個は作らないことになるわけですが、それを外に売ればいかなるものでしょうかと思うわけですが。それはもちろん営業が必要ですが、実際我々も問い合わせを受ける場合もあります。で、去年実際に培養の方に、ホダ売ってくれないかと。私もちょっと必要なあれがあったので。でも、必ず返ってくるのは、農協に聞かなきゃならないということでもあります。もう去年からホダは独自で販売をするっていうことになってるんですけども、実際は農協の許可を取らなきゃ駄目だということに行き着きます。私、小西さんと、ジャパンの社長と直接話をしたんですけども、うちの方ではいいですよと。

ただ、培養さんを、そこの一町村、一相手するお客様するという考えの中で買ってもらっているんで、培養さんの方でよければいいですよと言うんですけれども、種菌も同じです。でもやっぱり培養の方では農協に聞かなきゃ駄目だと。で、農協に聞けば駄目だと。要は、農協のパックセンターを使いなさいと、はっきり言えばそういうことなんですけれども、そういう契約になってこの事業が進んでるのか。当時はそういうものがあつたんですけれども、ただ去年からホダを自分で売るということの中で、その部分はまだまだ続いているのか。で、逆に言えば過去に、じゃあそういうことであればほかに売ったことがないのか。いかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 農協の許可を得なければ駄目だっていう話は、それはない。いわゆる峰浜培養という会社が決める話ですから、その中は町とJAが出資者であって、その取締役の中にJAと培養培養、三者が株主であって、その三者の代表が、代表って言うんですか、私の方は町長ですけど、JAの方は部長、それから培養の方は常務、そういう3人が取締役として、今みたいな話があれば相談して決めます。

で、実際に外に売ったことがないかっていえば、あります。これは、ただし条件はつきます。まず、この峰浜培養自体は、しいたけ農家があつて、その人方にホダ木を提供するために作られた会社ですので、この人方が最優先なので、そちらの方で、今250万個はあくまでも目標数量でありますから、いっぱい出てきて300万個なってくればそれでいいので、そこの部分でもしいたけ農家の方の需要があつた時は、即支給できなく、供給できなくなりますよっていうふうなそういう条件はつきます。それと、やっぱりこの事業、一番芹田議員がご存じのとおりJAと峰浜村が連携しながら始めた事業ですから、そこの部分で、やっぱり基本線の部分はパックセンターを使ってもらっているのは、それはJAとしては当然要求する権利だと思つてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） そうすれば、もともとパックセンターを使えない地域にある会社、生産者には売らないということになるんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ちょっと調べてみないと分からないです。実際にパックセンター使わないような遠くの会社に売ってますので、その辺はちょっと調べてみたいと思つています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 実際は、今、藤里で議員さんをやっております小山さんにも売ってましたし、それがわざわざ取ったきのこを八峰町まで運んできたわけでもありませんから、そういうところは意外とケース・バイ・ケースでやってるんだなとは思いますが、でもその辺をはっきり決めないと、これから仮に営業していくにしても、余った時やるとかそういうものであれば、買う方だって計画的に生産をしているわけでありますから、それは買うって言えなくなるんじゃないですか。だからやっぱり年内にこのぐらいこっちを使うなっていうのは大体の目処があると思いますから、例えばもう30万個の枠があるなと思えば、その30万個を売るための営業をするとかそういうものでなければ、またきちっとそれ県外でもいいですよというようなものでなければ、ちょっと営業としてできないと思う。てことは私はね、もう50万個作れば、今売っている130何円とか、場合によっては150円で売れるかもしれない。もう6,000何百万も7,000万もの売り上げ出せますよ。能力があるんだから。作る能力があるんだから。だからそういう意味で、そこを町長どう考えますか、もう一度お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 能力を、会社の製造能力を生かす、その部分は非常に大切でありますので、まあ細かい部分の話はこれは個別に検討しなきゃいけないけれども、ただ、そこを急ぐあまり、既存の当初からのしいたけ農家の方々に迷惑がかかるようなそういう状況は避けなきゃいけないので、積極的な営業をこれまでしてこなかったわけではありますが、まあ議員の提案も十分理解できる部分もありますので、今後取締役会の中でそういうお話をしながら、ただ、相手方の部分については、こちら側の方のしいたけ農家の方々が増産するっていうふうな形になった時に、そこに回すものがなくなるってことはそれは避けなきゃいけないので、その部分はやっぱり条件はつけさせていたいただきたいと思いますが、議員の提案の部分については今後取締役会で検討してみます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） いや、計画立てて生産をすれば、町内の生産者に迷惑かかるってことはないと思いますよ。極端に増えるっていうことは、それはないですよ。物は悪かったりして、ホダが悪かったり、何かの管理が悪くてきのこが出なくなった、だから新しいホダが欲しいということはないかもしれないけれども、でも基本的にはいいホダ作ってますから、私もよく見せてもらってるんです。ホダ、それからきのこ整備し

てるところ。結構いいきのこ出てますので、極端にね、じゃあ作ってて、じゃあもう倍使いますとか、そういうことにもまたならないと思う。必要な日数がありますからね。だからやっぱり計画立ててやればほかは大丈夫だと思いますけれども、どっちにも迷惑かからないと思いますが、改めて検討してみてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員の提案は検討させていただきますが、ただ私の中には、やっぱり峰浜培養のそもそもの設立の趣旨からすれば、やっぱりここ八峰町のしいたけ農家の人を増やして、そういう形の部分をやっていきたいという思いが強くありますので、それをこう全県にこう手を広げてとか、あるいは県外に手を広げてとか、そういう形ってのはなかなかこうちょっと抵抗感があります。ただ、議員の提案の部分については、私一番素人ですので、中身の詳しいほかの取締役の人の意見も聞きながら検討させていただきます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 町長は今の段階では、県外に売ったとか、それに対して何か問題が発生したとか発生してるとかという情報説明は受けていましたか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 県外に販売したっていう報告は受けておりません。それで県外の部分とトラブってるっていう部分も受けておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 町長は私が9月に質問をした時に、必要なものは、必要なことは説明を受けてるし、そういう説明がないはずがないと、打ち合わせがないはずがないという趣旨のご答弁をいただいた部分があります。それはその当時の一般質問の中でもきちっと言われておりますので、これはまずここにおきますけれども、ここにこういうものがあります。債権差し押さえ命令です。これは去年のものです。あ、去年じゃない、平成29年のものです。それで当事者目録で見れば、債権者が峰浜培養。代表者は当時の町長の加藤さんであります。お金に関して120何万なんです、これは全く説明は受けてはいないんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 現在の常務も私もその時はいません。今回の通告の部分については、峰浜培養の昨年度の事業内容と今後の事業計画等についてというご質問でありま

す。その部分については、私、毎日会社に行ってるわけでもありませんので、事前にそういうふうなお話をしていただければ調べてお答えしますが、現在のところはお答えできません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 私は、昨年度の事業の内容と今後の計画等にとということの中で質問書を出したんですけれども、実際にこういう問題も含めて今後どうしていくかというものの中で、ただ詳しい数字を求めるわけでありませんので、町長がどう思いましたかということ、また知っていますかということを知りたいわけですから、質問がなかったから答えられないということではないんだと思います。いずれ外に売るというのは、確かにメリットもありますけれどもデメリットもあると、リスクもあるということでもあります。そういうことも含めてこれからの経営にあたっていただきたいと思うんですけれども、先ほども申し上げましたように、せつかく6,000万円、7,000万円のお金を稼げる状況があるとすれば、やはり努力をしてそういう方向に向かうということも一つの方法だろうと。もちろん町内で生産者が増えてくれればそれに越したことはないんですけれども、そういう見通しがきっちり立たないというのであれば、外に売るということもひとつの方法じゃないかなと、こう思います。

それで、ちょっとこの話を出しましたので、町長に私が去年質問をした中で、どうしてもはっきり言って私が納得いかない部分があります。ちょっと考えが違うのかなということで、もうこの質問はあとやめたいと思いますので、今日でやめたいと思いますので、町長のお考えをお聞かせ願いたいんですけれども、去年、私は監査が、こういうふうにお金に関わってきますけれども、監査が内容証明で監事の意見として出したものが届いてないということを知りましたが、それはご存じですよ。これも経営に関わります。

○議長（門脇直樹君） 芹田議員、通告にない質問は差し控えてください。

○6番（芹田正嗣君） 通告にないじゃなくて、今後の、今後の峰浜培養の経営をどうしますかという中では大事な部分であります。

○議長（門脇直樹君） 大事なのは分かりますが、大事な質問なら質問の要旨にしっかり付け加えるべきであります。

○6番（芹田正嗣君） いやいや議長、今、町長にその覚えがありますかということ今聞いてるんですよ。自分の言ったことなら分かるなら分かるでしょうし、分から

なかったら分からないでいいんじゃないですか。

○議長（門脇直樹君） 質問の通告にありません。

○6番（芹田正嗣君） 質問要旨の中での意味、それを意味合いが含んでるということです。今後の経営に関してっていうことで。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） その時の議事録あります。いわゆるもしかすれば出てくるんじゃないですかっていうふうな質問に対して、私は、当然新しい体制にその部分の話はあるはずでありますから、まあ聞いてみますけれども、現実問題としてポッと出てくるものでないかとは思いますが、そういう形は答弁してます。その後、その内容証明書の部分は私の認識と違って残されておりました。内容は、いわゆる具体的な内容じゃなくて、全く監査できなかったというふうなそういう内容でありました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 結果的には私もね、町長からその説明を懇親会の場で受けた。町長はないという話だったんですけども、私のところにあつたと。それで封を切っていない。これ会社の監査が出した監査の意見書を5年も6年も封を切っていないでおくってこと自体がどういうことなんですか、会社として。で、町長はそれ見たんですか。今見て、大したこと書いてないと、そうですか。いいです、じゃあ。

それで、それはその方には、いわゆる質問、何回も局に行ったり役場に行ったり培養に行ったりした方には、こういう形でありましたっていうことは報告はしたんですか。私は報告受けてないと聞いたんですけども。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 平成25年の話ですよ。で、そのこの部分で、内容証明書、私、封をして切ったか切っていないかっていう部分お話ししたかどうかは、お酒の席だったのでその辺記憶ないんですが、ただ、内容証明書のそういう部分を送るっていった場合に、株主総会の時にそういう部分が、私こういう意見出したのにどうしてそうならないのみたいな話は、当然出してしかるべき話だと思います。で、今、その今の体制のところ私どもその時期に誰もいない、いわゆる今の体制の部分ではない中でそういう質問されるっていうのは、私とすれば非常にそのこの部分に関しては、私自身がどうして株主総会の時にそういう発言しなかったのかっていう部分は、非常に強く思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。



○6番(芹田正嗣君) いや、そのところが町長と私の考え方の違いなんですけれども、今、郵便物、普通郵便でも一つ二つ意識的に隠したとか何とかなれば、結構首が飛ぶ時代じゃないですか。まして内容証明が届いてるのに届いてないっていうのであれば、これは町長じゃないですよ、ちょっと古い話ですから。だからやっぱりしっかり確かめて、正すところは正しますと答弁するのが普通だと思うんですが、町長はどうも前のことに触れてどうするかっていうお考えのようなので、この答弁書を見てもそうです。そこはちょっと違うんじゃないかと私は思うんですけれども。で、この前の質問したことに、時間がなくなってきましたけれども、いずれ町長はそこで休憩かかった時ですけれども、私は出てきても認めないよという発言でした。培養からそれが出てきても。それは間違った考えじゃないかと思うんですけれども、それで、それは9月の12日ですよ、私の質問の日。で、14日に懇親会をやった日に私のところに来てくれて、あったと。で、封切ってなかったと。でも、それはその場でやっぱりきちんと私にじゃないですよ、もう何年もそうやって、どうしたんだろう、俺の書いたものどうしたんだろうって心配してきたその人にやっぱり説明をするべきだと思います。で、その後、あのあれが終わった後、質問が終わった後、その人は日本郵政に内容証明で2回やってますよ。それで、結果的には返事が来たと。で、調べて確かに配達しているようだと。それと、峰浜培養にも確認したと言ってますよ。それをあなたには報告は行ったんですか。行ったとすれば、それでも今まで黙ってるってことはおかしくないですか。

○議長(門脇直樹君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) この内容証明付の郵便出したのは平成25年3月15日付けの部分です。その部分について、私も1年会社お付き合いして分かりましたけれど、こういう内容が来れば取締役会でお話をして、どうするか対応を決めるはずですよ。その部分で、まあ内容の部分についてはそのまま形で判断したんだろうというふうに思います。それは株主総会の部分で、またその当時はしいたけ農家も株主の中に入っていたので、その席でいろんな問題提起をしてやればよい話で、その部分から何期も株主総会やった後にまたそこまで戻っていくっていうのは、私は考え方が違います。

○議長(門脇直樹君) ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番(芹田正嗣君) 何期も過ぎたからどうのこうのじゃない。基本が、郵便物が来るものないっていうところが大変なことじゃないと思いますか。私は、これは大変なことだなと思うんだけど、それはもう過ぎたこと、じゃあ過ぎたことにして過ごそう

ということなんですか。それはそういう問題ではないと思うんだけど。あればあったでやっぱり、いや実はありましたと、すみませんでしたと、これから直していきますということ、その人にやっぱりちょっと報告しなけりゃ駄目なんじゃないですか。お願いします、答弁。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 本会議の部分でお答えした部分については、まあ当然こう論理的に考えれば、5年前の話ですから処理されてないだろうという形の部分で、ただ調べてみますけれどもっていうふうな形で、だからその本会議の部分よく読んでみれば分かるんですが、なかったっていう話ではないです。ないだろうけど調べてみるというふうなそういう趣旨の発言、議事録に残ってますので。ですから、当時の部分の取締役会の部分で相談はされたんだと思う。封切ったか切ってなかったかっていう部分については、私はその部分の記憶はちょっとないです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 私も何回も議事録を見ました。今、町長がおっしゃるとおりです。でも、議会最終日にあなたは私に、あったって言ったんですよ。聞いたら、培養にあったと。それから封も切ってないと。せば、あなたはやっぱりそこでそれに対応しなきゃ駄目なんじゃないですか。それ見たのはじゃあいつ、その時はあなたは見てないって言ってましたよ。じゃあいつ見たんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今日もそうなんですけど、議会終了後の打ち上げの席で、なぜか順番、全員に回って歩いたら芹田議員が一番最後でしたので、かなりお酒も入ったと思います。だからその部分で、封を切ったか切ってないかっていう部分については、私が封切ってない、そこら辺まで分からないです。ただ、いずれその部分の考え方については、株主総会の中で、現実にもその方も株主だったはずですから、その総会の席でそういう発言があつて、そこでけりつける、そういう問題だと思います。

○議長（門脇直樹君） これで6番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時56分 休 憩

.....  
午前11時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を3点について行います。

1点目は、介護保険の外出支援サービスの拡充と待遇改善について、町長の考えを伺います。

介護の認定を受けた人が病院に通うのに、外出支援サービスというのは本当に大変助かると言われております。特に、ひとり暮らしの高齢者や、また、家族が日中留守家庭のひとり暮らしの人たちにとっては、命綱になっていると思います。利用できるのは介護1以上の人ですので、要支援は利用することができません。要支援は、家の中を自由に歩くことはできても、通院のためのバスの乗り降りや列車の乗り降りは大変困難なものになっています。要支援1・2合わせて165人、その1割である16人が利用するとしても、委託料はそんなにかからないのではないのでしょうか。委託を受けた運転手の待機時間などが大変なことから、人材不足の話も聞きます。待遇改善をして要員を増やす考えはないのでしょうか。高齢者の交通手段が今、大変な問題になっております。免許返納してから公共交通の利用に切り替わり、それも困難になって介護の認定を受けると、外出支援サービスに頼らざるを得ません。これは誰もが通る老後の道ではないのでしょうか。しっかりサポートすることで、老後を安心して暮らせる町を町民にアピールできるのではないかと考えております。考えをお聞かせください。

次に、介護4・5の在宅の人も受けられる特別障害者手当についてお尋ねします。

当町に該当者がおりますか。周知されているのでしょうか。

以上、1点目の質問について終わります。

2点目は、「国道沿いの通学路は安全に」について伺います。

まず、樺交差点の危険性については、当局はどのように認識しておられますか。再三取り上げてきましたけれども何ら改善策が見られておりませんので、また質問します。

観海地区、岩館地区の方は目にすると思いますが、Y字路の信号機が赤になった時、停止線が分からず、交差点に入り込んでいたり、旧八中生の歩道の停止線に止まって、その後ろに何台も車が連なっているという光景をよく目にします。危険極まりありません。国道に白線を塗る作業を始めたのでこれで安心と思っていたら、八森で止まってしまいました。10連休の時は、大変危険なところなので取りかかるでしようと思っていたけれども、これも10連休の時もありませんでした。信号機の停止線が消えています。

大変な交通量でした。そんな危険な交差点を通る八森小学校の児童がおります。ボランティア2名に見守られて交差点を抜け、大きくカーブした国道沿いを通ります。通勤ドライバーがスピードを上げています。親御さんからは、峰浜小学校のカーブに取り付けたようなガードレールを取り付けてもらわないと不安でたまらないという声がありました。また、何度か通り上げましたけれども、蝦夷倉・目名湯の児童が通う国道直線道路は危険がいっぱいです。児童は朝の通学時だけここを利用しております。ボランティアはいません。危険の第1が縁石が平らになっていることです。近年、2回縁石を乗り越えて田んぼに車が落ちました。反対側は防雪柵ができて事故が少なくなったものの、大型トラックが防雪柵にぶつかったこともあります。この反動で後列の車が通学路に乗り上げる、こういう危険も考えられます。第2は林側の崖です。草は時々刈っていますけれども、崖の方には危険とあってガードレールが取り付けられています。しかし、まだ危険です。その先は田んぼ一面で、強風にさらされると道路側に飛ばされるのではないかと、車を運転してて心配であります。

このような通学路は、日常的に峰浜地区の人たちは目にしていないので深刻さが分からないのではないかと思います。安全対策として縁石は車が乗り上げないものに、危険なところにガードレールを取り付ける、こういうことを考えないでしょうか。これは県の事業であるのであれば、速やかに要望して児童の安全を確保することが今求められていると思いますが、いかがお考えでしょうか。

3点目は、「災害の避難は大丈夫か」について伺います。3か所について伺います。

夕風団地を挟む川の河口に流木が入り、流れがふさがれていました。かなり前に建設課に話したことがありますけれども、県が河口に流木が入らないようにする設備が壊れて、なかなか修理ができないでいる。そして、この通告を提出した後には、きれいに取り払われていました。しかし、大時化でまた防護柵が壊れたり、繰り返しになるのではないのでしょうか。大雨などの災害時、旧夕風団地の人たちは、橋が使えなくなると逃げ道は白神ホテルの塀に取り付けられた狭い格子戸的なものがありますが、急な避難には大変危険です。町、県の対策について伺います。

2か所目は、本館の治山堰堤と言うのでしょうか、老化して普段何ともない堰が鉄砲水になって災害を引き起こしました。橋の補正に設計予算がつきましたが、治山堰堤375か所、治山ダム49か所は老朽化しているとすれば、里山に住む者にとっては爆弾を背負っているようなものです。県任せだけではなく、町でも安全対策を考えなくてはならない

のではないのでしょうか。

3か所目は、立石・茂浦海岸で作業をしている人たちが利用する避難路です。車1台が通る狭い道路は、国道に抜ける重要な路線です。利用も多いところです。近年は介護施設の車や宅急便の車が多く、すれ違いはバックして交差しています。何か所か空き地・空き家があります。これを利用して道路の拡幅を考えないのでしょうか。国道への入り口には倒れそうな危険なブロック塀があり、学童の通学路としても危険です。これが倒れたら道路は分断されてしまいます。狭隘で重要な交通ルートは、災害時の有効活用にできるようにするのが災害対策ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、福祉避難所について伺います。

国の資料が膨大で私もちょっと読み切れないんですけれども、マスコミでも取り上げられました指定地区避難での災害対象者は、1割しか見ていないということであります。当町にとっても大事なことです。この災害避難所について考えをお伺いしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員の質問にお答えいたします。

1問目の移送サービスの「要支援からの利用拡充を考えないか」についてお答えします。

八峰町においては、歩行困難等により公共の交通機関を利用できない40歳以上の要介護1以上で、下肢に障害がある人、または体幹、下肢及び視覚の障害で身体障害者程度等級が2級以上の人、または人工透析等、町長が認めた者を対象に、八峰町内及び能代市内の医療機関への通院等の送迎や福祉制度の申請等のための役場への送迎などを行う、「外出支援サービス事業」を実施しております。

この事業の実施にあたっては、道路運送法に基づく登録が必要であり、国や県や交通関係者などで構成する「地域公共交通会議」で合意を得ながら進めております。この事業のサービス内容を変更する場合も同様であり、予算枠を増やすだけで要支援の方々を対象に加えることができるというのではなく、一連の手続が必要になります。

議員ご指摘の「要支援からの利用拡充」については、要支援の方であっても歩行困難等により交通機関を利用できないケースも考えられますので、対象者の拡大要件について、この事業の利用の可否を決定する「高齢者サービス調整会議」で検討するとともに、

必要に応じて「地域公共交通会議」で協議してまいりたいと考えております。

移送サービスの2問目の「人材不足について」は、この事業を実施するための講習を受けた運転手は、「社会福祉協議会」に15名、「J A秋田やまもと」に4名登録しており、人員は足りていると考えます。

次に、特別障害者手当についてであります。特別障害者手当は、目、耳、上肢、下肢など身体の機能障害もしくは病状または精神の障害等が2つ以上重複していることや、障害が一つであっても食事や用便、会話などの日常生活動作能力8項目のうち5項目ができない、または絶対安静状態であることが認定基準となっております。

一方、介護保険制度における要介護4は、移動には車椅子が必要で介護なしでは日常生活を送ることができない人となっており、要介護5は、ほとんど寝たきり状態で意思の伝達が困難、生活全般にわたり全面的な介護が必要な人となっております。

したがって、特別障害者手当と要介護4と要介護5については、それぞれ認定基準が異なりますので、要介護4や5の在宅で生活している方が全て特別障害者手当の受給者になっていないのが現状であり、在宅で生活している要介護4や5の方が特別障害者手当を受給していない方がいるとしても、該当漏れはないものと考えております。

次に、「国道沿いの通学路安全対策」についてお答えします。

児童生徒が安全に通学できるよう、学校、PTA、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携し、共通認識を持ちながら通学路の安全対策をしていくことは、大変重要なことであると認識しております。

本町におきましては、通学路の安全確保に向けた取り組みを一層効果的・効率的に推進するため、平成27年6月に「八峰町通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路における児童生徒の安全確保に努めているところであります。

プログラムの推進にあたっては、通学路の安全対策を横断的かつ円滑に推進するため、道路管理者や警察等の交通管理者、児童生徒の通学に直接関わる学校及びPTAの代表、町の関係部署により「八峰町通学路安全推進会議」を組織し、町と関係機関とのより一層の連携強化を図っております。昨年は、プログラムの一環として通学路合同点検を実施し、点検によって浮き彫りになった危険箇所について情報を共有し、児童生徒に対する注意喚起を促すとともに、関係機関に対し安全対策の検討及び改善を依頼いたしました。

ご質問の樺台交差点付近の安全対策についてであります。まず、停止線が見えず危

険であるとのこと指摘を受けまして現地を確認いたしましたところ、この春に傷んだ路面をアスファルト補修した際に、停止線を簡易的に白くスプレー塗装したものでありました。本来であれば停止線は摩耗に強く消えにくい溶融式で塗装することとなっておりますので、危険回避のため速やかに停止線の引き直しを行っていただくように、道路管理者である県へ要望いたしました。

また、この交差点は国道と県道が変則的に交差し交通量も多いため、中浜方面への通行は一時停止の規制が設けられていますが、正しく停止しない車も見受けられ、昨年度実施した通学路合同点検でも大変危険であることを確認しており、県公安委員会へ交通取り締まり強化を申し入れしております。

さらに、樁台交差点から八森小学校までの国道沿い通学路は、これまでに縁石を乗り越え路側のフェンスをなぎ倒すほどの勢いで逸脱する車両事故も発生し、大変危険であるとの指摘を受けておりましたので、安全対策として、この区間に歩車道分離の防護柵の設置を県へ要望したところ、今年度から3か年計画で八森小学校側から順次、防護柵の設置工事が実施されることとなっております。

「国道沿い峰浜小通学路に安全対策を考えないか」に関しましては、平成28年6月議会の一般質問において皆川鉄也議員から同様のご質問をいただき、また、この区間を含めた町内通学路全般についての安全対策については、過去に他の議員からも何度かご質問いただいた経緯があります。特に危険を伴う国道等の歩道につきましては、防護柵設置などの対処を国道管理者であります県へたびたび要望いたしました。が、「この区間の歩道や車道の規格は道路構造令基準を満たしているため、防護柵の設置は不用である」との回答をされたことから、この箇所を含めソフト面での対応に重点を置くこととし、「通学路注意」の看板を町内36か所へ設置し、運転者への事故防止の啓発、そしてスクールガードリーダーや保護者、あるいは地域の方々による見守り隊により、子供たちの安全確保に協力いただいております。

ご指摘の箇所につきましても、「八峰町通学路交通安全プログラム」の一環である通学路合同点検箇所へ組み入れ、今後点検を実施し、点検によって把握した危険箇所については情報を共有し、児童生徒に注意喚起を促すとともに、道路管理者や警察及び町の関係部署へ安全対策の検討及び改善を呼びかけてまいります。

次に、「災害時に避難は大丈夫か」の質問についてお答えいたします。

1点目の「大雨により橋が危険になる」であります。夕風団地を挟む「上の川」は、

地形的に海に近い河口に位置し、勾配もなく流れが淀む箇所であることから、台風並みの悪天候の際には、時化により流木や海流に乗った各種ごみが遡上し、「上の川橋」付近で堆積する状態となっております。この箇所はたびたびこのような状況となるため、適宜に最小限の河道を確保する対策を講じ、堆積状況を経過観察しながら数年おきに全面撤去を実施してまいりました。

この件につきましては、既に八森第一自治会からも堆積物除去の要請があり、自治会代表者と協議の上、季節が梅雨入りする前に対応することとし、先月から今月にかけて除去作業を実施したところであり、堆積物は全て取り除かれた状態となりましたので、橋の危険性は解除されております。

2点目の「本館の堰に」の質問にお答えします。

昨年6月に発生した本館地区への土砂流出は、上流にあります治山堰堤の底の一部が削り取られ、その部分から土砂が流出したものでありますが、その対応を管理者である県に要望したところ、昨年度内に堰堤に堆積している土砂の撤去と沢水が堰堤上部から流れないようにする応急処置をしております。さらに、今年度においては、削り取られた堰堤の底の部分をコンクリートで固めるとともに、堰堤下流の水の流れをよくするための工事を行い、併せて、土砂の流出防止を図るため、小型の堰堤を設置する計画で現在測量設計等を委託しているところであり、用地関係者との現地立ち会いや工事への同意等が得られれば10月にも工事を発注する予定で、年度内の完成を目指しているとのことであります。その後も、2年程度の計画期間で、小型の堰堤をもう1基設置するとともに、堰の浸食を防止するためコンクリートで保護する工事を実施する計画であると伺っております。

町としても、この工事が順調に進むよう用地関係者に協力を求めていくとともに、県に対しても工事の早期完成を求めてまいります。

また、橋の補強については、これまで橋梁長寿命化修繕計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業の予算配分に応じて危険度の高い橋を優先して計画的な橋梁補修を進めてまいりましたが、本館橋の橋梁補修については、これまでの調査により危険度判定が高いとされているため、今年度に調査設計業務を完了し、来年度に橋梁補修を完了したいと考えております。

次に、「立石・茂浦の避難路」についてお答えします。

県道から国道の高台に向かう「立石・茂浦地域の避難路」については、町道日影町線





難支援体制を確立するため、「基本的な考え方」、「平常時における支援対策」、「災害発生時の対応」、「復興期の支援」などを定めており、その中で、八森保健センター、埴川健康センターや町内の特別養護老人ホーム等を福祉避難所としております。

平成27年7月24日の夜から25日昼過ぎまで降り続いた雨により、25日午前8時5分に立石地区の72世帯・173人に避難勧告を発令した際、避難所は横間コミュニティセンターとファガスの2か所を指定したところではありますが、避難対象地域に住む要配慮者1名につきましては、家族を含めファガスに隣接する「八森保健センター」に避難していただきました。当時は大雨による避難だったことから、隣接する地域の施設を避難所及び福祉避難所としましたが、地震による津波や土砂崩れ、大雨による河川の氾濫や土砂災害など災害の種別や規模によって指定しなければならない避難所は変わるものと認識しており、福祉避難所においても同様と考えます。

昨年度、秋田県障害者9団体連絡協議会から「災害時における障害者避難対策に関する要望書」が提出され、要望事項として一般避難場所との区分、支援者別対応マニュアルの策定、宿泊やトイレ対策、聴覚・視覚障害者対応が求められており、福祉避難所については、「福祉避難所として使用可能な施設整備や備品の確保についても、財政面など制約もありますが、利用される方のニーズに応えられるよう検討してまいりたいと考えております」と回答しております。

福祉避難所の設置につきましては、はじめから福祉避難所として新たな構築物を建設することは難しいと考えており、今後、公共施設の新設・改修などの際には、災害など有事の際に「福祉避難所」として活用できるよう、秋田県や当町の地域防災計画に基づき整備を検討してまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 1点目の介護保険の外出支援サービスについて、もう少し詳しくお話を聞きたいと思えます。

町だけではなくて、高齢者サービス会議というんですか、それと八峰町地域公共交通会議、これを経て外出支援サービスが受けられるということで、ちょっと面倒だなということがちょっと率直に感じました。行くのが困難、外に出ていくのが困難であれば、まず先に窓口を、八峰町の福祉課とか、これを受けられやすいこういう呼びかけといいますか周知といいますか、こういうこともやっていただければならないなと思えますけれども、この2つの検討した上で決まるということなんですか。それでないと駄目

为什么呢。もう一度ちょっと伺います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この事業については、道路運送法の特例的に、通常まずお金をいただいてお客さんを運ぶ部分については、2種免許とかそういう部分が条件付けられています。この事業は、公共交通空白地有償運送も同じ事業なんですけど、特例として認められる部分がありますので、誰でも福祉であれば全部いいというわけではないんです。その時にどういう条件で、どういう方々を対象にするかという部分をまず高齢者サービス調整チーム、そういうところで検討をして、そしてその部分でいろんな意見を伺いながら、それで例えば要支援2の方まで拡大すべきみたいな話があれば、じゃあそれもそこで決まるわけじゃなくて、今度、地域公共交通会議のその会議の場で、そこで道路の運輸局とか、秋田運輸局とかそういう形のそういう人方が入った関係の、利害関係者も入った会議で決めないとできないということで、手続はいろいろと複雑な形になります。ただ、やるためには、特例として認めてもらうためにはそういう形が必要だというふうなお答えをしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 有償ということでお金も取りますので、それは面倒なところはあると思うんですけども、できるだけ簡素化していただきたいなと思います。

高齢者サービス会議って言いましたけども、これはどういうふうなことなのか。それともう一つ、件数は594件っていうふうにして伺いましたけれども、これは何人の方が利用しているのか、もし分からなかったらいいんですけども、後で何人かを教えてもらえればいいと思います。とりあえず、この高齢者サービス会議というのはどういう会議なんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） メンバーをお話しすれば、どういう会議か分かるかと思います。町の老人福祉保健及び医療担当者、それから町の保健師、それから能代保健所の保健師及び精神保健相談員、それから山本福祉事務所の老人福祉指導主事及び医療等の医療関係者、八峰町社会福祉協議会職員、老人福祉施設の職員、まあケアマネとかそういう方々ですが、それから八峰町民生児童委員協議会代表、そういう人方でこういう、どういうサービス、どういう対象の方々がサービス受けれるのかというふうなことを決める、そういう会議であります。

あとは件数ですけれども、外出支援サービスの部分については、平成29年度が594、これ延べだと思います。平成30年度431の方が利用されています。

○7番（見上政子さん） 何人か教えてください。何人が利用してるのか。

○町長（森田新一郎君） これはちょっと私、後で。

○7番（見上政子さん） 後でお願いします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 大変複雑だということが改めて分かりました。前はこういう制度でなかったんですけれども、是非ですね利用者の要支援1・2であっても大変な困難な場合は取り上げていただきたい、こう思いました、この質問は終わります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 2点目について伺います。

今、停止線のことだけ消えてる停止線、これは本当にもう大変です。それだけではなくて、あそこの交差点がいかに危険かということをやはり町ではもうちょっと認識してほしいなと思います。看板を立てるとか、この先に停止線があるとか、そういうふうな看板が必要だと思います。何台かこう連なって、それをこう後ろから追い越そうとすると対向車とぶつかるとか、私たちも見てても本当に危ないところです。是非この停止線に限らず、看板なり、それからもっとはっきりした「停止線」って書いたようなところを道路に書くなりしてほしいと思います。この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 見上議員の再質問にお答えします。

停止線についてでございますけれども、先ほど町長が述べましたとおり補修した後に簡易的にスプレーしていたもので、それについては県の方に、このご質問いただいた後すぐに出向いて、大至急現状を確認した上で白線を、停止線を引いていただくようお願いしてきたところであります。

それと、この辺の危険の周知という形のお話ですけれども、これについても、基本的には交差点等の対応については公安委員会の方で決定されるものでありますので、県の方でもこれまでもいろいろ改善策を提案してきたりして、何点か変わった部分もあります。先ほど話にありました中浜地区へ下りていくところの停止線が改めて引かれたり、そういう部分については、これまでも何度も何度も繰り返しながら今の現状に至ったところでもあります。ということで、これからも今ご提案いただいた内容について現地で改めて

検討も協議しながら、今回といいますか昨年も関係者と通学路の合同パトロールも行っておりますので、その辺も糸口にさらなる働きかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 質問通告が教育長の方にも学童保育ということで質問してしますので、教育長の方からちょっと返答をお願いしたいんですけども、峰浜小学校に通う蝦夷倉、目名瀉地区の子どもたちなんですけれども、去年1年生が目名瀉の方から入学して、親が1年間ついて歩いたそうです。で、あそこから峰浜小学校まで親がついて行って、あそこ本当ボランティアがないんですけども、やっぱり1年生なので心配でついていったそうです。で、やはり親としてもやっぱりあそこは危険だと思うんですね。その後2年生になってどうしたかといえば、あともうやっぱり1人で帰ってくるの大変なので、親がそこだけ車で送っていったるそうです。やはりそういうふうに親御さんもね、あその道路は危険だし、まして低学年の子どもが列からはみ出て出ていけば大変だという、そういうふうな場所になってますので、教育長としてこの辺いかがお考えでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長

○教育長（川尻茂樹君） ただいまの再質問についてお答えしたいと思います。

蝦夷倉から峰浜小学校に向けた国道まっすぐな道路ですけども、蝦夷倉、それから目名瀉の子どもがあそこをこう通学路としているわけです。ただ、先ほどのお話にもありましたとおり、あその規格自体が安全とは言いませんけども、そういった規格になってるってことで、それが今の状況が要望してもなかなかこうそれを対応していただけないというふうな状況になっております。危険な感じはこう受けておりますので、今年度も、先ほど石嶋課長からもありましたけども、学校と、それから当局、それから道路関係者含めて交通安全の点検を行いますので、点検をしながら改めてそれに対する対応について話し合っていきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 先ほどの答弁の中で、3年間かけて八小と峰小との間の必要な箇所には対策を考えるということでしたけれども、私一番危険なのはやはり、椿も危険ですけども、今は峰浜小学校までの通学路、これが本当に危険ですし、やはり小学校低学年の親御さんもそう思っておられるっていうこと、これは学校の先生から聞いたん

ですけれども、そういう学校には通えないっていう親御さんもこれから出てくる可能性もあります。そういうことの意味では、もう緊急にやはりあそこの縁石、車2台も落ちてるわけですから縁石の対策をとってもらいたい、これが要望ではないかと思しますので、町長、3年と言わずに、こう今すぐできることは何かできないものでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の峰小の方。

○7番（見上政子さん） 水小、峰浜小。

○町長（森田新一郎君） 峰小ですよ。

○7番（見上政子さん） ええ。

○町長（森田新一郎君） 峰浜小学校の方。今、危険性の部分については、町として県の方、振興局の方にいろいろ話ししてきてるけれども、基準に合ってるっていう形でなかなか前に進めないんですが、来月また振興局との意見交換会ありますから、その際に私自身が直接向こうの局長さんといろいろ意見交換してみたいと思います。ただ向こうの方も、こういうんな要望があってる中で優先順位とかそういう予算の関係とかいろいろあると思いますが、来月の振興局との打ち合わせの中でお話ししたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 是非これは町長の方から進めてもらいたいと思います。この縁石が平らになってるっていうこと再三何度も言いますが、その先の田んぼ、あそこから車の強風が、この風にあおられて大丈夫かなというそういう危険もありますので、そこら辺も是非県の方と話し合っていたきたいと思います。

2点目はこれでいいです。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 3点目について伺います。

まず夕風団地、これは川の流れが、こう何ていうか、河口の方にこう行くにつれて高さが違うということで、これはしょっちゅう起こることだなと思います。是非この辺もですね、県のその河口に流木が入らない、ごみが入らないようにする設備だけではなく、川の下をさらうようなこういう工事も進めてもらいまして、あそこは夕風団地の、旧夕風団地の方は前ぐるっと白神ホテルの方が塀で囲んでしまって、逃げ道がなかったんですよ。何かあるとあそこ孤立してしまうようなところになるということで、木戸口みたいなのを2か所造ってそっちの方に逃げるようになってるんですけども、是非その

辺も考慮してですね、あそこの危険な川ということを少し認識してもらいたいと思います。これは、この1か所目はこれでいいです。

2か所目の本館の治山堰堤ということでも町長からいろいろ説明がありまして、今、老朽化してるのがこんなに山に堰堤ダムがあるってということで、これを全部直すとするの大変な工事になるなと思ってますけれども、これも下に住んでる人たちが災害に遭わないように、この点検も県の方に逐次こう話し合いを進めて、安全に暮らせるようにしてもらいたいなと思っております。

3か所目の、これが大変なところなんですけれども、まず道路が狭いということは、なかなか昔から住んでる人はあんまりこう感じなくて、私みたいによそから来た人はあそこがとにかく怖くてもう通れない道路だったんですけれども、運転免許取った時はもうブロック塀にぶつけてこすって本当に一番怖い道路だったんですが、今は慣れてあんまり感じなくなりましたけれども、是非やはり拡幅、石垣があつて大変だつていうことなんですけれども、やる気になればね、あそこ広げて何とかしたいと思えばいろんな手段が考えられるのではないかと思います。石垣が積んであつて、そこは今空き地になってるんですけれども、相続とかいろいろ大変でしょうけれども、災害時のことを考えればこれは対策をとってもらいたいなと思います。

それとブロック塀ですけれども、あれもいつどうなるのか、危険箇所のロープは張られてるんですけれども、これが災害が起きると本当に道路が分断されてしまいますので、その点についても一度考え方を伺いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ただいまの再質問にお答えします。

あそこの道路、確かに狭い、まあ全体の拡幅は無理だつてことは議員も十分承知だと思います。家がこう建ち並んでいて、かつ敷地もかなり狭いもんですから、その中で、まあそこに住んでいる副町長もいるんですけど、昔もそういう形でやろうとしたけれどもなかなか難しかったって話も聞いてます。それで、スポット的な部分、まああその空き地のところやっても1か所交差できる場所が増えるというだけで、根本の問題解決ならないんですが、あそこのブロック塀にこする一番の原因は、安全防止柵、あそこがいわゆるあつて、その先っちょがちょっと出てるもんですから、Y字路なつて上の方から来て曲がる時に曲がり切れないんですね。バックしようにしても後ろにまた石垣がありますので、そういう部分を、まああその人と偶然私行つた時にお話しできたんです

が、その部分を少し貸してもらえれば、その出るところを少し引っ込めれば、そこでまず何とかやりくりできるかな。それと併せて、ちょうどY字路なっところ繋がっていますから、一方通行とかできないのかどうか。下から上がっていく時、左の道さ行く。上から下りてくる時はまっすぐのそこしか通られないような、そういう形の部分なんかも工夫すればできるんじゃないかなということで現地見て感じましたので、今こうスポット的な形で、かなりの事業費かかると思います。で、その隣近所のうちのブロック塀とかそういう部分にも影響受けますから、かなりの事業費もかかると思うんで、それでやっても交差できる場所が1か所という形なので、その辺はまず自治会長さんと相談させて、答弁にお答えしましたけれども相談させていただいて、まずそのこすらないような形の対応が何となくできそうな感じを受けてきましたので、そういうことをやらせていただければと思います。

下のブロック塀は、昨年、県の方にお話しして単管でぐるっとやっていますけど、その部分については私的には大丈夫かなと思ったんですけど……。

○副町長（日沼一之君） ちょっと補足で答弁させていただきます。

ブロック塀、今お話ししたように県の方でまず何とかやっていたいただきました。単管で基礎を固めてずれないようにっていうことで、ひとつの応急ではあるんですが、それとあと危険の看板をつけてると。で、定期的に点検しておりますので、それでまだずれていません。動いてませんので、それでも完全とは限らないですので、今後とも点検を続けて危険であればまた次の対策を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長、発言する時は挙手してください。

○副町長（日沼一之君） はい、申し訳ありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 町長も現地に行って見て本当に感じたと思うんですけども、交差する時はよその家のところにこう入って駐車して通ってもらってという、もうお互いにもう大変なんです、あそこは。あそこ普通の道路であればね、まあそれはそれで我慢できるんですけども、やっぱり避難路となってますので、避難路として考えた時に事故のないように、避難するにあたって事故が起きたということのないように、やはりあそこを避難路としての再確認をしていただいて、拡幅をお願いしたいと思っております。



あと、それと避難所については、町長の方からいろいろこう説明がありまして、なるほどなと思いました。大雨の時は確かに真瀬川の氾濫の時に避難勧告が出されて、それ速やかに対応してできて、これはやはり事前にこういう対策をとっていればこういうことができるんだなということを感じました。特に八峰町はもういろんな災害が可能性として、土砂崩れ、津波、いろんなことが考えられますので、私はやはり、その災害災害について自治会でも学習会をやるとか、この災害の時にはこういうふうにしなくちゃいけないとか、そういうふうな学習会を、総会の時でも町から来てもらって災害時の学習会をやるとか、こういうのをやはりみんなで認識し合わなければ駄目なんではないかな、不安ばかり抱えていては駄目なんではないかなと思います。こういう時は町の方からも考え及びますでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

今、県の事業で災害時のリーダー、防災士ですね、これを養成する事業、今年3名を予定してございます。ここに出向いていろんな学習をしながら、起こり得る災害に対応するという地域のリーダー養成のことなんですが、このことを含めまして、町の防災まちづくりの先頭にしっかりこういう地域のリーダーを養成しながら、災害に対応できる知識を普及するということを努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 時間がなくなりましたので、是非ね、今自治会長もいろんな問題も抱え込んでぱんぱんになってる状態です。あれもこれも、あれも、町からいろんなものが来て、何かそのリーダーの養成何とかってもう俺の頭もパンクしそうだっていう自治会長もいますので、自治会長任せだけではなくて、町の方でもどンドン入り込んでいってサポートしていただければなと思います。答弁はいりません。

○議長（門脇直樹君） これで7番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。午後1時より山本優人議員の一般質問を行います。

午前11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 議席番号2番、山本です。通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、外郭団体等の運営・経営についてお尋ねします。

ハタハタの里観光株式会社、通称ハタハタ館は、代表取締役は町長が務めている、出資比率63%の第三セクターの会社であります。会社の経営は、平成29年度、平成30年度とも2期連続の赤字であり、平成29年度は1,500万円の赤字、平成30年度はさらに1,600万円の赤字と、毎年、入湯税全額を町から指定管理料として1,300万円程度を補助し続けていますが、いまだ経営安定化が見られず、従業員の入れ替わりなど大変厳しい状況で経営しています。また、有限会社峰浜培養は100%出資の第三セクターの一般法人で、峰浜培養の経営は、平成29年度、平成30年度とも2期連続の黒字ではありますが、3月末現預金残高650万円、借入金は昨年より1,800万円増えて6,575万円の内容となっています。この財務内容では毎月の給料の支払いに事欠く自転車操業状態であり、未収先の農家が1軒でも支払いが滞ると、さらに借り入れでしのぐなど潜在的リスクを抱えた経営になっている財務内容であり、大変心配であります。このように当町の第三セクターの経営は、2法人でも大変なリスクを抱えた経営になっているのが実情であります。さらに、長寿社会、高齢者社会に対応するため、住民サービスを行う事業所で寄附金や事業委託によって運営される組織であるがゆえに、町民のため、町からの支援として2,900万円ほどの補助や事業委託の必要性は認めます。運営費補助し、さらに本年度に町の職員1名を出向させるという意図は何でしょうか。

以上のように、町の外郭団体としての運営に関し、問題・疑問があるので質問します。

この第三セクターに関する総務省の通達では、第三セクター等の経営健全化に関する指針によると、1つには、地方公共団体の自らの判断と責任により徹底した効率化、経営改善化に取り組んで財政規律の強化を努めなさいということ。2つには、地方公共団体が第三セクターの経営が著しく悪化している場合は、将来的に多額の財政負担が生じないように第三セクター等が行っている事業そのものの意義、必要性、公共性、採算性について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について存廃を含めて判断を行えとあると。これが指針の基本的な総務省から出ている意見であります。次に、地方公共団体の第三セクターへの関与については、公共団体は第三セクターの健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、全うな経営が維持されるように適切な関与を行うことが必要であると書いてあります。

私の考えでは、外郭団体は独立した法人であり、町長は地方自治体に基づき、50%以上出資している法人に対する予算執行調査権及び25%出資している法人に対する監査要求権を有し監督的立場にあることから、外郭団体の代表の職を兼ねるべきではないという考えのもとから質問いたします。

ハタハタ館、峰浜培養、そして事業性は異なるものの代表が町長である社会福祉協議会の3経営体の運営・経営の状況等について説明を求め、経営状況等の把握、監査、評価を執行部としてどのような体制でどのような対応を行い、指導・監督しているのか、答弁を求めます。

次に、灌漑用水の確保について。

今年5月の降水量は、2日、30mm程度とかつてない気象により、秋田県の至る所で水不足による稲の作付を断念している状況を聞いています。当町においても水不足で作付を諦め、苗を処分した農家がいるなど、今後さらに雨が降らないと稲が枯れる、雑草に覆われるなどの被害が想定されます。特に土地改良のない八森地区、浜田地区の水田は、古くからの土側溝水路のために、漏水や雑草による障がいにより取水量も多く流れないなど、多くの問題を抱えている水田環境にあります。地元の水利組合は長年自立運営を続けておりますが、今年のような何百haにも及ぶ水量確保は、農家レベルの責任に全てを期すにはあまりにも負担が大きい問題です。恒久的に水資源の確保できるダムの必要を提案するものであり、町長の見解を求めます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本優人議員のご質問にお答えいたします。

1点目のハタハタ館の運営・経営の状況については、本会議冒頭の行政報告でもご説明申し上げましたが、平成30年度のハタハタの里観光事業株式会社の決算状況は、11期連続の黒字決算から赤字に転じた平成29年度に引き続き、1,622万1,000円の赤字を計上する大変厳しい結果となりました。売上高もハタハタ館のリニューアル後初めて2億円を下回ったほか、入浴者数も前期と比較しておよそ3,400人以上の減となっております。

これらの結果を招いた要因としては、大型バスの立ち寄り件数の減少による観光客数の減少や商品やメニューのマンネリ化、ホームページのリニューアル遅れなど様々な原因が考えられますが、さらに、初めての社長を受け継いだ私自身が、組織の体制の問題やハタハタ館の経営分野に深く入り込めなかったこと、様々な改革の司令塔となるべき

館長が宴会や設備管理、外販など多くの現場を担当したことにより、営業方針による改革を十分に実現できなかったことも大きな要因の一つと考えております。

私も代表取締役として1年間が経過し、経営体制と社員のホスピタリティや経営に対する意識、営業企画力など、ハタハタ館における様々な課題が分かってまいりました。その解決策として、この4月から新たに館長の上に「常務」というポストを設け、まずは体制面の改革に取り組んでおります。この2か月間で新たに「お花見弁当」や「令和弁当」の商品開発を行ったほか、ドリンクサービス等の魅力ある企画商品による誘客アップと同時に、社員の士気高揚やレベルアップのための研修や提案制度の創設といった経営改善に取り組むなどの体制強化を図っております。

今年度は、これまでになかった考え方も取り入れながら、役職員一同が力を合わせて様々な改革を実現し、この難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

外郭団体の代表の職に関しましては、ハタハタ館のように第三セクターだから「町長が代表となる」という考えは持っておりません。あくまでも、ハタハタの里観光事業株式会社の定款の取り決めにに基づき、取締役の選任を受けた者の中から取締役会の決議をもって社長が選任されるものと認識しておりますので、県内の第三セクターの状況も踏まえながら、取締役会で協議してまいります。

ただ、その時期については、ハタハタ館の場合は2期連続で大きな赤字を計上したところであり、報酬ありの社長を雇えるかという問題もありますし、また、私に代わって経営改革を進めていく体制を強化したところでもありますので、もう少し時間をいただいて経営の動向を見極めてからという思いはあります。

次に、峰浜培養の運営・経営の状況についてですが、昨年度のホダ木製造部門は、大口生産者の栽培方式の変更や、しいたけを摘み取る人手の確保難に伴う規模縮小などが要因となり、配荷実績において計画対比91%の245万5,000本、販売額で3億1,000万円となっております。そのほか、研修棟や新工場の培養施設の環境調整のため賃借しているハウス等で栽培された、しいたけの販売額が8,300万円となっており、総販売額は3億9,600万円の実績で、会社全体としては1,120万円余りの黒字決算となっております。

また、昨年4月よりホダ販売代金がJAによる立て替え払いから生産者との直接取引となり、販売代金の入金が遅れが懸念されましたが、生産者からの入金は、多少の遅れはあったものの未回収なく回収できている状況にあります。

今年度は、新規就農や既存生産者による施設増はあるものの、栽培方式の変更、高齢

化や雇用者の確保難などから、ホダの生産量は約250万個を計画しておりますが、オガ粉や燃料、電気料金の値上げなど経費の増加が見込まれ、厳しい経営が予想されるため、従業員の作業体系を変更するなどして経費節減に努めることとしております。

一方で、原材料となっているオガ粉を供給している岩手県西和賀森林組合からは、「赤字事業なので止めたい」旨打診されており、代替となるオガ粉の確保が喫緊の課題となっており、その対応として、昨年より町が県と協働で地元ナラ材を使用した、しいたけの菌床ブロックの栽培実証試験を実施しており、従来品と比較しても遜色ない試験結果が出ていることから、今後は関係機関と協議を重ね、事業化に向け検討してまいります。

なお、峰浜培養の役員数及び代表取締役の選任方法は、定款で定められており、今後の代表職につきましては、役員会で検討し対応していきたいと考えております。

次に、社会福祉協議会の運営・経営の状況等についてお答えいたします。

法人の運営については、会長をはじめとする理事、監事16名、評議員27名で運営しており、年6回の正副会長会議をはじめ、年3回の理事会、年2回の評議員会と監事会を開催し、経営基盤の充実強化に務めております。

また、職員については、4月より正職員1名を増員し15名、臨時職員4名、パート職員2名の体制で業務を行っており、毎月1回の管理職会議と定例職員会の実施や役職員の先進地研修、専門職としての能力の向上や資格取得のための各種研修会への参加を支援しております。

事業については、共同募金配分金事業、歳末たすけあい運動をはじめ、町からの受託事業として日常生活自立支援、生きがいデイサービス、軽度生活援助、外出支援サービスなどの在宅福祉サービスや、介護予防教室や家族介護教室、生活支援体制整備や認知症対策などの介護予防等、多岐にわたる事業を受託しております。また、介護保険事業として、ホームヘルパー等の訪問介護事業所、介護予防プランの作成等の居宅介護支援事業所に加え、これら介護の中核であります地域包括支援センターの運営も行っております。

法人の経営状況については、平成30年度単年度の収入額は1億3,908万9,418円、歳出は1億3,995万3,072円で、単年度においては86万3,654円のマイナスとなっておりますが、前年度からの繰越金が1,755万5,831円あるため、1,669万2,177円を令和元年度予算に繰り越すことになっております。

社会福祉協議会の会長職については、町長を務めてから1年あまり社協の役職員の協

力をいただきながら兼務で取り組んでまいりましたが、様々な面で両立が難しいということを実感しております。これまでも社協の正副会長会議で検討してまいりましたが、このたび、私に代わる理事を推薦できる運びとなりました。社協の会長は定款により理事の互選で選任されますので、今月末に開催される評議員会において次期体制の理事14名が認められれば、私の会長職は自動的になくなることとなります。

次に、「灌漑用水の確保について」の質問にお答えします。

今年の5月は、好天が続き、そのため降水量が少なかったことから農業用水が不足し、代掻きや田植えができないなど、農作業に影響を及ぼしているとの新聞記事を目にしております。

本町においても例外でなく、山本議員ご指摘のとおり一部で農業用水の不足により代掻きの遅れや、中には代掻きができず田植えを断念し、大豆等の畑作物への作付変更を検討している農家が出ていると伺っております。一方で、田植えはできたものの、その後の水不足により移植した稲の生育に影響が出ないか心配する声も聞かれております。

今回の渇水を受け、県に用水確保のための事業について相談したところ、用水路の更新や補修のための事業はあるものの、新設に対応したものはなく、圃場整備事業と一体的に頭首工等を新設することも対象としていないとの説明でありました。また、同様に農業用水確保に苦慮している地区には、用水の有効活用として、供給する農区や耕区を決め、ローテーションで用水を供給することや番水制を促すなどの方法を指導したり、中には休耕田をため池として活用し、水不足の解消に努めているとの事例もあると伺っております。

なお、町では、水利組合や3戸以上の農家で組織する団体等を対象として、国や県の補助事業の対象とならない小規模の農業用施設の整備や保全等の取組に対し、補助金を交付し支援しておりますので、水利組合等が農業用水を確保するための事業を計画する際は、ご活用願います。

町としては、現段階で多目的ダム等の灌漑施設の整備は検討しておりませんが、この異常気象とも言える天候が今後も発生しないとも限りませんので、今後は、国や県を対象となる補助事業の要望や支援のお願いを行ってまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 町長なられてからですね、いろいろ忙しいとは思いますが。町長になった時点で、この3団体の協議会は別にしても、培養とハタハタ館の社長は自動的に

就くということは理解して町長なってますよね。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 前町長が2つの三セクの社長になってることは知っていたので、そういう流れにはなるとは思っていました。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 今年度1,600万円の赤字ですけども、まあ1,500万円の昨年度の関係は前町長の問題でしょうけども、今までハタハタ館、実質入湯税もらって支払ってるという状況の中ではですね必ずしも黒字とは言えない、ぺいぺいの運営であったわけですが、その中で、何ですか、リニューアル等をして若干立ち直った時もあったんですが、一昨年は1,500万円の赤字ということで、既に赤字の兆候は出ているわけですよね。行政報告にあったように、いろんな赤字要因は分かります。でもそれはハタハタ館に限ったことではないわけですね。そこに何が足りなかったかっていうのは、これから聞いていかなければならないわけですけども、ちなみに昨年、ハタハタ館の役員会はどのぐらい開いてですね、社長として何回ハタハタ館に出向いておりますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 役員会は、中期のいわゆる半期決算の段階で1回、それから緊急の経営の状況見直し踏まえた上でその対応する部分で1回、そして最後の株主総会前の部分が3回ありまして、3回とも私、出席しております。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この赤字、会社がですねこれだけ苦しい状況にもかかわらず、半年に1回、あまりにも、その時に会社の経営状況は報告受けて理解してあったんですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 毎月のデータは館長が私の方に持ってきて説明をしていましたので、状況が悪いっていう話はしておりました。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） あまりにも経営のチェックというものが遅すぎるのではないかな。確かに毎月報告は、決算書でない、試算表か、試算表は来て見てるかもしれませんがですね、その経営状況が半年経った時点でも既に赤字状態という状況だと思うわけですよね。その中で的確なやっぱりここを経費節減するとか、もっとここを頑張ってもらいたいとか、そういうふうなやっぱりアドバイス、そういうふうなことが必要なのではないかな

と思うわけですよ。忙しい方ですからなかなか行けないとは思いますが、忙しくて行けないのであれば社長職は辞めた方がいいと思うわけですが、どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これまでの説明の部分で、会社のほとんどの前期との比較でどうなってるか見て見るんですが、私の部分は前期が1,500万円も赤字になってる部分と比較してどうなのかなっていうふうな形で、まあいずれ1年目の部分っていうことで、私自身がその経営の中身の部分がよく分からなかったことが一番大きいし、ただ、いろんなハタハタ館、何も社長になってから利用したわけじゃなくて、町長なる前から何回も利用して気がついてる部分がありましたので、その部分については私なりの考え方を、ここはこういうふうにした方がいいってやつを4月と8月に館長に説明して対応を検討してもらいましたけれども、まあ先ほどもお話ししたとおり、館長もあのおりの方であちこち全ての部分を一人で抱えて動き回ってるもんですから、なかなかこう経営改善に向けた営業方針という前期の株主総会で決めたやつあるんですが、それもなかなか実行できなかったっていう部分が一番大きな部分だと思います。ただ、その部分を受けて、経営の柱になる、いわゆる経営の常時そこにおいて経営的な部分をこう改革な取り組んでいく、その体制ができていなかったのも、その部分については、こうお金を出して新たにその適任者を雇って、今4月からその方に現場の責任を取ってやってもらってますので、まあそういう意味ではその部分についてももう少し状況を見極めていきたいなど。今現在は2か月ちょっと経ちましたけど、かなり私見てもこういろんな部分で変わってきたなというふうな思いはあります。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 経営について話ですけども、ハタハタ館の役員、役員っていうか取締役、そうそうたる八峰町の名士がなってるわけですよ。秋田テレビ、それから大森建設、鈴木水産、山本合名、それから農協・漁協の全て社長等ですが、こういう優秀な代表者が取締役になっておるのにも関わらず、さっぱり好転しないと。役員会で、決算役員会で役員からどんな意見があったりですね、まあ総会、当然株主総会開いたと思いますけども、その総会ではどんな話が出たんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 役員会の時には、なかなか本人方が出席することができない場合が結構あって、委任状という形の中の出席で開いてきてる部分があります。総会の部



分では、2期連続の赤字の部分というよりも、これからの部分をどうしていくんだって  
いうふうな建設的な意見がいろいろ出されました。例えば女性の方からは、レストラン  
で食事した際にはコーヒーを安くとか無料でサービスするとか、いろんなこう企画、新  
しい経営の収入増に繋がるようなそういう意見が中心になっておりました。私自身は、  
かなり心を構えて相当なお叱りを受けるんじゃないかなというふうな形の思いで出席し  
たんですが、基本的には先ほど来行政報告でもお話ししましたし、また今回の答弁でも  
お話しした部分を事前にお話しして、改革していくんだってという部分を今後の話をして  
説明していったんですが、そこの部分で前向きな話をいただいたと、株主総会ではそう  
いう株主からは前向きな話をいただきました。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ前向きで、しゃんしゃんで終わったような感じするわけ  
ですけども、先ほど行政報告であったように赤字っていうのは誰しもが分かってること  
ですね、町長がしゃべるまでもないわけです。私らも分かってますよ、ああいう状況  
はね。でなくて、やっぱり今まで何をしてきて、きてなかったのかというところから入  
って、これからじゃあどこを直さなければならないかということがこれからの経営  
課題だと思うわけです。ところが今話し聞くとですね、取締役は忙しい名士ばかり  
ですから本人来れない。まあ当然でしょう。だったらですね、この取締役も代えたら  
いいんじゃないですか。本当に経営としてハタハタ館を立ち直させるというふうな意欲  
のある人を取締役にお願いします。そういう必要だってあるわけですよ。何も株を余計持  
てるから取締役にする必要はないわけですから。やっぱりちゃんと運営できる人を取  
締役にして運営してもらおう。そういうふうな考え。

それから、まあ先ほど、先ほどでない、今年度から元OBの職員をですね館長の上に  
据えて常務にしたということですけども、彼は行政で職員に関しては私は認める男で  
すけども、こと営業というああいう客商売に関しての能力という評価については、ど  
ぐらい評価して採用したのかということの認識、2点お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 1点目の取締役部分については、議員お話ししたとおりのと  
ても忙しい社長さん方が指定なってますので、その辺は社長さんでなくても実際にその下  
に、例えば峰浜培養であれば組合長でなくて部長が取締役になってるわけですから、そ  
ういう形にできないのか。まあこの後の役員会等で検討させていただきます。

それから、現在の常務部分については、私とすれば、行政経験が豊かなのは皆さんもご承知のとおりです。それだけじゃなくて、産業振興課長も経験されてハタハタのことをよく知っている。さらに、ハタハタ館の債権計画のプランニングもしています。それがまあ前政権の時もなんですが、そこの部分のプランニングあるんだけど、その部分の実行に移せなかったという部分も昨年度の反省としてありますので、そういうプランニングの部分も含めて、そういう経験ある、ハタハタ館どうすればいいかっていうことをよく分かってる人、さらにまた、ハタハタ館の上に立つ人方と親交があってツーカーの仲であるという部分も、その部分も考慮して常務として採用することとしました。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 非常にそれについては期待してはいますけども、逆に。ただ、なかなか右肩上がり業績が改善するとは思えないわけですよ。で、現在のところ9,500万円ほどの出資のうち、今赤字がまあ通算で6,700万円。まあ今借入れは30万円程度しか残高ないわけですけども、このまんま同じように悪くなるとですね自己資金が不足するわけですね。そうすると借入れ発生するわけですけども、町で貸すんですか、銀行から借りるんですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） それはこれから検討することになりますけれども、まず第一はそうならないように、今2,500万円弱ありますから、そこの部分で、今現在の目標、これまでなかった考え方っていうのは、まあ皆さんから言われるとまだそれもやっていなかったのかと言われかねませんが、今回の部分は各部門ごとに全ての目標を立てて、で、その部分が前期比とそういう部分ではなくて、その目標に立って今現在どうなってるかっていう部分、そういう形からこう、全社員がそういう経営の状況を共有できるようにしていく、そういう部分から入っていつてますので、まあこの後、まず議員がご心配されるような状況にならないように、改革部分についての今回の改革方針、経営方針部分の従ってのそれを実現できるようなそういう取り組みを進めていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） ここにたぶん銀行の支店長いるんですけども、こういう経営状態では貸せるのかなと聞きたいところがありますが、いずれ改革最中でありますから、今年度のその手腕を注視していきたいと思えます。

次に、培養の件ですけども、私の質問の中でも言いましたが、650万円の預貯金しか

ない。黒字は確かに何ぼか、1億円以上出してますけども、町長、会社の存立ってというのは何が原因で潰れると思いますか。赤字だから潰れるということなのか、金がなければ潰れるのか。どちらですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 培養の場合はホダ木を売って経営してますので、ホダ木を買う人がいなければ収入が入ってきませんから、まあいずれ、しいたけ農家の買ってくれるしいたけ農家と、それから、しいたけ農家がいいきのこを作って単価のいいしいたけを作っていき、そしてそのホダ木を買った代金が順調に入ってくる、それであれば経営は潰れないと思います。で、潰れる場合については、作ってもホダ木が売れない場合、在庫品が抱える場合と、それからあとは、支払い、いわゆるいろんな支払先がありますから、その支払先に払うお金がない場合もそれは潰れる要素だと思います。いずれ一つではなくいろんなものが複合した形で、倒産する場合はそういう形になっていくと思います。ただいずれ、今現在は計画が300万個ですけれども、今現在の目標が250万個で、施設の部分の稼働率は100%までいってないんですが、今のところは、まずは何とか回っているというふうな形で考えてます。ただ、資金繰りの部分については、やっぱり支払いのスタイルが、今までホダ木は農家に、しいたけ農家に渡した段階でJAからその代金もらってあったんですが、今度はJAからではなくて、そのホダ木を使ってしいたけをでかして、それを売った後でないと入ってこないもんですから、3か月ぐらい、4か月ぐらいの、三、四か月の遅れがあってから入ってきますので、その間の繋ぎの部分はやっぱり農協から融資を受けてそういう形で繋いでるというのが現状です。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 会社はですね金が回らなくなると潰れるんですよ。黒字なんかどうやってでも出せるんです。今現在、培養もそういう状態なんですよ、はっきり言って。未収金は9,000万円ほどありますよ。でも、これ順調に入ってきてると言いがたい。毎月の残高が600万円程度で、給料借りてきて払ってきてるような状況なんじゃないですか。しかも、昨年から借入金が増えて利息まで、利息何ぼかな、90万円計上してますけども、支払利息を会社で払って農業者を助けていると。こんな経営あるわけないんですよ、普通。農業者が自分で農協から借りて会社にその代金を支払う、これが普通なんです、培養の場合は培養が借りて農協に、じゃない、農家に貸してるという状況なんですよ。これでは会社もちません。一人でも一農家が病気したら、回収滞るわけですよ。しかも、

今まで培養に1億円ですか、1億円出資して再建させて預金を残したわけですが、それがほとんどなくなってしまったわけですね。あの預金の保有ってというのは、将来的に培養の設備が古くなった時の更新のために残してあるわけですよ。ところがそれも全部使ってしまった。今後ああいう施設の改良・補修なんかする財源は、そうするとどこから持ってくるの。また町で補助するんですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員の部分で、今のこの貸借対照表で見ると、利益剰余金が1億700万円弱ほどあります。で、資本金9,600万円ほどあります。確かに流動資産の販売未収金9,000万円ほどありますけど、ここの部分は回収できる未収金であります。流動資産でありますから、これはこちらの方で使える見込みのある金額ですので、今議員がおっしゃったような形で、この培養の部分がすぐ傾いていくっていうふうなそういう形は、まあ今のしいたけ農家の部分がホダ木買えなくなるとかそういう形になれば、そういう部分はあり得ると思いますけれども、現在のところはそういう形の中では今の形の部分でやれると思っております。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 取れるって、その確たる証拠ないわけでしょう。確かに優秀な農家、しいたけ農家さんだとは思いますが、現在の農家さんはね。ただ、個人農家であれば病気すればそれできないわけですよ。売った時点で、例えば決算サイド、例えば30日、まあ60日というふうに設けて、ちゃんと支払期日に入っていない限りは、そういう確約を取らなければそれは入ってくるっていう確信できないわけですね。しかも、決算預金か何かという制度を作ってですね、農家から売上代金が入った時点では未収金はそこから引き落とすというふうな契約でもあればですね、売上代金が生活費に流用されないようにはなりますけども、そういうふうな取り決めしているんですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この昨年の4月から今までのホダ木の回収方法が大きく変わりました。それまではホダ木をしいたけ農家に出した段階でJAの方からその代金を培養にいただいているようなそういう仕組みだったんですが、去年の4月からは、そうではなくて、しいたけ農家からいただく、要するにしいたけ農家がきのこを売った時のその代金からいただくっていう形で、まあいわゆる私ども培養からとりますと非常にリスクのあるそういう支払方法になったというふうに思っています。その部分については、今

期の営業計画の部分でもやっぱり何とかしなきゃいけないっていう部分の問題意識でJAと交渉していかなくちゃいけないというふうな形でなっています。それで、今の部分が自動的にしいたけ農家の方から入ってくるかというとはそうではなくて、実際にしいたけ農家に、今期の売り上げはこうで、そして培養に支払う金額こうだけでもいいかというふうな形を、JAの職員がその農家に行って相談して、その部分でちょっと待ってくれって言われれば培養の方への支払いが遅れるというそういう形になってます。だから必ずその入ったらず培養の方が先に優先的にそのお金を払ってもらってというふうな、そういう仕組みにはなってないです。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） だからその辺が心配なわけですよ。要は売上代金の入る口座から生活費として引っ張られると、ホダ木の金を取れなくなるわけですよ。だからそれは決済口座を別にして何とか決済をするという方法があるわけですけども、そういうふうなこともやってなければですね、これは未収として回収できなくなる恐れがすごいあるということだわけですよ。まして、1か月ではなくて3か月分を貸してることなるわけでしょう。しかも、会社が利息まで、農家の分の利息まで払ってですよ、これでは絶対会社としては金残りません。まして心配です。だからこういうふうなことが、何というか、ハタハタ館の問題にしても、ここの培養の問題にしても、金詰まりが起こる可能性が大だということで、培養の場合はましてもうそういう状況なってるということですよ。で、借り入れまで増えてる。もっと売り上げが増えれば、もっと借り入れ増えますよ。こういう状況分かってて町長運営していますか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 培養のことはハタハタ館とまた違うと思います。して、培養はやっぱりしいたけ農家あってこそその培養で、お互いがいい関係でいっていかねばならないと思います。まあいずれご提案、ご意見こう真摯に受け止めますけれども、現実問題として、いきのこを販売して売れてる限りはお金は回っていきますから、そういう形に。ただ、口座の部分については、これは少し説明しなきゃいけないんですが、まず培養のホダ木を農家にやります。で、農家はきのこを作ります。それをパックセンターでやって、そこから販売します。販売代金については、峰浜菌床しいたけ生産組合という口座が一つありまして、そこにまとめて入ります。で、その部分の口座で、そのJAの担当者がその各農家へ、そのあなたの売り上げはこうでしたけども培養の支払い

こうですよっていう形をお伺い立てて、その上で農家の承諾を得てから培養に支払うということで、培養にとっては非常にリスクのある支払方法、そういう形になってます。その部分で、今年度の計画の部分ではJAとそこの部分については協議していかなきゃいけないというふうな形で、こう経営方針の部分にはうたっております。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いずれにしてもですね、会社の運営、まあこの財務に関しては特に慎重にかかっていかないと駄目なわけですよ。まして第三セクターであるがゆえに金が回らなくなるとですね、町でまた貸付をしたりすることになるわけですね。そういうふうなことがないように、しっかりその社長職っていうものはやらしてもらわないと駄目だ。だとするとですね、忙しい身の町長の立場でやっていけるのかどうかということを知りたいわけですが、辞めた方がいいと私は思うわけですが、どうですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ありがとうございます。現実問題として、まず昨年、こう町長もし務めることになれば両三セクの社長にはなるというふうな認識はありましたけれども、それを1年もやってみないで即駄目だというわけにはいかないし、先ほどの答弁でもお答えしたとおり、三セクの社長だから、三セクだから町長が社長になるというふうなそういうものではないとも思ってますし、そういうところもあります。ただほとんどが三セクの社長は首長さんなってると思うんですが、これから調査しますけれども、ただいずれ今の培養の部分は、JAと町と培養、三者が株主、三者だけが株主です。だから、その中でどういう形の社長、有料でもってくるのか、今いる人を社長にするのか、まあそういう部分も含めて、あと、町がここの部分にどういう、ハタハタ館も同じなんですけども、社長辞めた時にどういう関わり方をしていけばいいのか。全くその役員に誰も出さないっていうふうな形になれば、議会の議論にも支障が出るわけですから、まあいわゆる社長は私でなくてもいいんですけど、ただどういう、町として大株主としてどういう形の関わり方がいいのかというのは、これはもう少し検討していかねばならないと思います。ただ私自身は、自分の業務を考えたらかなり負担になってるのは確かです。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 聞くところによるとですね、町長はいろいろな役職をやってると。今のハタハタ館、培養、それから社会福祉協議会、それから自治会長、何とか高校の同

窓会長、そのほかにもあるんですか。それらも負担なってませんか。あまりにも多過ぎてですね、そういう社長職はやれないと思うんですが、みんな辞めたらいかがですか。どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ありがとうございます。現実的には、実際拘束されるのは社協の会長。ここの部分はいろんな会議がありますし、それといろんな、まあそれとあと出勤はしなくなりました。それから、いろんな役職の部分については、ほとんど参加できておりません。ただ同窓会の会長だけは、これは年何回か同窓会としての主要行事がありますので、その部分については日程やりくりしてやっていますが、それ以外に例えば東京同窓会とかそういうところに行く部分の用事があれば、それは副会長に行ってもらったりとか、町内会もそういうふうな形でほとんどまずタッチできない、していない状況です。で、この次、後任がいるかっていえば、そういう形で探していくしかない。社協だけは見つかったってことであります。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 時間がないので終わりますが、逆に社長そのものの問題よりも自治会長なんかは即刻辞めるべきではないですか。どうして、自治会長が自分に物言うんですか、町長として。後任の問題はですね辞めれば出てくるんですよ。辞めない限り出てこないわけですね。あと10秒ですから端的に。辞めるか辞めないかで。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 次期に向けて辞めたいと思います。

○議長（門脇直樹君） これで2番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。午後2時より再開します。

午後 1時55分 休 憩

.....  
午後 1時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3番議員、奈良聡子。通告に従い、一般質問を行います。

洋上風力発電に対する町の姿勢について、3点お尋ねいたします。

町長の選挙公約の一つに、風力発電等再生可能エネルギーの導入推進があります。公

約を記したリーフレットに「2つの県立自然公園がある八峰町の美しい景観に配慮することを基本に、強い風を活用した風力発電等再生可能エネルギーの導入を進めます」とあるように、町長が基本的には再エネを是とし、したがって、洋上風力発電の推進に賛成の立場であるということは自明の理であります。ただし、無条件の賛成ではなく、住民の健康と景観と漁業、とりわけハタハタに著しく影響が出るようであれば、洋上風力発電に反対であるということも明言しています。町内のある漁業者によると、漁業者の7割は洋上風力発電に反対しているそうですが、それは漁業への著しい影響を懸念しているからにはかならず、それなりの反対理由があるはずです。しかし、その声は我々にはなかなか聞こえてきません。3割の賛成派に抑えられ、7割の反対派が声を挙げづらい状況にあるようです。それならば、町長自身が直接漁業者のもとへ出向いて対話の機会を持ち、意見に真摯に耳を傾けるべきではないでしょうか。

次に、低周波と健康への影響に関して伺います。

今月2日の北羽新報にも記事が出ていましたが、由利本荘市とにかほ市では、陸上風車の近くに住む住民10人が耳鳴りや頭痛、睡眠障害などの体調不良を訴えています。これまで国は、風車から発生する低周波及び超低周波音と体調不良との明らかな関連を示す知見は確認できないとの理由で、健康への影響がないことにしていますが、これは極めて非科学的で無責任かつ冷淡な態度であります。関連を示す知見が確認できないからといって、全く関連がないと言い切ることはできないのではないのでしょうか。私は、体調不良と風車発生する低周波及び超低周波音との因果関係がないとは言えないと思います。3月議会で町長は、私の一般質問に対し、「洋上風力は陸上風力よりもかなり遠くに立地されるので、人体への影響は少なくなる」と答弁しましたが、現行の事業計画ではせいぜい沖合2km程度であり、無謀な計画だと言わざるを得ません。洋上風力先進国のドイツやデンマークなどの事業者が日本に来ると、日本の計画が理解できないと言うそうです。ヨーロッパの環境基準では考えられないことを、今、国を挙げてやろうとしています。これで住民の健康を守ることができるのでしょうか。

3点目の質問は、住民への情報提供についてであります。

秋田県沿岸全域で計画されている洋上風力発電事業は、巨大な海洋開発プロジェクトであるにもかかわらず、町からの情報提供は事業者が開催する説明会に関するお知らせのみにとどまっています。今までに、風力発電の何たるかや事業の概要に関する情報等が発信されたことがあるのでしょうか。住民は計画の是非を判断する材料が少なく、よほ



ど関心のある方でなければ情報収集することもなく、気がつけば工事が始まろうとしている段階になっており、そうなってから騒いでも後の祭りというのが世の常であります。住民に関心を持ってもらい是非について判断する機会を与えるためにも、デメリットも含めた洋上風力についての正しい情報を提供することは行政の責務だと考えます。この重大な問題について、多くの住民が無関心で、中には諦めの境地にある住民も少なくありませんが、これでいいのでしょうか。行政が情報提供に消極的であることは、事業者に荷担することに等しいと言っても過言ではなく、事業者にとってこれほど好都合なことはありません。しかし、住民にとっては誠に不幸な事態であると言わざるを得ません。これについて見解を伺います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

はじめに「漁業者の7割は洋上風力発電に反対であり、漁業者との対話の機会を持つべき」というご質問であります。 「漁業者の7割が洋上風力発電に反対している」との事実は、現在まで町では把握しておりません。

また、漁業者との対話につきましては、再エネ海域利用法に規定する協議会において、周辺市町村及び漁協を含む利害関係者で協議を行うこととされており、漁協の代表者は組合員である漁業者の意見を集約して協議に臨まれるものと理解しております。

したがって、協議会が設置された段階で、漁業者の意見を集約した漁協の代表者が意見を述べることとなりますので、今、町として漁業者との対話の機会を設ける考えはありません。

次に、「由利本荘市とにかほ市では、住民10人が体調不良を訴えている。低周波との因果関係がないとは言えないと思う」というご質問であります。風力発電から発生する低周波音と健康への影響については、平成31年3月定例会での奈良議員からのご質問に対してお答えしていますが、環境省が平成28年11月に公表した「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」報告書では、風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認できなかったとしております。

また、私が昨年11月13日・14日に行きました、過去に風力発電所の低周波音等による健康被害があったとされる自治体でのヒアリングにおいても、低周波音等と体調の変化

との間に因果関係は確認できなかつたと伺っております。

町内においても、沼田地区に7基建設し、本年2月から商業運転を開始した八峰風力発電所及び目名潟地区に2基建設し、本年5月から商業運転を開始した峰浜風力発電所がありますが、現在まで近隣住民から騒音や体調の変化に関する苦情は寄せられていません。

これらのことを踏まえますと、繰り返しになりますが、洋上風力発電については陸上風力発電よりもかなり遠くに立地されますので、人体への影響の懸念は、より少なくなると考えております。

次に、「行政側から、デメリットも含めた洋上風力発電についての正しい情報を住民に提供すべき」というご質問であります。風力発電施設を設置するにあたっては、制度上、事業者の責任において関係住民に計画の説明がなされ、正確な情報が伝えられるものと考えております。

また、再エネ海域利用法に規定する協議会が設置された際には、協議の経過について広報等を通じて住民に周知するとともに、必要に応じて住民からの意見を聴取し、取りまとめた意見を協議に反映させるなど、より多くの方々からご理解いただけるような方法で対応してまいります。

○議長（門脇直樹君） 3番議員、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今非常に腹立たしい思いでいっぱいです。何度も聞いた答えです。事実、7割の漁業者が反対しているという事実を把握してないと今おっしゃいましたけども、どういうことですか。全然話を聞いたことがないってということですか。漁業者と直接対話したことがないんですか、今まで。答弁求めます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私の方から逆に聞きたい思いです。私は町長として、いろんなところでその漁協のトップの方とお会いします。この方は組合員に選ばれた方です。その方と意見交換して、その方も、秋田県が今回促進区域を国に情報提供する際に、その協議会に入っただけかという部分、打診されたそうですが、その組合長が、どういうふうな形で組合員の意向を把握していけばいいのかっていう部分を、アンケートをしてやるのか、あるいは各地域地域にあるその支所のトップを集めてやればいいのか、いろんな部分で悩んでいる時に、奈良議員が7割以上という、7割の方が反対というふうな話されるもんですから、そこの部分について逆に私の方が、どうしてそういうふう

な形が言えるのかっていう部分を逆に聞きたいくらいです。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 直接聞いたからですよ、漁業者から。それが事実です。嘘は言っておりません。

ちょっと待ってください。そのトップと会って意見交換したとおっしゃいますけども、アンケートも取ったでしょう、それは。しかし、これは全意見が反映されて集約されているとは限らないのではないですか。言いたくても言えない漁業者もいるんじゃないですか。答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私先ほどは、漁協としてまだ組合員の意向をどのようにして取りまとめるのかこれからだというような話ししている中に、こういう7割という数字が出てきたのがどうしてかなと。で、北部漁協の中でも、平成の元年あたり550人ぐらいも組合員いたのに、今170数名ぐらいです。で、その7割っていうことは110人ぐらいなんです。110人の方々の、その部分だけでもですよ、その部分の110人の方々でも、1人、2人で、そういうこう7割という数字が出てくるものかかってのが私にとっては非常に、そういう部分もあって、向こうの漁協のトップに話ししたら、いや、これからそういう部分をどうすればいいか今迷ってるみたいな話ししてましたので、通常の話の中では漁協の中ではいろいろ話はあるんでしょうけれども、具体的に7割という数字が出てきたもんですから、私の方ではびっくりしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） そうであればこれから、トップとだけではなく、一般の組合員と対話する機会を設けても別にいいんじゃないですか。1回やってみてくださいよ。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） だから先ほど、まあ3月議会の時もお説明してるんですけども、これまでは事業者とその地域との関係の中でいろんな物事が進められてきたのが、新しく法律ができて、そこに利害関係者が入った方でその協議が進められていくわけですが、その部分の一番の海上の場合は漁協が利害関係者の一番トップになるわけですが、そこにその組合員から選ばれたトップがいるわけです。その人方がその組合員の意向をまとめてやろうとする時に町がその漁協の組合員を集めて意見交換するというのは、それはやっぱり筋が違うと思います。

- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） そうですね、やっぱり町長が直接トップの人だけじゃなく、普通の声を挙げられない、なかなか大きい声挙げられない漁業者とですね直接対話して意見を聞くということは大事だと思うんですよ。そしてなぜ反対しているのか。まあ賛成の人もいるでしょうし、直接その声を聞いてほしいんですよ。やみくもに反対してるわけじゃないと思うんですよ。で、私はその7割反対してると聞いた漁業者も、若手ですけども一生懸命やってる、非常に積極的に漁業経営を考えている若い漁業者です。そういう方から直接意見を聞いてほしいんですよ、トップの人だけじゃなくて。法的の場だけでしか町長は意見を聞くことはできないんですか。答弁をお願いします。
- 議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 先ほど来申し上げておりますけれども、漁業協同組合というのは大きな組織ですよ。で、組織の部分の中の話を外から、いわゆる町、町長だからといってその人方を集めて意見を聞くというのは、これはやっぱり筋が違うと思います。まず組織があるわけですから、その漁協の中でどういう形で取りまとめるか、漁協の部分でまだそういう話をしていない段階で、その部分を町が集めてどうなんだって話は、これはやっぱり私が逆に漁協の組合長だったら怒ると思います。
- 議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） では、漁協のトップに頼んでみたらどうでしょうかね。直接聞きたいので集めてくれないかって。そこに私も同席したいと、そういう頼み方っていうのはできないんでしょうか。
- 議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 漁協の方では、法定の協議会に臨む前にどのような形で自分のところの組合員の意見を取りまとめていくかという部分で、今思案をめぐらしています。その時に、漁協の漁業者の集まりの中に漁業者でない人が入った時、で、逆に話できなくなるといってませんか。私とすれば、漁業者の団体の部分がそういう法定の協議会に臨まなければいけない立場にありますから、その部分で、自分の団体の選ばれた人がそのトップになってますから、その人が自分の団体の組合員の人方の意向をどのようにして調査するのかと今、アンケートがいいのか、それとも各地域の支所のトップの人方集めて聞けばいいのか、そういういろんな話されてましたけれども、そういう部分で、まず漁協の方でこうやっていくべき話で、そこへ漁業者でない人が入ってくるとなかなか

声出す、逆に出しづらいと思います。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） じゃあ聞きますけども、その集約された意見を聞くしかないということになりますよね。永遠に個々の意見を直接聞く機会はないということになります。それでいいんですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 法定の協議会が、どういうメンバーが選ばれて、どういう形の部分で意見交換されて促進区域が指定されるのか、まだ明らかにはなってませんが、それぞれの立場がそれぞれの立場で自分たちの意見を申し述べる、そういう場だと思っています。だから私は、漁業者、漁業者というよりもいわゆる議会の人がどういう話ししてるか、いろんな、私町長になってからもう5回目の議会ですから、その5回目の議会の中に膨大な量の意見交換の部分がありますので、そういう皆さんがこう指摘された懸念の部分も踏まえながら、そういう場には臨みたいと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） その協議の場にですね、広い意見を持った人が臨むということになるんですよね。まあ反対賛成の立場、どちらの立場の人間もその協議会のメンバーになるってということになりますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。

○町長（森田新一郎君） ちょっと休憩してください。資料を探します。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時21分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） どういう方々がこのメンバーに入るのかっていう部分については、まだ情報が入っておりません。いわゆるこの海域の部分に関係者というふうな形になりますから、その中に今奈良議員がおっしゃったような賛成派とか反対派とかそういう形ではなくて、まああくまでも利害関係者は入ると思いますけれども、その利害関係者の部分でも賛成の意見もあるし反対の意見もあるかと思いますが、いずれメンバーは

まだ確定されておられません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 同じようなことを聞きますけども、その漁業者の意見を聞く場に町長が行くと思うように意見が言えないのではないかということですけども、やっぱり町長は住民の代表であるわけですよ。もちろん行政の長ですけども。住民の代表として、その住民の生の声を聞くということは大事なことなんじゃないでしょうか。ざっくばらんな雰囲気でも漁業者の声を聞くということはできませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 何度も申し上げますけれども、漁協の方で今それをどうしようかという悩んでる部分なんで、そこの漁業者の方々がまずそうやって意見交換してどう対応するのかという、そこは大事だと思います。私自身もあちこちの団体にお招きいただきますけれども、お招きいただいた団体にしか行きません。お招きいただかない団体にまでは行ってませんので、そういう意味では、まず漁業者の皆さんでどういうふうな形で対応していけばいいかという部分を、漁業者の皆さんで声を出していければいいんじゃないかと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 1番についてはもうこれ以上聞いてもらちが明きませんので、次の質問、2番に移ります。

これも今までの答弁どおりなんですけども、環境省の報告書っていうのは、これはもう自分たちに都合の悪い情報って投げないわけなんですよね。環境省に限らず、どこのお役所もそうなんですけども。健康と低周波音との因果関係は確認できなかった。確認できないっていうだけで、その因果関係がないということにはならないでしょう。町長はどう思いますか。確認できなければもう影響はないということにしてしまってもいいんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 環境省の方でも、こういう問題があると、昨年11月に行った田原市というところでもそうでしたけれども、こういう住民の健康部分に関する問題が出た場合には、その当時の田原市と、それから愛知県と、して、その途中から国も入っていろんな対応を協議したそうでもあります。したがって、国の方で、環境省の方では、その部分に対する懸念はいろんな形で出されてる部分を踏まえながら、何度も何度も

調査しながら、で、国の部分が奈良議員は信用できないとおっしゃいますけれども、結局、国のその基準とそういう指針等については、国の職員が作るんじゃないで、その道の専門家を集めながらやってきてるわけですから、そういう中の部分では、まずそういう環境省が出された部分で明らかとなる知見がないと言われれば、今のところは私はそちらの方を信用してやる考え方です。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 専門家っていてもいろいろいましてね、御用学者もいるわけですよ。大概、国の諮問機関というのは、そういう自分たちに都合のいい意見を述べてくれる学者を主に集めて意見を出すっていうことが往々にしてあります。ですから、国がこう言ったから間違いないだろう、それをうのみにするっていうのは、私は、何と言いますかね、盲目的と言いますか、非科学的だと思います。やっぱり森田町長ほどの知性を備えている方でしたらね、一度ちょっと疑ってみるといってもいいんじゃないですか。知見がないから関係がない、こういう考え方では何も事実は明らかにならないんですよ。いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先般、北羽新聞には健康被害に関する記事が載っておりました。で、私自身は風車っていうのは二、三年前から見たわけではなくて、何十年も前から見えています。で、秋田県の中に200基以上あるわけです。これも何度も答弁していますが、能代市にもたくさんあります。で、八峰町にも9つできました。で、三種町にもあります。そういう部分の部分についても、健康被害の報告ないんであります。だから私どもの方に、もし八峰町の方に健康被害を訴える方がいれば、即役場と業者と、それと県も交えながら対応策を協議しなきゃいけないというふうなそういう認識でいます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 能代山本からは健康被害の報告は今のところは確かにないです。ないと思いますけども、設置して何年かしてから症状が出てくるっていうこともあり得るわけです。まあそうなれば対応すると今おっしゃいましたけども、町長も答弁、これまでの議会で答弁されましたけども、そういう健康被害ということは起こってはならない。起こってはならないと言いましたけども、起こってはならないじゃなくて起こしてはならないんですよ。起こしてはならないのですから、これは建ってしまってからでは遅いわけです。その影響というのをちゃんと見極めないで。

この洋上、今までにやったことのないような大型のプロジェクトですよ。これはしっかり調べてからでないと、とてもやれないことです。由利本荘の方では、もうこれレノバのああいうすごい計画ですけど、人体実験だって言ってるんですよ。私もそう思います。やってみなけりゃ分からないっていう、そういうものを建てさせるわけにいかないんです。ですから、町長、もう少し環境、特に水中生物とか海流の変化とかも起きるかもしれません。そういうものに対する影響調査、これは事業者のやるアセスではそこまでは調べないと思います。やるのはモニタリングだけです。どういう季節にどういう魚がいてとか、そういう実態調査みたいなものしかやらないので、もし水中でこれくらいの音を出せばこれくらいの魚がいなくなるとか、ハタハタは逃げるとか、そういう専門的な、まあ音に関してだけでもいいです。低周波、その調査だけでもいいので、独自に町でやるというような考えというのは持つことはできないでしょうか、今後。よろしくお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） それは何度も意見交換してお分かりのとおり、それは今の法律の枠組みの中では事業者がやることになってますので、町独自ではやるつもりはありません。

本当にこれ、洋上風力の部分については、今までは陸上風力の場合は、その地域と事業者の部分で決まっていたようなそういうこう流れがありますけれども、この洋上風力に限っては、何度も申しますけれども、法律ができたっていう部分については非常に意義がある話なんです。そこの部分で今奈良議員が言われたようなそういう震動、前回も議員数人から言われましたけど、震動に関する影響とか、そういう部分なんかもこうお話しすることができるそういう場がありますので、まあいろんな部分はこれから、そういう場ができたことによっていろんな要求が出せますので、あえて自分のところで、今の町の部分でそこの部分の調査を町単独でやるという考えはありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、その協議の場で事業者に今言ったようなことを求めていただくことはできますか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） いろんな懸念が出されてる部分ありますので、そこの部分については、私もそうですし、ほかの利害関係者、特に漁業関係者の方々からはいろんな意



見が出されると思います。もしいろんな意見出されなかったら、私の方から、もし私の八峰町沖が促進区域の一つに指定されて私とその協議会の場に出席を求められた場合は、そういうふうにしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） そこは是非強く求めていただきたいと思います。

それと、この洋上風力の距離ですね。この距離について、せいぜい1 km半から2 km。水平線が見える限界点っていうのは大体4 kmだそうです。ということは、2 km程度であればもうすぐ目の前に並んでるのが見えるっていうことです。これについて、町長は計画どおりもし、もし洋上風力ここに建つことが決まった場合に、その2 kmでいいと思われませんか。それ以上遠くに離してくれと要求するつもりはありませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 距離の部分については、何 kmがいいのか。これは深くなれば深くなるほど工事費が嵩んで事業者の部分の採算割れっていうんですか、経営が成り立たなくなりますので、どのくらいがいいのか。これも協議会のところでいろんな観点から審議されることだと思います。特に底引き網船が通るようなそういう場所がどうかとか、そこは駄目だとか、まあ漁業関係者からはいろいろ意見が出されると思います。で、今その2 kmがどうか。今、陸上で問題になってるのは数百 mの話。600 m、700 mの話の部分ですので、それよりは相当遠い感じではあると思います。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 遠くなれば工事費が嵩むっていうのは分かっていることです。ですから、今町長が言ったのはもう完全に事業者側に立った意見でありまして、もしね2 km以上離してやるとなればとても採算が合わないというのであれば、じゃあやめてくださいって言うしかないのではないのでしょうか。2 kmっていうのはね、ヨーロッパではとても考えられない距離です。たぶんおそらくそうでしょう。もし近くにあったとしても、もう少しワット数の小さいものとか、小さい風車だと思います。こんな巨大な風車がここに何十基も建つっていうことは、もう今までの町の風景も変わりますし、何もなかった頃に育った私たちにとってみれば、何でこんなものが出ていう非常に恨めしい思いがするわけです。距離どうのこうのって言いますけどって言いますけどね、やはり目に見えないぐらいまでは離していただきたいと思います。ヨーロッパでは何十 kmっていうのは、これ常識ですよ。何十 km離すというのは。こういう計画っていうのはお

そらく日本だけだと思います。もう一度答弁求めます。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 本当にヨーロッパと言われても私すぐ見に行けないんであれですけど。

○3番（奈良聡子さん） 見なくていいです。

○町長（森田新一郎君） ただ現実的に、どういう立地場所になってどういう考え方でいくのかってのは、その法定の協議会の場になるんですが、今現在、4月15日に県の方で促進区域の県の情報を出して、今、国の方でその参入する予定の業者から情報を収集してる最中だと伺っております。そういう状況の中で、こう国の方でどういう促進区域案を出してくるのか。まあその過程、その中でどういう事業者がどういう立地で出てくるのか。そういう部分見てみないと、何とも今のところは言えないです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、次の3点目に移ります。

制度上、事業者の責任において情報提供するということですが、それも分かっていることでありまして、やっぱり住民がその洋上風力について知る機会っていうのは、まあ新聞で知るとか、ちょっとネットで情報に触れるとか、そういう程度なんですよね。関心を持っている人はいろいろ調べるでしょうけども。でも、これではやっぱりあまりにも事業者任せで、行政は責任放棄してるというふうに言わざるを得ないと思います。我が町では今度こういうふうな計画が持ち上がってて、もしできた場合にこういうふうになるんだよとか、その場合にこういうメリットがある、デメリットがある、これを住民に知らせる義務はあるんじゃないんですか。答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 住民にその事業者の計画を、こういうふうな形で。ただ、盛んに奈良議員はデメリット、デメリットって言いますが、その部分とか、メリットは前回の山本議員の質問の部分でお話ししたんですが、そういう部分も含めた情報提供っていうのは、これまでの部分ではアセス法の中の流れで業者がやってきているので、その部分については皆さんにこう、皆さんから求められて情報提供したぐらいなんですけど、今度の部分については、その協議会の事業内容の部分について住民等に広報等で知らせることは可能です。ただその前に、今こういう計画になってこうなるとかかっていう部分については、今現在この地域が促進区域として指定されるかどうか

分からない、そういう部分なので、今現在は来てる部分は皆さんにはお話ししてはありますが、けれども、どういう計画までっていうのは、私自身もまだ全部の会社から情報提供受けるわけではありませので、それを広報等で載せるような考え方は今持ってありません。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 促進区域に指定されてしまったらもう遅いんですよ。指定されたら建つということなんじゃないんですか。ですから建てていいものか悪いのか、町民が判断する機会が必要だってさっきから言ってるんですよ。広報で「こういう計画があります」、その程度知らせるといことはできるんじゃないんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 簡単に今回の省エネ海域利用法の部分ちょっとご説明しますと、今現在は、4月15日付けで秋田県が4区域について促進区域として可能性ある旨の情報提供しております。それが国の方で今、手を挙げてる業者の部分からの聞き取り調査してる最中だそうです。そこの部分を受けて、国の方で第三者委員会という部分を作って、それで促進区域の案を作るそうです。その促進区域の案をその当該地域の法定協議会の場で協議する話になりますから、で、その部分で、その法定協議会の協議結果を踏まえて国が指定するということですので、促進区域が指定されればそこに必ず建つというふうなそういう状況ではありません。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ついさっき小耳に挟んだ話ですけども、能代市では、洋上風力についてチラシのようなものを作って配布したそうです。これは確かな情報、聞いた話なんで私もちょっと確信持てませんけども、そういう話もありますので、是非確認してみてください。

私の方から以上で質問を終わります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで3番議員の一般質問を終わります。

次に、1番議員の一般質問を許します。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 1番、議長の通告により一般質問を行います。

圃場整備事業についてですが、能代山本では圃場整備率が全県で最下位である。その能代山本管内でも八峰町は46.8%の整備率で、管内一番低い。年々高齢者を中心に離農者が増えている。平成31年度3月31日現在、認定農業者は243名のうち個人が233名で、

60歳以上の人は153名で全体の65.67であり、60歳以上は八峰町の農業を支えているように見える。担い手の若い後継者や農業法人では、圃場条件が悪い圃場で作業に苦慮している。特に今年は水不足で農作業が遅れ、田植えに影響し、植えた苗などが枯れるなど、今後収穫量の減少が危惧される。現在、若い後継者がネギのメガ団地のサテライト方式に取り組むなどを目指している人の声が聞こえてくる。若者が法人を設立した。30歳で頑張っている。認定農家の若い後継者を育てていくためにも、土地改良への補助は必要である。土地改良の圃場整備は、10年先まで候補地が決まっている。それに割り込んでいくには、町も関わらないと候補地になれない。このままでは受け手の若い後継者や農業法人の集積は進まないと考えるが、町長の考えは。

2つ目の災害対策について。

今年も全国で過去になかった大雨で各地が被害を受けている。数年前、豪雨で埴・大信田集落が一時孤立した。その後、災害時に迂回路（パイパス）の計画案を聞いたが、その後の進捗率はどうか。町長お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 水木議員の質問にお答えいたします。

能代山本地域において、平成30年度までに30a以上の区画に整備された「圃場整備率」は、平均が51.8%、最も高いのは三種町で57.7%、八峰町は46.8%と最も低い状況であることは水木議員ご指摘のとおりであります。圃場整備が進まない主な要因としては、関係農地の相続未登記や費用負担などから一部農家の同意が得られず、圃場整備事業が進められないということが考えられます。

圃場整備事業については、農協青年部や町内の法人会等との意見交換の場でも話題として取り上げられ、労働力不足の中で持続可能な農業を実現するには、農地を集積し規模拡大に取り組み、農業機械の大型化を図っていく必要があります、そのためには、八峰町における圃場整備率の向上が重要な課題であると認識しております。

このため、県や町では、これからの圃場整備事業に取り組む地区については、「農地中間管理機構関連農地整備事業」の活用を進めているところであります。この事業は、農地の相続登記や受益者の100%同意など一定の条件を満たせば、整備事業に要する農家負担分は国が全額負担し、農地を所有する農家の負担がゼロという事業でありますので、これからの圃場整備事業の主体となっていくものと考えております。

芹田議員の質問にもお答えしたとおり、基盤整備を推進するには地元農家全員の盛り上がりで合意形成が重要であり、事業実施を希望する地域については、町や県・機構がいつでも地域に出向いて説明会や勉強会を行い、農家負担がゼロで実施できる事業の周知を図りながら基盤整備を促進していくとともに、地域の担い手に整備された圃場の集積が図られるよう努めてまいります。

次に、災害時の迂回道路（バイパス）計画の進捗状況についてであります。

これまで有事の際に大信田集落が何度か孤立しており、直近では平成27年7月に梅雨前線に伴う豪雨により埴川が氾濫し、町道大沢大信田線が冠水する被害を受け一時「大信田地区」が孤立する事態に陥り、「横内地区」においては氾濫水が住宅地へ流入する恐れが生じたため、一部に「避難勧告」が発令されました。

このバイパス計画の目的は、埴川の河川沿いに住んでいる住民の生命と財産を守ることが第一となりますが、加えて、埴集落内は道幅が狭い上に直角に近い急カーブが2か所あり、大型車両も多く通ることから、交通事故の危険性を回避することを狙いとしているものと認識しています。

水木議員からは2年前にも同じ質問を受けておりますが、改めて経緯について簡単にご説明させていただきます。

当初の計画では、埴橋手前から埴集落を迂回し大信田集落へ結ぶルートでありましたが、事業着手へ向けた用地確認等の準備段階で相続関係における所有権移転登記が見込めないことなどが判明し、この区間のバイパス事業に関しては断念したと聞いております。その後、少なくとも有事の際に大信田集落を孤立させない対策として、町道大槻野線と埴から大信田間の町道とを結び、大槻野集落へ通り抜ける最短ルートで道路整備の可能性を探ってまいりました。新たに接続する路線の延長を短くすることにより地権者を4名まで絞り込み、これまでに関係者へ道路整備のたたき台を示しながらご理解と用地協力をお願いをしてまいりましたが、個別に登記簿調査などを進める中で抵当権設定による障壁や亡くなられた方の名義がそのまま未相続となっているなど、なかなか見通しが立たないことから、現在のところ暗礁に乗り上げている状況となっております。

一方で、豪雨による埴川の氾濫に対し、河川管理者である県に、住民の安全安心を確保するため、新規事業として早期に埴川の河川改修事業に取り組んでいただくことを要望してまいりました。県ではこれを受け、平成28年度に埴川の一部区間を調査し、翌年9月に関係住民へ現状説明を行い、現在、その際の意見や要望事項を踏まえつつ更なる

詳細調査を行うことを計画していると伺っております。

このように様々な課題があることから時間がかかっておりますが、現時点では、新しい道路の可能性を探りつつ、埴川の早期改修を検討しているという状況にあると理解しております。

○議長（門脇直樹君） 1番議員、再質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） これは、平成21年度に土地改良事業をやろうとして同意書が取れなくて辞退した時ですけれども、この時の反省を踏まえ、役場というか町も関わってほしいなど。説明に歩いても分からないところがあったり、まあいろいろ勉強はしたんですけども、やはりその地域の何というか、これからはやっぱり畑とかそういうのをやっていかないと、アピールする材料というか、そういうのも今若い者はちょこちょこうちの方の圃場に来てはいますけれども、30代が結構入ってきたので、そういう若い人は頭が柔らかいので作物をやるにも英知ありますので、その未来のプランというかそういう、10年後のこういうのをやっていくんだというのを住民に、地権者へPRしないと、これなかなか同意書は集まらない。今貸してる人いるんですけども、その法人に入ってきてるんですけども、法人のやってる仕事を、法人が仕事が間に合わないので地権者がもう草刈りとかそういうのを手伝ったり修理をしたり頑張ってる、法人を助けようと頑張っているところなので、是非とも、そういうことがあるので町としてもそういうのをビジョンを描けるような指導というか、そういうのを町も教えてくれれば、土地改良の役員の皆さんも、「俺だって分がらねじゃ、理事長説明してけれ」って「俺も分がらねじゃ」って、前説明した時そんな感じだったので、「いや、もっと勉強せえや」ってしゃべっていったんですけども、やはり町がそこに携わって、こういうふうにするんだよっていうこと指導をできないものでしょうか。町長お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 説明会は1回でなくて、やっぱり是非お願いしたいのは、そういう分からないでいた人方を何とか集める、そういう部分を頑張ってもらえれば、こちらの方では説明会、勉強会、そちらの方は機構、県、町でやりますので、そういう形は是非お願いしたいと思います。で、各家々を回って歩く、個別に同意いただく部分に関しては、芹田議員にもお答えしたんですけども、そこまではやっぱりまず土地改良区の方で頑張ってもらいたいというふうな思いがあります。

それから、10年後のプランと、ビジョンとかそういう部分については、昨年、JAの

若い農業者の方々と意見交換したんですけど、その際に、やっぱりおら方だけでなくて町のほかのJAに入っていない若い人方の意見も一緒に聞いた方がいいという部分で、それについては今年度何とか実現したいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 今年、水不足で困っているわけですけども、毎日のようにポンプを持って回ってるわけですけども、川にも水がないのと思って今考えてみたんですけども、圃場整備すると全部田んぼにするわけじゃないですよ。そうすれば水がそんなに使わなくて済むかもしれないということになります。そして、畑を、畑、田んぼをこうしてるんですけど、土はいいんです。畑にしてもいいかなと思うんですけども、ちょっと問題がありまして河川。大排がない。そういう「ない」でちょっと河川の方に聞いたんですけど、まだまだ始まらないということで、それが始まるとあそこもいい田んぼ、畑もできると思うので、町長、その辺を厚くバックアップしてもらえればということですけども。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 芹田議員の質問とだぶるところもあるんですが、昨年、大沢の土地改良区の代表の方も一緒に見えていろんな意見交換をしました。町の方とすれば、まず一番先に進む地域の部分は10haということで小さかったんで、これはまず分かりましたというような話をしたんですが、大沢の場合100町歩を超える大きな計画ですので、その部分については、まず金額がどのぐらいかかるのか、その辺から考えていかなきゃいけないので、その時にはもう少し進んでから相談しましょうという話にしました。町とすれば、先ほども申し上げましたとおり、これからどんどん労働者、いわゆる田んぼ、あるいは畑をやる人が少なくなっていく中で、どうすればこの食料を生産していく、いる土地を守れるのかという部分の問題意識持ってますので、そのためには圃場整備を進める必要があると考えてます。そういう意味で、だからといって全ての負担を町でというわけにはいかないと思います。議会の同意も必要ですので、そういう部分については個別に頑張っていきますが、圃場整備部分については応援していくっていう姿勢は基本としては持ってます。いわゆる大沢だけじゃなく、今、土地改良区のないところもありますので、その部分をどうしていくかっていう部分も大きな問題だと思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） バイパスというか、2問目の質問ですけども、前にもちょこっと

聞いてるんですけど、もうちょっとかかるよということを担当から聞いたんですけども、あそこもう今年はこのとおり異常気象みたいな感じなので、この後雨が降ればまた孤立する可能性があるので、こう早めに対応策をお願いして終わりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（門脇直樹君） 答弁いりませんか。

○1番（水木壽保君） いりません。

○議長（門脇直樹君） これで1番議員の一般質問を終了します。

日程第3、発議第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第4号採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第4、発議第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。



説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第5号採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和元年6月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午後 3時05分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 2番 山 本 優 人

同 署名議員 3番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4番 腰 山 良 悦